

〔 懇話会に提出された資料 〕

県からの提出資料

この懇話会において、諮問事項についての審議を行うにあたり、県から、現庁舎が抱える課題をはじめ、整備方法と建設場所、県庁舎のあるべき姿・規模・機能、建設手法などについて、資料が提出され説明を受けるとともに、委員からの質疑に対し説明が行われました。

県から提出された資料は、次のとおりです。

1 現庁舎が抱える課題

(1) 現庁舎が抱える課題 ① ～ 分散化・狭隘化・老朽化の進行 ～

① 現庁舎の現状

現在の庁舎は、県庁舎が昭和28年、警察本部庁舎が昭和29年に建設されて以来、行政ニーズの拡大等に伴い事務量が増大し、狭隘化が進むとともに、今日においては、県庁舎が14棟に、警察本部庁舎が7棟に分散し、駐車場も不足するなど、県民に対する行政サービスの向上や行政の効率的な運営を図るうえで、様々な支障をきたしています。

(7) 県民サービス上の課題

(a) 庁舎の分散化による影響

現在、県庁舎については、長崎市内に6地区14棟、警察本部については、同じく3地区7棟に庁舎が分散しており、県庁舎と警察本部庁舎を合わせて、民間庁舎や会議室等の借上げ費用が年間約2億円にのぼっています。

この結果、執務室も部局ごとに集約することができず、効率的な事務執行に支障をきたすという執務機能上の問題に加え、来庁者がどこに課室が配置されているか非常にわかりにくいといった県民の利便性の面でも課題を有する状況となっています。

◇ 庁舎の分散化の状況

年度	県庁舎	警察本部	合計	摘要
現在	14 (5)	7 (2)	21 (7)	
昭和63年	7 (1)	2 (0)	9 (1)	「長崎県県庁舎建設整備基金条例」の制定

※ ()は、借上げ庁舎数、内数

◇ 庁舎ごとの所属配置と職員数（平成20年度）

〔県庁舎〕

（単位：人）

区分	庁舎	配置されている所属	職員数
県有庁舎	本館	(下記以外の所属)	946
	第1別館		440
	第2別館	福祉保健部の一部	33
	第3別館	(会議室等)	0
	新別館	防災危機管理監、教育庁	232
	大波止ビル	文化・スポーツ振興部 教育庁の一部	86
	長崎交通産業ビル	県民生活部の一部	8
	出島交流会館	企業振興・立地推進本部 県民生活部の一部	21
	商工会館ビル	労働委員会	10
借上庁舎	日本生命ビル	環境部、県民生活部、 福祉保健部の一部、病院局	194
	第一森谷ビル	教育庁の一部	48
	第二森谷ビル	監査事務局	18
	橋本商会ビル	観光振興推進本部、物産流通推進本部	46
	江戸町センタービル	人事委員会事務局	15
合 計			2,097

〔警察本部庁舎〕

区分	庁舎	配置されている所属	職員数
県有庁舎	本部庁舎	(下記以外の所属)	595
	県庁新別館	生活安全部の一部	20
	松ヶ枝別館	刑事・交通・警備部の一部	84
	大浦別館	(会議室等)	0
	矢上交番	生活安全・刑事部の一部	60
借上庁舎	日本生命ビル新館	警務部の一部	36
	第一森谷ビル	警務部の一部	15
合 計			810

◇ 庁舎の分散状況



◇ 庁舎等の借上げに要する費用（平成20年度）

（単位：千円）

区分	県庁舎	警察本部	合計
庁舎借上	145,011	15,124	160,135
会議室借上	33,973	0	33,973
駐車場借上	0	3,629	3,629
合計	178,984	18,753	197,737

※ 会議室借上は、直近の5ヶ年平均

(b) 庁舎の狭隘化による影響

現庁舎のロビーや廊下など共有部分を含む職員一人あたりの延べ床面積は、県庁舎が16.5㎡、警察本部庁舎が20.1㎡しかなく、九州他県の平均と比べ大きく下回っています。

職員の執務室が非常に狭いために、多くのキャビネット等が廊下に配置され、来庁者の通行の妨げとなっているほか、緊急時の避難経路の確保上も問題が生じかねない状況です。

また、来庁者の待合室や各執務室での応接スペースも十分に確保されておらず、玄関ホールには約30人分の椅子しか配置されていないため、その狭いスペースで待機せざるを得ないなど、来庁者に多大な不便をかけています。

さらに、会議室が十分ではなく各種会議のための会場確保が庁舎内では難しいために、1年を通じて多くの会議が県庁舎周辺の会議室を借り上げて開催されており、その借上げのために多額の費用を要しています。

このように、現庁舎の狭隘化により、県民サービスや効率的な行政運営の面で多大な支障をきたしています。

◇ 職員1人あたりの延べ床面積（共用部分を含む）

区 分	県 庁 舎	警 察 本 部
長 崎 県	16.5 ㎡	20.1 ㎡
九州他県平均	25.3 ㎡	25.3 ㎡
福 岡 県	23.4 ㎡	21.0 ㎡
佐 賀 県	22.9 ㎡	21.1 ㎡
熊 本 県	25.3 ㎡	35.4 ㎡
大 分 県	25.7 ㎡	19.6 ㎡
宮 崎 県	26.1 ㎡	29.4 ㎡
鹿 児 島 県	27.7 ㎡	27.8 ㎡
沖 縄 県	25.9 ㎡	23.1 ㎡

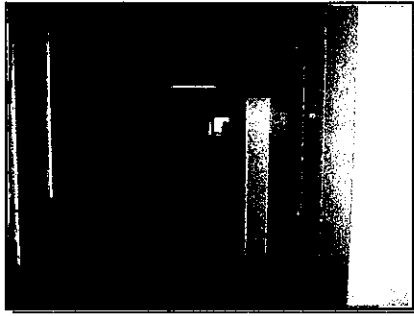
※ 県庁舎分は行政のみ（議会を含まない。）

◇ 狭隘化の状況

〔県庁舎〕



十分な通路が確保できない執務室



両側にキャビネットが置かれた廊下



30人分の椅子しかない玄関ロビー

〔警察本部〕



十分な通路が確保できない執務室

(c) 駐車場不足による影響

敷地内に十分な駐車場スペースがないため、来庁者が利用できる駐車場は慢性的に不足している状況です。

県庁舎に103台分、警察本部庁舎にあつてはわずか4台分で、合わせて107台分しかなく、これは、九州他県の平均の317台を大きく下回っています。

そのため、県庁舎の来庁者用駐車場は、常時満車状態で、混雑時にはかなりの台数の駐車待ちが生じており、来庁者の中には、周辺の民間の有料駐車場を利用せざるを得ない方もでています。

◇ 来庁者用駐車場の状況

区 分	県 庁 舎	警 察 本 部	合 計
長 崎 県	103台	4台	107台
九州他県平均	—	—	317台
福 岡 県	—	—	301台
佐 賀 県	—	—	304台
熊 本 県	—	—	568台
大 分 県	—	—	54台
宮 崎 県	—	—	236台
鹿 児 島 県	—	—	537台
沖 縄 県	—	—	216台

※ 九州他県平均は、県庁舎と警察本部が共同使用の県もあるため合計のみ

◇ 来庁者用駐車場の状況

〔県庁舎〕



多くの駐車待ちがある
県庁舎の来庁者駐車場

〔警察本部〕



わずか4台しかない
警察本部庁舎の来庁者駐車場

(イ) 現庁舎の老朽化の進行

現庁舎は、県庁舎が昭和28年、警察本部庁舎が昭和29年に建設され、建設後約55年を経過しているため、外壁をはじめ給排水や空調設備など庁舎全体の老朽化が激しく、毎年、施設や設備の改修を行う必要が生じており、そのために、最近5年間で4億円を超える多額の費用を要しています。

また、階段と廊下を区画する防火扉等の防火設備が現行の基準に適合していないなどの課題も抱えています。

さらに、「(2) 県庁舎が抱える課題② ～防災機能の確保～」で詳しく述べますが、現庁舎は、耐震性に欠けているため、近年多発する地震災害等の災害時には、防災拠点施設としての機能を十分に発揮することができなくなることが予想されます。

◇ 現庁舎の老朽化による改修に要した費用

(単位：千円)

年 度	県 庁 舎	警 察 本 部	合 計
平成15年度	46,810	22,518	69,328
16年度	46,962	24,566	71,528
17年度	35,063	33,888	68,951
18年度	87,289	11,477	98,766
19年度	81,659	20,603	102,262
5年間合計	297,783	113,052	410,835
1年あたり平均	59,557	22,610	82,167

◇ 老朽化の状況

〔県庁舎〕



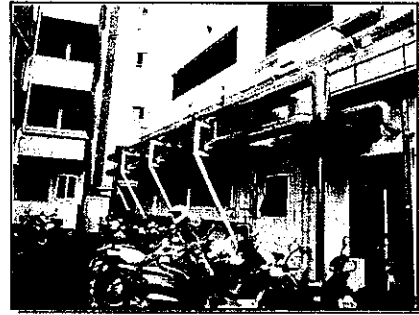
時計塔内天井のひび割れ



エレベーター機械室内のひび割れ

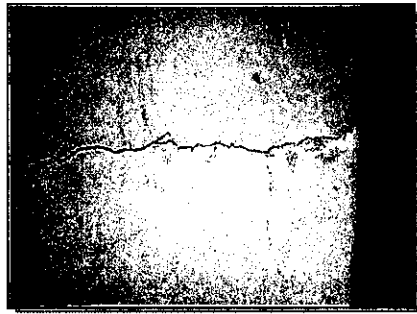


屋外に露出した配線

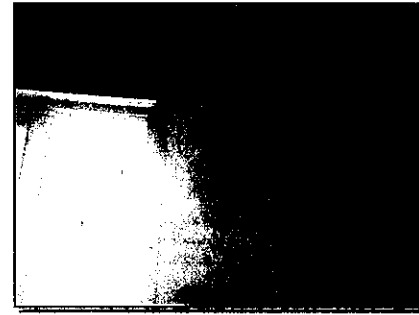


屋外に露出した配管

〔警察本部〕



庁舎内壁のひび割れ



庁舎内壁からの雨漏り

(ウ) 県議会の運営上の課題

現在、県議会には、6常任委員会と3特別委員会、及び議会運営委員会が設置されており、使用できる委員会室は、議会運営委員会室を含め2室のみとなっているため、年4回の定例県議会の開会期間中は、知事部局が所管する会議室を県議会用として長期間確保し使用しています。また、決算特別委員会など閉会中の委員会開催についても同じ状況です。

このように、全委員会を同時に開催するための会議室を確保できないこともあって、常任委員会は、3委員会ずつ前半と後半に分割して開催されています。また、県民のための傍聴席のスペースも十分に確保できない状況にあるなど、庁舎の狭隘化は、県議会の効率的かつ円滑な運営を図る上での課題があります。

なお、県議会においては、現在、議会機能を強化するため、議員全員による予算特別委員会や決算特別委員会の設置などが論議されており、これらの推移を見極めながら、検討を進めていく必要があります。

◇ 議会会議室以外での委員会の開催状況等（平成19年度）

区 分	開催回数	述べ日数
常任委員会	18回	36日
特別委員会	6回	15日
合 計	24回	51日

《庁舎等の現況》

項目	県庁舎	警察本部
建設年次	① 本館 昭和28年3月建設 (建築後55年経過) 6階部分 昭和38年8月増築 ② 第1別館 昭和42年7月建設 (建築後41年経過)	○ 本部庁舎 昭和29年12月建設 (建築後54年経過) 昭和36年以降4回増築
延床面積	① 県有庁舎 33,560㎡ ・本館、第1別館～第3別館 ・新別館 ・大波止ビル(3・7・8階) ・長崎交通産業ビル(4階) ・出島交流会館(3・6・7階) ・長崎商工会館(9階) ② 借上げ庁舎 3,895㎡ ・日本生命ビル(1～6階) ・第一森谷ビル(4・7階) ・第二森谷ビル(3階) ・橋本商会ビル(6～8階) ・江戸町センタービル(3階) ①+② 合計 37,455㎡	① 県有庁舎 15,863㎡ ・本部庁舎 ・松ヶ枝別館 ・大浦別館 ・矢上交番 ・県庁新別館(9階) ② 借上げ庁舎 446㎡ ・日本生命ビル新館(7階) ・第一森谷ビル(5階) ①+② 合計 16,309㎡
一人あたり延床面積	16.5㎡(行政のみ) ※九州他県 ・平均 25.3㎡ ・最高 27.7㎡ ・最低 22.9㎡	20.1㎡ ※九州他県 ・平均 25.3㎡ ・最高 35.4㎡ ・最低 19.6㎡
庁舎の分散状況	① 江戸町地区 5棟 ・本館 ・第1～第3別館 ・江戸町センタービル (人事委員会事務局) ② 万才町地区 3棟 ・県庁新別館 (防災危機管理監 教育庁) ・日本生命ビル (環境部、県民生活部 福祉保健部の一部 病院局) ・第一森谷ビル(教育庁の一部)	① 万才町地区 4棟 ・本部庁舎 ・県庁新別館 (生活安全部の一部) ・日本生命ビル新館 (警務部の一部) ・第一森谷ビル (警務部の一部) ② 松ヶ枝地区 2棟 ・松ヶ枝別館 (刑事・交通・警備部の一部) ・大浦別館 (各部共通会議室等)

<p>庁舎の 分散状況 (つづき)</p>	<p>③ 元船町地区 3棟 ・大波止ビル 〔文化・スポーツ振興部 教育庁の一部〕 ・第二森谷ビル (監査事務局) ・橋本商会ビル 〔観光振興推進本部 物産流通推進本部〕</p> <p>④ 出島町地区 1棟 ・出島交流会館 〔企業振興・立地推進本部 県民生活部の一部〕</p> <p>⑤ 桜町地区 1棟 ・長崎商工会館 (労働委員会)</p> <p>⑥ 大黒町地区 1棟 ・長崎交通産業ビル (県民生活部の一部)</p>	<p>③ 東長崎地区 1棟 ・矢上交番 (生活安全・刑事部の一部)</p>
<p>借上げ 庁舎等</p>	<p>① 日本生命ビル (1～6階) ② 第一森谷ビル (4・7階) ③ 第二森谷ビル (3階) ④ 橋本商会ビル (6～8階) ⑤ 江戸町センタービル (3階)</p>	<p>① 日本生命ビル新館 (7階) ② 第一森谷ビル (5階)</p>
<p>必要経費</p>	<p>○ 庁舎借上げ費 145百万円/年 ○ 会議室借上げ費 34百万円/年 ○ 老朽化による改修費 60百万円/年</p> <hr/> <p>合計 239百万円/年</p>	<p>○ 庁舎借上げ費 15百万円/年 ○ 駐車場借上げ費 4百万円/年 ○ 老朽化による改修費 23百万円/年</p> <hr/> <p>合計 42百万円/年</p>
<p>駐車場</p>	<p>〔来庁者駐車場〕 ○ 本庁舎保管 103台 ※ 九州他県 ・平均 317台 ・最高 568台 ・最低 54台</p> <p>〔他の駐車場〕 ○ 公用車 (本庁舎保管) 63台 ○ 議員用 (") 15台 ○ 記者用 (") 7台 ○ 職員用等 (") 34台</p> <p>〔合計〕 222台</p>	<p>〔公用車駐車場〕 ○ 本部庁舎保管 55台 ○ 分庁舎保管 83台 ○ 民間駐車場借上げ 14台</p> <hr/> <p>計 152台 ※ 九州他県 ・平均 159台 ・最高 246台 ・最低 70台</p> <p>〔他の駐車場〕 ○ 来庁者 (本部庁舎保管) 4台 ○ 記者用 (") 2台</p> <p>〔合計〕 158台</p>

② 課題解決に向けた検討の経緯

県庁舎については、かねてから、行政ニーズの拡大等に伴い事務量が增大し、分散化と狭隘化による県民サービスの低下が指摘される中、県議会においても、昭和46年には「庁舎建設特別委員会」が、昭和60年7月には議会運営委員会に県庁舎の建設問題を扱う小委員会がそれぞれ設置されました。また、平成元年3月には県庁舎を建設する財源を積み立てるための基金条例について審議されたほか、さらに、平成8年2月には「県庁舎建設特別委員会」が再び設置されるなど、長年にわたり、繰り返しこの問題についての議論が重ねられてきました。

こうした動きと呼応して、県においても、平成6年12月に民間有識者等からなる「県庁舎建設懇談会」を設置するなどして検討を深め、平成8年5月の同懇談会の知事への提言や上記の県議会特別委員会の議論等を踏まえて、前知事が県議会で建設場所を表明した上で、埋立事業を進めてきました。

(7) 県議会「庁舎建設特別委員会」での審議

昭和46年当時、行政事務の細分化と事務量の増大に伴い、県庁舎は著しく狭隘となり、一部事務室を借上げるなどして8棟に分散し、行政の推進に支障をきたしている状況にありました。

そのような中、昭和46年12月には庁舎建設の問題について審議するため、県議会に「庁舎建設特別委員会」が設置されました。

委員会では、主に議会棟の建設についての活発な議論が行われていたところですが、昭和48年の石油危機により日本経済が大きな打撃を受ける状況の中で、昭和49年3月、検討を一時中止することとし、同委員会は廃止されました。

(4) 「県庁舎建設整備基金条例」の制定

その後も、県議会においては、昭和60年7月から昭和61年12月までの間、議会運営委員会の中に県庁舎問題を扱う小委員会を設置されるなど、引き続き、県庁舎の建設についての議論が行われていましたが、昭和63年当時も、県庁舎が7棟、警察本部庁舎が2棟に分散するなど、狭隘化と分散化による県民サービスの低下という課題は依然として解決されないままとなっており、県庁舎建設の必要性が指摘されていました。

そのような中、庁舎を建設する場合は、多額の費用を要することから、昭和63年の定例県議会において、庁舎建設のための基金創設を求める意見が相次いで出され、これらを踏まえ、前知事が、同年第4回定例県議会において、基金創設に向けて検討することを表明しました。

このような議論を背景に、平成元年第1回定例県議会において、県庁舎建設の財源に充てることを目的として、「長崎県県庁舎建設整備基金条例」が議決され、前知事も同議会において、「21世紀は新庁舎で迎えたい。」との考え方を示し、基金の積み立てを始めました。同基金の残高は、平成19年度末現在で約368億円にのぼっています。

なお、平成15年度以降、新たな積立ては行っていないですが、これは、当時、合

併市町に交付する市町村合併支援特別交付金の財源として市町村合併まちづくり支援基金を早急に造成する必要があったことなどから、県庁舎建設整備基金の新規積立ての財源を振り替えたことによるもので、現在は、運用益のみを積立てています。

◇ 県庁舎建設整備基金の状況 平成19年度末残高 36,808,007千円

(ウ) 「長崎県県庁舎建設懇談会」からの提言

県庁舎建設のスケジュールについては、平成2年第2回定例県議会において、前知事が、「基本構想を平成5年頃に策定し、6年が基本設計、実施設計が7～8年、着工が9年、平成11年までにはできあがると思う。」と答弁しており、また、平成3年第1回定例県議会においては、「懇談会は平成5年度の初めに設置する。」と答弁しています。

このように、当初の計画では平成5年度には基本構想を策定することとなっていました。が、雲仙岳噴火災害の復旧・復興事業が本格化することもあり、平成5年第1回定例県議会において、前知事が「県庁舎建設の基本構想については、平成6年度以降の早い時期に策定することとした。」と延期を表明しました。

その後、県議会においては、県庁舎建設についての活発な議論が行われ、特に、県庁舎建設に向けた基本構想の早期策定を求める多くの意見が出されました。

このような議論を背景に、平成6年12月、県庁舎の基本的在り方等について、広く県民の方々のご意見を聴くために、県として民間有識者等からなる「長崎県県庁舎建設懇談会」を設置しました。

この懇談会では、1年7ヶ月にわたり、県庁舎のあるべき姿をはじめ、規模、機能、建設場所などについての活発な議論が行われ、平成8年5月に「新庁舎の建設場所については、現在地を基本とするが、魚市跡地や行政区域を越えて新たな発想をすべきとの議論もあり、県民の理解を得るため、警察棟の建設場所や仮庁舎の問題、さらに建設コスト等の問題を含めて、十分なる検討を加えて決定されることを希望する。」等を内容とする提言を取りまとめ、県に提出されたところであります。

(イ) 県議会「県庁舎建設特別委員会」の委員長報告

民間の懇談会での審議が進む中で、県議会においても、県庁舎建設について議会としての意見を審議する必要があるとの考えから、平成8年第1回定例県議会において、「県庁舎建設特別委員会」が設置されました。

この委員会では、7回の委員会審議と3回の委員会視察を重ね、県庁舎が狭隘化や分散化等の問題を抱える中で、いかにすれば複雑多様化する行政ニーズに応え、県勢の活性化のシンボルとして県民の期待に応えることのできる、最もふさわしい庁舎となるかという問題意識の下、県庁舎のあるべき姿や建設規模、機能、建設場所などについて、活発な議論が行われました。

議論の結果は、平成9年第1回定例県議会において、委員長から報告がなされたところですが、その中で建設場所についても言及されています。すなわち、「県庁舎の建設場所としては、長崎市の長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占め

た。」、また「一方、県央地域は長崎県全体を考えたときに、県下各地域からの交通の利便性に優れ、土地の余裕があり、将来的に歴史や文化をつくっていくことに適しているので、諫早市や大村市を建設候補地として推す意見もあった。」ということでした。

(オ) 県知事の県議会での表明

上記のような県議会での議論の経過を踏まえて、新庁舎建設に関する県としての基本方針の検討が行われました。

建設場所については、現在地をはじめ、長崎魚市跡地、諫早市の総合農林試験場、大村市の運転免許試験場等を候補地として検討が進められました。

その結果、現在地については、①庁舎敷地の狭隘さから、仮庁舎を必要とし、その借りに多額の費用が必要であること、加えて仮庁舎は一ヶ所に集約しての確保が難しく、分散したものとなり、建設期間中に行政サービスが著しく阻害されること、また、②同一敷地内に行政棟、議会棟、警察棟の建設は形成上無理があることなどから、適地は長崎魚市跡地であるとの結論に達しました。

そのため、前知事が、平成9年第3回定例県議会での冒頭説明で、「新県庁舎の建設場所は、長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。なお、建設時期、規模等については、平成12年度までの国の財政構造改革の集中改革期間後に、財政状況等を勘案しながら判断していく。」と表明したところです。

なお、その後、同議会においても質疑討論が行われましたが、特段の異論は出されていません。

また同時に記者発表も行っています。その際配布した資料は以下のとおりです。

◇ 県庁舎の建設場所として長崎魚市跡地を選定した理由（平成9年9月公表）

- ① 都市機能、社会基盤が高度に醸成されており、官公庁が周辺に集積していること。
- ② 人口集積が高いこと。また、公共交通機関（鉄道、航路、バス等）も高度に整備されていること。
- ③ 行政棟、議会棟、警察棟の3棟が同一敷地に建設可能であること。なお、三角水域の一部埋め立てについては、土地の有効利用の為の整形的埋め立てであり、また埋立て相当分の緑地を県民に解放することが可能となること。
- ④ 十分な駐車場が確保できること。
- ⑤ 敷地の大部分が県有地であること。
- ⑥ アーバンルネッサンス構想の中での重要地域であり、構想全体の推進にも繋がると考えられること。
- ⑦ 長崎駅と近い位置にあり、駅部の再開発の推進にも繋がると考えられること。
- ⑧ 現在地よりの移転となるが、行政区域内での移転で、移転距離約900mと極めて近いこと。
- ⑨ 海洋県長崎らしい海に面した明るいイメージの県庁舎建設が期待できること。
- ⑩ 地震等の防災対策としては、必要に応じた地盤改良、構造計算等により十分な対応が可能であること。

(カ) 県庁舎建設予定地の埋立事業の実施

以上のように、建設場所を定め、これを明確にした上で、建設予定地の埋立事業に着手することになりました。

具体的には、平成12年度に長崎魚市跡地埋立の環境影響評価調査等を行い、平成14年度には新たな漁港整備計画に盛り込み、県議会での関係予算の承認を得て、国の補助金を受けた国庫補助事業と県の単独事業によって、魚市跡地の整備事業の推進を図ってきました。

まず、平成15年12月に、漁港施設用地及び県庁舎用地を目的として長崎魚市跡地の公有水面埋立免許願書を長崎港港湾管理者へ提出しました。この出願に対して、平成16年3月に長崎市議会が公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、県庁舎用地等を目的とする埋立に関して支障がない旨の議決を行い、この議決を受け、同年4月に長崎市長からの埋立に同意する旨の回答がありました。

その後、埋立計画の見直しに伴い、一旦、埋立出願を取り下げ、新たに公有水面埋立の出願を行うことになり、平成17年9月に公有水面埋立免許願書を長崎港港湾管理者へ提出しましたが、この出願に対しても、平成17年12月に県庁舎用地等を目的とする長崎市議会が埋立に関して支障がない旨の議決を行い、この議決を受け、同月に長崎市長から埋立に同意する旨の回答がありました。そして、平成18年2月に公有水面埋立免許を取得し、漁港整備計画に併せて庁舎建設予定地の埋立工事に着手しています。

これまで着実に事業を進めてきた結果、この埋立工事は、いよいよ平成21年度には完了する見込みとなりました。

なお、この埋立事業にかかる平成11年度から事業完了までの総事業費は、約46億円となる予定であり、平成19年度まで既に約36億円の事業費を投じてきています。

◇ 埋立事業にかかる事業費

(単位：百万円)

区 分	浦上川左岸	三角水域部	合 計	
全体事業費	1,115	3,437	4,552	
財 源	国 費	558	1,393	1,951
	県 費	446	1,756	2,202
	地元負担金	111	288	399
平成19年度末 執行済額	1,075	2,559	3,634	



埋立工事が進む
県庁舎建設予定地

《これまでの県庁舎建設に向けた検討の経緯》

年 月	内 容
昭和46年12月	議会に「庁舎建設特別委員会」を設置（主に議会棟を審議）
昭和49年3月	石油危機により検討を一時中止、委員会を廃止
昭和59年8月	「県庁舎建設検討委員会」を設置 （委員長：総務部長、委員：各課長）
昭和60年7月	議会運営委員会の中に小委員会を設置（主に議会棟を審議）
昭和60年10月	県行政改革大綱策定により、庁舎等の新・増設が当分の間凍結され、 「県庁舎建設検討委員会」の活動を一時中断
昭和61年12月	小委員会を廃止
平成元年3月	「長崎県県庁舎建設整備基金条例」を制定し、基金の積立を開始 （平成19年度末現在積立額 約368億円）
平成3年6月	「県庁舎建設検討委員会」の活動を再開 雲仙普賢岳噴火災害発生
平成6年12月	「県庁舎建設委員会」を設置（委員長：副知事、委員：各部長） 「長崎県県庁舎建設懇談会」を設置（会長：荒木大麓 県都市計画地方 審議会会長、委員：民間有識者24名）
平成8年2月	議会に「県庁舎建設特別委員会」を設置
平成8年5月	「長崎県県庁舎建設懇談会」から「長崎県県庁舎の建設に関する提言」 が知事に提出される。
平成9年2月	「県庁舎建設特別委員会」が審議結果を定例会で委員長報告 （長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占める。）
平成9年9月	前知事が本会議で「総合的に検討した結果、新県庁舎の建設場所は、 長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。建設時期・規模等は、 国の財政構造改革の集中改革期間後に、財政状況等を勘案して判断し ていく。」と表明
平成10年3月	知事が本会議で「建設時期、規模等については、経過及び今後の財政 状況等を踏まえて検討していく。」と答弁
平成11年2月	知事が本会議で「県庁舎の整備は、関連事業の関係から着工可能とな るのは、早くても平成19年以降と考える。着工時期については、財 政の見通し、関連事業の進捗状況を注視し、検討していく。」と表明
平成12年度	環境影響評価調査等の実施
平成14年3月	知事が本会議で「基本構想の策定は、駅周辺の整備計画が具体的に見 えてきた後に策定した方が、周囲の環境により適応した構想ができる。」 と答弁
平成14年6月	県庁舎建設用地の造成を漁港整備計画に盛り込む
平成15年12月	長崎港港湾管理者に対し、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の 公有水面免許願書を提出
平成16年3月	長崎市議会で、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面免許 出願に関して「支障ない旨の意見」を議決。同年4月、長崎市長より埋 立同意の回答

平成16年10月	県庁舎本館、第1別館の耐震診断調査を実施
平成17年9月	計画見直しに伴い前出願を取り下げ（平成17年4月）、長崎港港湾管理者に対し、県庁舎用地等を目的とした新たな長崎魚市跡地の公有水面免許願書を提出
平成17年12月	長崎市議会で、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面免許出願に関して「支障ない旨の意見」を議決。同月、長崎市長より埋立同意の回答
平成18年2月	長崎港港湾管理者から、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面免許を取得
平成18年9月	知事が本会議で「新県庁舎建設の基本構想については、現在、魚市跡地に接する駅周辺の一部の事業においては、計画決定の時期が示されているが、新幹線を含めた全体的な計画が、未だ具体的に見えておらず、それが見えてきた後に基本構想を策定した方がよいと考えている。」と答弁
平成19年6月	知事が本会議で「これからの県庁舎のあり方等を改めて検討するための組織を設け、検討を進めたい。」と答弁
平成19年11月	「県庁舎整備検討委員会」を設置 (委員長：副知事、委員：関係部局長)
平成20年1月	警察本部棟の耐震診断調査を実施
平成20年2月	「県庁舎整備に関する基本的な方向」を公表
平成20年5月	「庁舎整備構想検討委員会」を設置 (委員長：副知事、委員：関係部局長)
平成20年7月	「県庁舎整備懇話会」を設置 (会長：吉次邦夫県市長会会長、委員：民間有識者等37名)
平成20年9月	県議会が県内5地域で「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を開催
平成20年10月	県議会に「県庁舎整備特別委員会」を設置

(2) 現庁舎が抱える課題 ② ～ 防災機能の確保 ～

① 耐震化の緊急性

平成7年1月の阪神・淡路大震災をはじめ、平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震など、これまで発生の可能性は低いといわれていた地域において大地震が発生したことにより、「わが国においては、地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。」という事実の再認識を迫られ、地震等の防災対策を見直すことが我が国全体の急務となりました。

このことから、平成17年9月に国の中央防災会議において、「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、地方公共団体の庁舎をはじめ公共建築物等の耐震化の促進に強力に取り組むこととされました。

昨年6月14日の岩手・宮城内陸地震は記憶に新しいところですが、この地震についても、これまで大地震の発生が想定されていなかった地域で発生したものです。

◇ 最近の主な地震の発生状況（平成7年以降）

発生日	地震名等	最大震度	主な被災地	死者 行方不明者
H 7. 1. 17	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	震度7	兵庫県	6,437人
H12. 7. 1	新島・神津島近海地震	震度6弱	東京都	1人
H12.10. 6	鳥取県西部地震	震度6強	鳥取県	—
H13. 3. 24	芸予地震	震度6弱	広島県 愛媛県 山口県	2人
H15. 5. 26	宮城県沖地震	震度6弱	東北地方	—
H15. 7. 26	宮城県北部地震	震度6弱	宮城県	—
H15. 9. 26	十勝沖地震	震度6弱	北海道	2人
H16.10.23	新潟県中越地震	震度7	新潟県	67人
H17. 3. 20	福岡県西方沖地震	震度6弱	福岡県	1人
H17. 8. 16	宮城県沖地震	震度6弱	東北地方	—
H19. 3. 25	能登半島地震	震度6強	石川県	1人
H19. 7. 16	新潟県中越沖地震	震度6強	新潟県	15人
H20. 6. 14	岩手・宮城内陸地震	震度6強	岩手県 宮城県	22人

◇ 「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月 中央防災会議決定）

2. 緊急対策の方針

(3) 公共建築物等の耐震化

・・・国及び地方公共団体等の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物等が災害時には応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震性確保が求められているとの認識のもと、強力な公共建築物等の耐震化の促進に取り組む。

② 長崎県における地震の想定

本県では、平成17年4月に地震の専門家等からなる「長崎県地震発生想定委員会」を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定、及びその震源特性の評価を行い、震度、被災範囲、津波発生の可能性等についての検討が行われ、平成18年2月に、県内に被害を及ぼす地震動の想定などの検討結果が取りまとめられました。

それによると、県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、全国の主要な活断層の中でも発生の確率が高いといわれている雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動する場合で、島原半島、諫早・大村地区で震度5強～震度6強、長崎・西彼半島南部で震度4～震度6強が予測され、一部、地盤が軟弱な場所では震度7となるとされています。

③ 現庁舎の耐震性の問題

本県においては、平成16年度に県庁舎、平成19年度に警察本部庁舎の耐震診断調査を実施しました。

その調査の結果、構造耐震指標（I s 値）は、県庁舎が0.06～0.273、警察本部庁舎が0.16～0.54でした。

国の「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」（平成7年建設省告示第2089号）によると、I s 値が0.3未満の場合は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」、0.3以上0.6未満の場合は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」、0.6以上の場合は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」とされており、県庁舎及び警察本部庁舎は、震度6強の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いことが判明しました。特に、県庁舎や警察本部庁舎等の防災拠点（特に重要な施設）や災害拠点の病院等の施設については、0.9以上が求められています。

しかも、県庁舎については、6階と時計塔部分が、警察本部庁舎については、その約3分の1にあたる旧館東側が、耐震改修が困難であり、取り壊す必要があるとの結果が出され、地震に対しての脆弱性が明らかになりました。

◇ 耐震診断調査の結果

1 耐震診断調査の概要

① 調査の時期

- ・ 県庁舎 平成16年度
- ・ 警察本部庁舎 平成19年度

② 調査方法

(ア) 現場調査

- ・ 建物から採取したコンクリートコアによるコンクリート圧縮強度試験、中性化試験
- ・ 目視等による建物の外観、内観、不同沈下状況調査

(イ) 図面及び現場調査結果による耐震性能判定

2 耐震診断調査の結果

① 耐震診断判定日

- ・ 県庁舎 平成16年10月29日
- ・ 警察本部庁舎 平成20年 2月22日

② 判定人 (社)長崎県建築設計事務所協会 耐震判定委員会

区分	部位	I s 値	判定結果 (耐震補強)
県庁舎	本館1～5階	0.273	必要
	本館6階	0.06	困難
	第1別館	0.270	必要
	時計塔	—	困難
警察本部	旧館東側	0.16	困難
	旧館東側別館	0.54	必要
	旧館西側	0.36	必要
	新館	0.46	必要

◇ 「I s 値」とは

耐震性能は、I s 値＝「構造耐震指標」で表され、この数値が大きいほど耐震性が高いとされています。一般的には、震度6強から7程度の規模の大地震発生時に安全であると考えられているレベルが0.6に設定されています。

おおよその目安で0.6以上あれば倒壊等の危険性は低いということであり、それを下回った場合は、倒壊する危険性があると判断されます。

なお、防災拠点（特に重要な施設）や災害拠点の病院等の施設については、0.9以上がもとめられています。

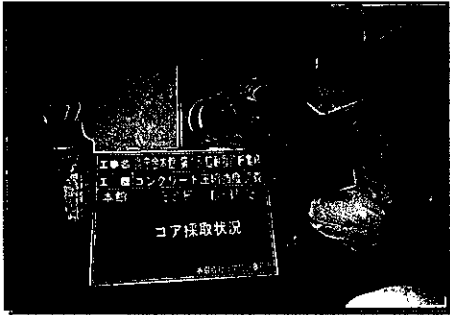
〔I s 値の基準値〕（「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」国土交通省）

- ・ 0.3未満の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- ・ 0.3以上0.6未満の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- ・ 0.6以上の場合
地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

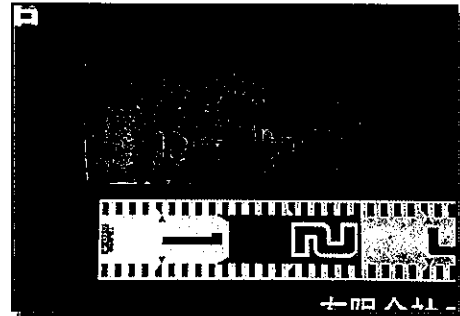
〔耐震安全性の目標〕（「官庁施設の総合耐震計画基準」国土交通省）

- ・ III類（一般建築物） 0.6以上
- ・ II類（学校施設等避難施設、防災拠点） 0.75以上
- ・ I類（防災拠点（特に重要な施設）、災害拠点の病院等） 0.9以上

◇ 耐震診断調査の状況



コンクリートコア抜き



採取されたコア

◇ 耐震改修が困難とされる箇所

〔県庁舎〕



時計塔
耐震改修困難・解体撤去

6階部分（土木部）
耐震改修困難・解体撤去
（1,857㎡、職員数 212人）

〔警察本部〕



警察本部庁舎・旧館棟
耐震改修困難・解体建替え
（3,098㎡、職員数 185人）

④ 地震災害発生時における防災拠点施設としての県庁舎等の役割

県庁舎及び警察本部庁舎は、不特定多数の利用者が見込まれるほか、災害発生時には県の災害対策本部を設置し、県においては、情報の収集・連絡、自衛隊への災害派遣要請、食料・飲料水・燃料等の確保・供給など、警察本部においては、被災者の捜索、救出・救助や地域住民の避難誘導などの初動・応急対策はもちろん、復旧・復興対策に至るまで県の各部局が一体となって推進する施設であり、防災拠点として極めて重要な役割を担っています。

また、県議会においても、適時に会議を開催し、被害状況の調査や予算措置を含めた復旧対策についての審議を行うほか、県と一体となって激甚災害の指定など早急な復旧対策に関する政府等への要望活動を行います。

◇ 阪神・淡路大震災の状況

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災における状況をみた場合、午前5時46分に地震が発生し、その約1時間後の午前7時に、兵庫県が、県庁内に災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置し、同8時20分、第1回災害対策本部会議を開催しました。この会議では、被災状況等災害情報の全体的な掌握に全力をあげ、人命救助に全力を尽くすことを関係諸機関に要請し、地域防災計画に従って、各部において迅速に必要な対策を行うことを決定しました。

その後、午前10時に、兵庫県知事が、陸上自衛隊に派遣を要請し、併せて消防庁に対しても他府県消防の応援を要請しました。さらに、午後1時半頃には、知事自らが県の防災用ヘリコプターに搭乗し、上空から被害状況の全容の把握に努めました。

また、兵庫県警察本部においては、地震発生後の約30分後の午前6時15分に県警本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を設置し、被害の実態把握、被災者の救出・救助、警察官による交通規制を指示するとともに、火災・家屋倒壊により甚大な人的被害がでている地域へ部隊を投入して救出・救護にあたりました。

この地震災害時において、県職員は、自らの被災や公共交通機関の途絶等により、県庁舎への出勤に困難を極めましたが、地震当日の午後2時までに本庁職員約3,000人の約2割が出勤し、3日後には7割、さらに、5日後には全職員が出勤し、県庁舎で災害対応にあたっています。

このように多くの職員が災害対策を行うにあたっては、職員が適切な災害対策を講じるための膨大な作業を行うスペースが必要となりますが、幸いにも、県庁舎が大きな被害を受けなかったために、多岐にわたる初動・応急対策を適切に行うことができ、その後の48,300戸に及ぶ仮設住宅の用地確保や建設などとともに、被災者の生活再建等の支援など約1兆6,000億円にもものぼる復旧・復興対策の実施が可能となりました。仮に、県庁舎が倒壊していれば、このような対応は不可能であったと考えられます。

一方で、災害対策本部では、地震発生直後から被災状況等災害情報の把握が行われましたが、通信回線の途絶や電気設備の故障などの原因もあり、災害情報の全体把握が極めて困難となりました。

まず、通信回線の輻輳、通信設備の故障等のため、発信がほとんどできなくなり、また、消防庁行政無線が当日の午後7時まで停止したほか、他の通信装置についても、事務室の機器等

が散乱する中で、使用を試みることのできる状態ではないなど、関係機関との連絡・調整が極めて困難な状況となりました。

また、県庁本庁舎では、地震発生と同時に関西電力からの電力供給がストップし、自家発電に切り替えられましたが、断水等により冷却水の供給が途絶え発電機が停止したため、午前7時50分から4時間にわたり災害対策本部が置かれた庁舎が停電し、災害対策の指揮をとる災害対策本部ではテレビ等の映像も得られないなど、十分な活動体制が整わない事態が生じました。とりわけ、災害対策本部室では、ほとんどの窓ガラスが割れ、真っ暗ななか非常灯が灯るだけの状態となり、また、消防交通安全課では、隣室との間仕切りとなっていた書類ロッカーが倒壊し廊下との壁を破り、執務机等が折り重なるなど足の踏み場がなく、部屋のドアが開かなかつたために職員が壁の裂け目から入室する状況にありました。

このようなことから、庁舎そのものの倒壊を免れた場合であっても、通信設備、電源設備等の設備機器や家具・内装などが破損した場合は、適切な災害情報収集や関係機関との連絡調整ができなくなるなど、災害対策に多大な支障をきたすこととなります。

なお、この地震による被害状況は、死者6,434人、行方不明者3人、負傷者43,792人、住家被害639,686棟、火災被害7,574棟と、未曾有の被害をもたらしました。

阪神・淡路大震災の事例からもわかるように、県庁舎や警察本部庁舎は、地震災害発生時における防災拠点施設として、極めて重要な役割を担っており、この県庁舎や警察本部庁舎が地震により被害を受けた場合は、多くの犠牲者を生じさせるばかりでなく、災害応急対策等の実施に重大な支障をきたし、その結果として防ぐことができたであろう二次災害の発生等を招く恐れがあります。

このように、災害対策を円滑に実施し、住民の生命、身体、財産を保護するため、県庁舎と警察本部庁舎の耐震性の確保と災害時の防災拠点施設としての適切な機能整備は、放置できない重要な問題です。

◇ 地震発生時に県（災害対策本部）が果たすべき責務 ●：3時間以内に業務開始する活動内容

区 分	具 体 的 な 活 動 内 容
初 動 ・ 応 急 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の参集動員 ● 災害警戒本部又は災害対策本部の設置
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部会議の開催 ● 県・市町・防災関係機関との通信手段の確保 ● 防災ヘリ・県警ヘリによる情報収集 ● 自衛隊・海上保安部等からの情報収集 ● 被害状況の市町からの受理、国への報告 ● 市町災害対策本部からの被害情報の収集、応援要請の受理 ● 気象情報等の収集 ● ライフラインに関する情報の収集 ● 広報活動の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊への災害派遣要請 ● 自衛隊、海保、国土交通省等の連絡調整要員の受け入れ ● 広域応援の要請 ● 保健医療従事者の確保、日赤、大学病院、他県等への派遣要請 ● 緊急輸送体制の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人命救助に関する自衛隊、消防機関との調整 ● 消防機関、消防団への救助活動、消火活動の要請 ● 自衛隊の災害派遣部隊、消防等の広域応援部隊等の受け入れ体制の整備 ● 救護所、救護センターの設置、保健医療活動従事者の確保 ● 危険物災害応急対策 ● 被災者の捜索・救助
	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災延焼等の危険回避のための避難誘導指示 ● 避難所の設置（市町と共同で実施） ・ 危険地帯についての警戒区域の設定の調整 ・ 災害救助法の迅速な適用のための緊急報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、生活必需物資、飲料水、燃料等の確保、供給 ・ 廃棄物処理対策 ・ 応急仮設住宅の設置、入居者の認定についての指導、助言 ・ 保健師等による被災者の健康管理 ・ 医薬品等の確保、供給 ・ 防疫活動の実施 ・ 災害応急対策実施のための人員、資機材、生活必需物資輸送のための輸送手段の確保 ・ 交通規制の実施 ・ 災害時要援護者、社会福祉施設等に対する対策 ・ 文教施設の応急復旧対策、応急教育の実施

初動・応急対策	ライフラインの復旧・二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の拡大防止と交通路確保等のための障害物の除去 ・ 被災建築物の応急危険度判定による二次災害の防止 ・ 公共施設等の応急復旧による被害拡大の防止 ・ ライフラインの復旧（上下水道・電気・ガス・通信等、実施主体はライフライン事業者）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの受け入れ
	復旧・復興対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧事業 ・ 職業安定対策 ・ 税の徴収猶予、減免 ・ 社会保険に関する徴収猶予、減免、特例措置 ・ 地域医療の確保 ・ 民生安定のための融資制度等の運用 ・ 義援金の募集、配分、義援物資の受け入れ ・ 被災者の生活再建等の支援 ・ 激甚災害、局地激甚災害の指定による復旧対策

(3) 課題の検証

これまで述べたように、現在の県庁舎及び警察本部庁舎の抱える課題について、様々な観点から整理・検討を行いました。

その結果、

- ① 現在の庁舎は、県庁舎が建設後55年、警察本部庁舎が54年を経過し、老朽化、狭隘化、分散化が著しく進行しており、執務室が部局ごとに集約されていないことなどによる業務執行上の課題をはじめ、来庁者にわかりづらい執務室の配置、来庁者駐車場の不足、施設や設備の老朽化に伴う多額の改修費、県議会の運営への影響など、様々な課題を抱えており、これらの課題は、県民への行政サービスの向上や行政の効率的な運営を図るうえで解決しなければならない課題です。

かねてより、現庁舎の老朽化、狭隘化、分散化等に伴い、整備の必要が指摘される中、県議会においては、昭和46年以降、「県庁舎建設特別委員会」等が設置されるなど活発な議論が行われ、また、県においても、平成元年に県庁舎建設の財源に充てることを目的として「長崎県県庁舎建設整備基金」を創設したほか、平成6年には民間有識者などからなる「長崎県県庁舎建設懇談会」を設置し、県庁舎整備に関する具体的な検討を行ってきました。さらに、県議会においては、平成8年に「県庁舎建設特別委員会」が再び設置されて活発な議論が重ねられ、このような経過を踏まえ、平成9年に前知事が、「新県庁舎の建設場所は、長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。」旨を表明しました。

その後、この方針に沿って、平成14年に県庁舎建設用地の造成を漁港整備計画に盛り込み、平成16年と平成17年には県庁舎用地等を目的とする長崎魚市跡地の公有水面埋立免許の出願に対して地元長崎市及び長崎市議会からの同意を得たうえで、庁舎建設予定地の埋立工事を進めてきましたが、この埋立工事が平成21年度に完了する予定となりました。

- ② 阪神・淡路大震災や福岡県西方沖地震など、これまで地震発生の可能性が低いとされた地域で大地震が発生し、多大な被害をもたらす傾向にあることから、平成17年には国の中央防災会議において、「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、国や地方公共団体の庁舎等の防災拠点施設の耐震化を強力に推進することになりました。

本県においては、平成16年度に県庁舎、平成19年度に警察本部庁舎の耐震診断を実施したところ、その脆弱性が指摘され、震度6強の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いとされています。

県庁舎は、自然災害発生時の応急・復旧・復興対策等を推進するうえで、きわめて重要な役割を担うものであり、その耐震性の確保と防災拠点施設としての機能整備が喫緊の課題となっています。

このように、現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、分散化、狭隘化、老朽化等により、庁舎借上げ費や改修費などに多額の経費を要し、県民サービスや効率的な行政運営に支障をきたしているという課題に加え、全国各地で大地震が多発する中で、災害発生時の防災拠点施設としての役割を果たすため、その耐震性と適切な機能整備は喫緊の課題で

あり、このことを、県民の生命、身体、財産を保護する立場にある県として、何の策も講じずに放置することはできません。

2 県庁舎の整備方法と建設場所

(1) 現庁舎の耐震改修

平成16年度及び平成19年度に実施した耐震診断の結果、県庁舎及び警察本部庁舎ともに、震度6強の地震に対して倒壊等の危険性が高いことが判明しました。

県庁舎と警察本部庁舎の耐震性の確保と災害時の防災拠点施設としての機能整備は喫緊の課題であることから、耐震改修を行うことにより対応する可能性を検討しました。

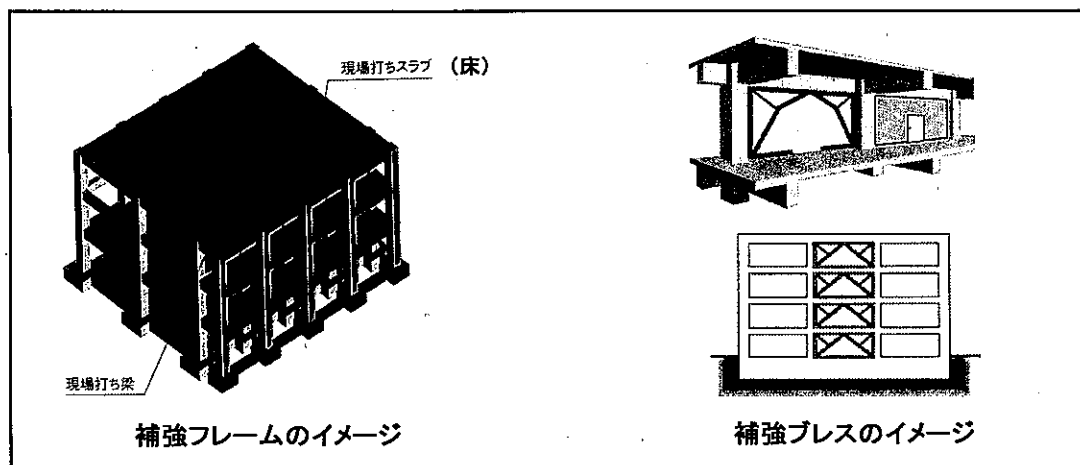
① 想定される耐震改修の方法

(7) 耐震改修とは

耐震改修とは、耐震診断の結果、対象建築物が有する耐震性が目標水準より下回っていることが判明した場合、目標の耐震性能を実現するために行う耐震補強のための改修工事です。

補強方法としては、建物の外部に補強フレーム（新たな柱・梁等）を取り付ける方法や、建物内部の柱と梁で囲まれた空間に補強ブレス（鉄骨の筋かい等）を取り付ける方法などがあります。

◇ 耐震補強工事のイメージ図



(4) 耐震改修の目標設定

工事内容を想定するためには、どの程度の耐震性を目指すかを設定することが必要です。

災害時の防災拠点となるべき県庁舎及び警察本部庁舎は、地震発生直後から防災拠点としての機能が損なわれることなく、災害対策業務が継続できるような高い水準の耐震性能を確保する必要があるとあり、本来、国の「官庁施設の総合耐震計画基準」（70～71頁を参照）で定めている大地震動に対する耐震安全性の目標の「I類」を満たすべきところです。

しかし、県庁舎については現状の耐震性能が非常に低いために^(注)、「I類」を目標として耐震改修を行うと、屋内の補強ブレスの数が多くなり、執務室や機械室等の中央をブレスが横切ることにより、

- 1) II類であれば100㎡程度の面積の執務室が確保できるが、I類を目標とすると、30㎡程度の執務室が多くできてしまう。
- 2) 補強プレスを避けた小さな出入り口しか設置することができず、倉庫や書庫にしか使用できないスペースができてしまう。

など、著しく使い勝手の悪い庁舎になってしまいます。このため、現庁舎を継続して使用できる執務室を確保することを前提として耐震改修を行う場合は、その下位の目標の「II類」までしか満たすことができない状況です（耐震安全性の基準は、71頁を参照）。

ここでは、本館の1階から5階及び第1別館を「II類」として耐震補強工事を行うことを想定して検討しました。なお、耐震改修が困難とされた本館6階及び時計塔については解体撤去することを想定しました。

警察本部庁舎については、4棟の建物から構成されており、耐震診断の結果が、それぞれ異なるものであったため、庁舎の構造等を考慮し、耐震改修が困難とされた旧館東側を解体のうえ現在地に新築し、旧館西側については、屋上に通信用鉄塔を設置しているため、大地震後、構造体に修繕を必要とする損傷を生じないよう「I類」での改修、新館については、現庁舎を継続して使用できることを前提として、大幅な執務室の減少を抑制するため「II類」での改修を想定し検討しました。

仕上げ材や建築設備（71頁を参照）については、本来は「A類」「甲類」での改修を行うべきところですが、今回は県庁舎・警察本部庁舎共に、「官庁施設の総合耐震計画基準」への対応状況の詳細な調査や検討を行っていないため、現在の庁舎と同程度の機能・仕様での改修を想定しました。

◇ 耐震改修の目標設定

改修箇所		耐震改修の目標	備考
県庁舎	本館1～5階	II類	I類による改修は事務所としての使用が困難となるため、II類で改修
	第1別館	II類	
	本館6階	(解体)	耐震改修困難なため解体
警察本部	旧館西側	I類	屋上に通信用鉄塔を設置しているため、事務所として使用困難な部分が生じる恐れもあるが、やむを得ずI類で改修
	新館、大浦・松ヶ枝別館 矢上交番	II類	I類による改修は事務所としての使用が困難となるため、II類で改修
	旧館東側	(解体・新築)	耐震改修困難なため解体し新築

(注) 現庁舎の耐震性能 (I s 値)

I s 値は最低でも 0. 6 以上必要であり、0. 3 未満の場合、震度 6 強の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高い

区分	部位	I s 値	判定結果 (耐震補強)
県庁舎	本館 1～5 階	0. 273	必要
	本館 6 階	0. 06	困難
	第 1 別館	0. 270	必要
	時計塔	—	困難
警察本部	旧館東側	0. 16	困難
	旧館東側別館	0. 54	必要
	旧館西側	0. 36	必要
	新館	0. 46	必要

◇ 官庁施設の総合耐震計画基準

国土交通省は、平成 8 年 10 月、「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を地震防災機能確保のための技術基準として制定しました。(「官庁施設の総合耐震計画基準」はその後改訂が行われ、最終改訂は平成 19 年 12 月 18 日)

この基準は、阪神・淡路大震災による官公庁施設被害の分析から、建築物の構造体以外にも通信施設や電源設備、水、電気等のライフラインの確保の重要性が確認され、この教訓をふまえて制定されたものです。

「官庁施設の総合耐震計画基準」は、官庁施設として必要な耐震性能の確保を図ることを目的として、官庁施設の地震による被害及びそれに伴う火災などの二次災害に対する安全性に関する基本的事項及び施設の維持管理について定めたものです。

官庁施設の耐震安全性の目標については、次のように規定されています。

- 官庁施設の有する機能、官庁施設が被害を受けた場合の社会的影響等を考慮し、施設を分類し、構造体、建築非構造部材、建築設備等について、大地震動に対して官庁施設が持つべき耐震安全性の目標を定め、その確保を図ること。
- 特に、災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策に必要な官庁施設については、他の官庁施設に比べ、大地震動に対しても耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

大地震動に対する耐震安全性の目標は、構造体、建築非構造部材(仕上げ)、建築設備ごとに別表のように目標が定められています。

このうち、災害応急対策において特に重要な官庁施設については、構造体は I 類、建築非構造部材は A 類、建築設備は甲類が目標となります。

耐震改修後の官庁施設の耐震安全性の目標についても、原則として同様の性能となります。

◇ 大地震動に対する耐震安全性の目標

部 位	分類	耐震安全性の目標
構 造 体 〔柱・梁・基礎等〕	Ⅰ類	・大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる
		・必要保有水平耐力の割り増し 1.5
	Ⅱ類	・大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる
		・必要保有水平耐力の割り増し 1.25
	Ⅲ類	・大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる
		・建築基準法に規定する必要保有水平耐力（割増しなし 1.0）
建築非構造部材 （仕上げ材） 〔外壁仕上げ、建具、間仕切り、天井、屋根材等〕	A類	・大地震動後、災害応急活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる（外部及び活動拠点室、活動通路等）
	B類	・大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られることを目標とする
	共通	・建築設備の機能保持を阻害しないよう配慮する
建 築 設 備 〔電力供給、照明、通信連絡、給排水、衛生、空調、エレベーター設備等〕	甲類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする
		・求められる機能についての信頼性の向上を図る
		・不測の事態により、必要な設備機能を発揮できない場合を想定し、代替手段に配慮する
	乙類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする
共通	・大地震動後においても機能する必要のある設備機器、配管等は、他からの波及被害を受け難いよう、配慮する ・ライフラインの途絶に備えた対策を検討する	

(4) 耐震改修工事の内容

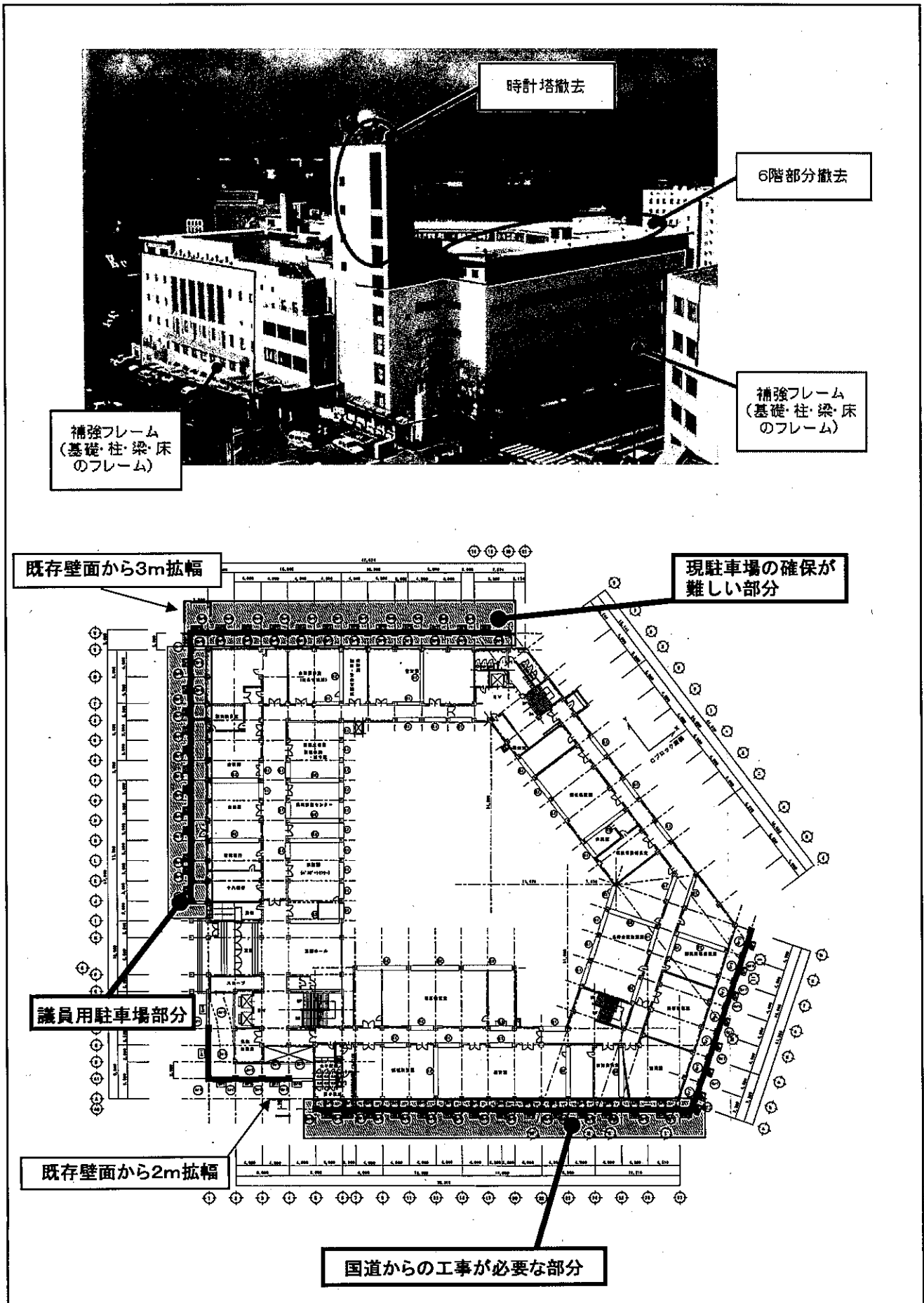
上記の目標を達成するために、県庁舎については、外部に鉄筋コンクリート造補強フレームを増設、内部に鉄骨造の補強ブレスを193箇所増設し、仕上げ材及び建築設備の大規模改修工事を現在の庁舎と同程度の機能・仕様で行うことを想定しました（本館6階及び時計塔は解体撤去）。

警察本部庁舎については、内部に鉄骨造の補強ブレスを238箇所増設し、仕上げ材及び建築設備の大規模改修工事を現在の庁舎と同程度の機能・仕様で行うことを想定しました（旧館東側は建替え）。

◇ 工事内容

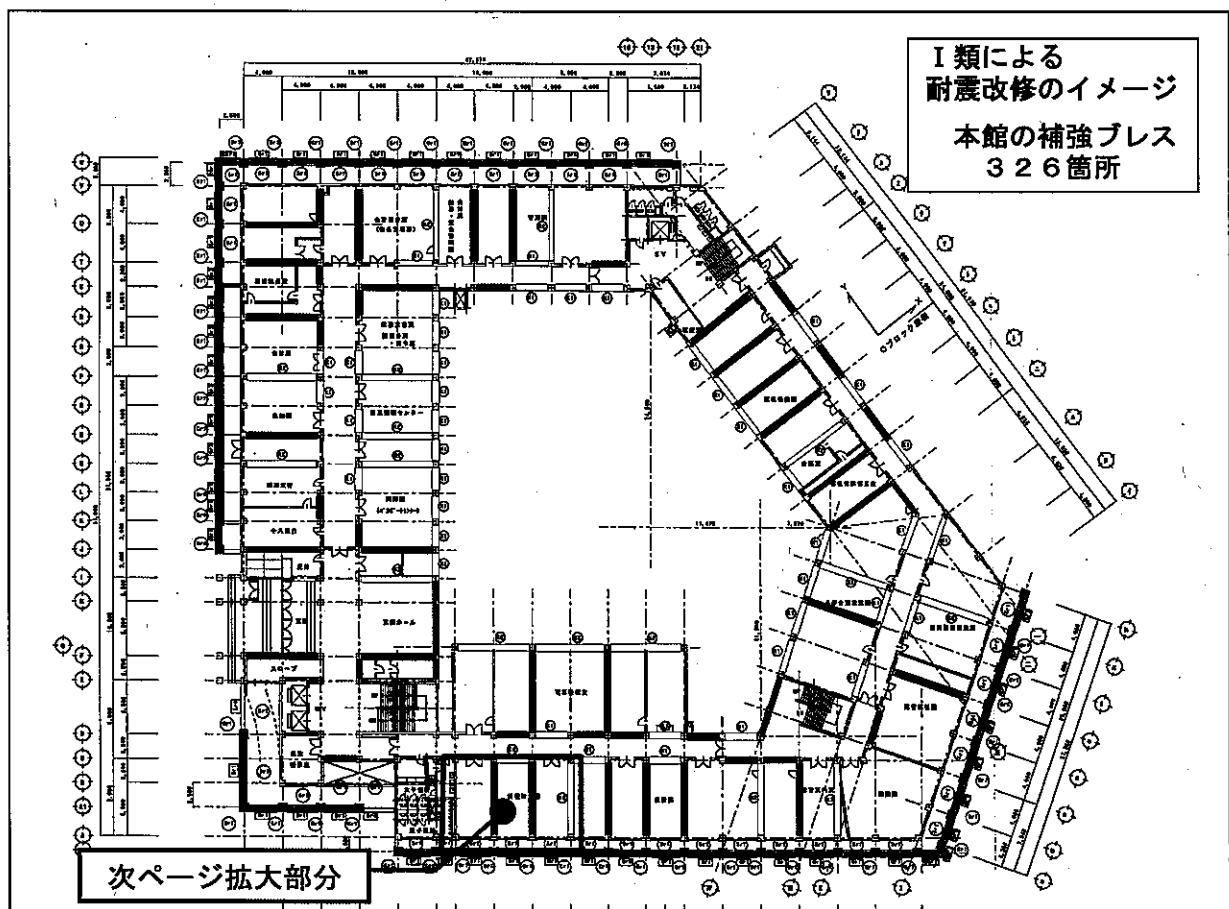
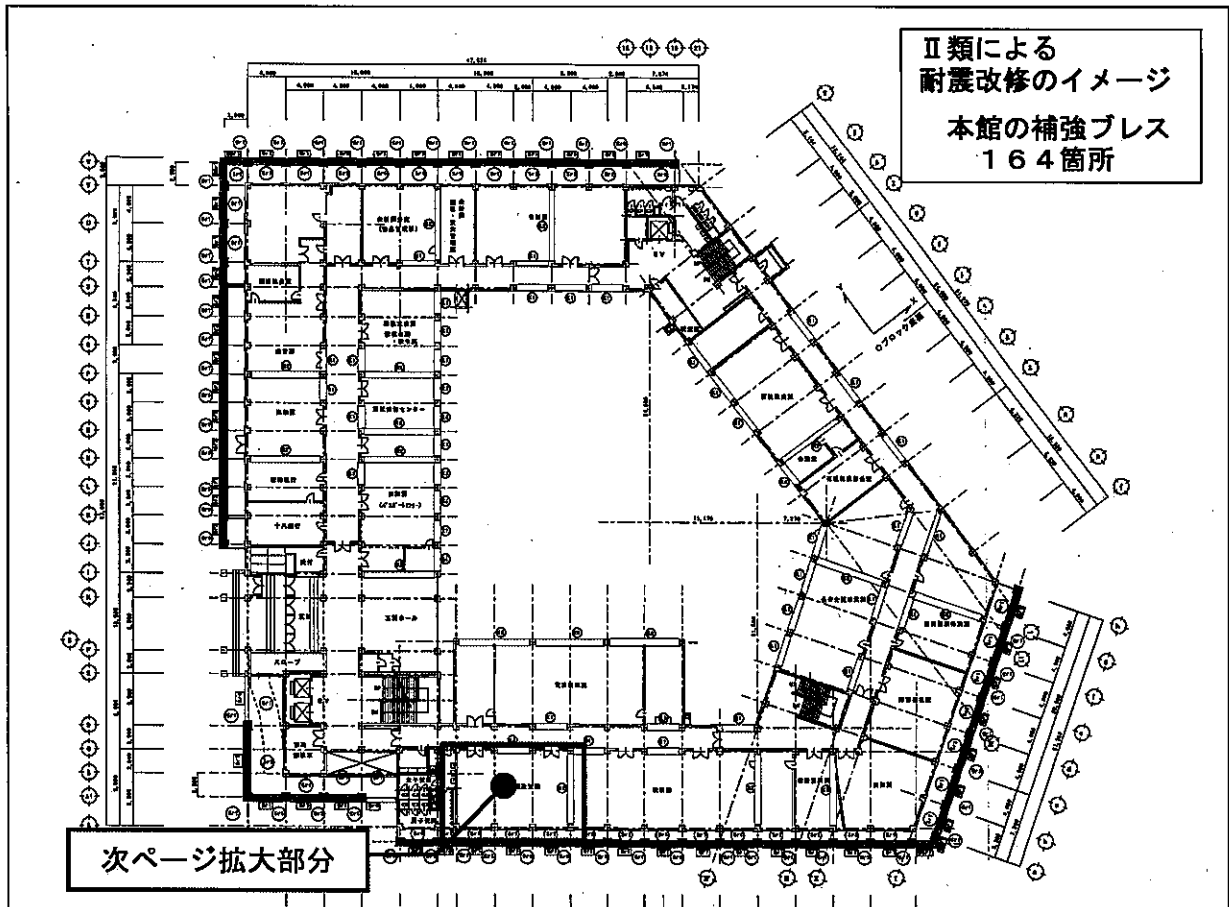
項目	県庁舎 (本館、第1別館)	警察本部 (本部庁舎、大浦・松ヶ枝別館、 矢上交番)
耐震補強 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・外部に鉄筋コンクリート造補強フレームを増設 〔南・北・東面の外周部 68頁のイメージ図参照〕 ・内部に鉄骨造の補強ブレスを増設 〔193箇所 内本館164箇所 一部柱を鉄板補強〕 ・耐震改修が困難とされた本館6階、時計塔を解体撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部に鉄骨造の補強ブレスを増設 〔238箇所 一部柱を鉄板補強〕 ・耐震改修が困難とされた本部庁舎旧館東側を建替え
大規模改修 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・建築及び電気・衛生・空調設備の改修 (現在の庁舎と同程度の機能・仕様で改修) 	

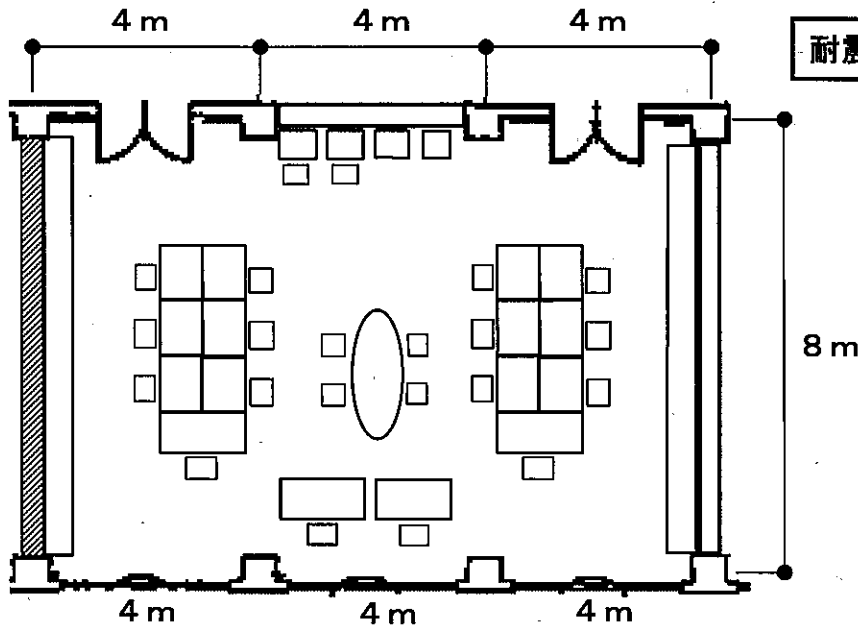
◇ 本庁舎の耐震改修工事のイメージ図（Ⅱ類）



◇ I類とII類の違い（県庁舎本館2階）

□ II類による補強ブレス ■ I類により追加される補強ブレス ■ 外部補強フレーム






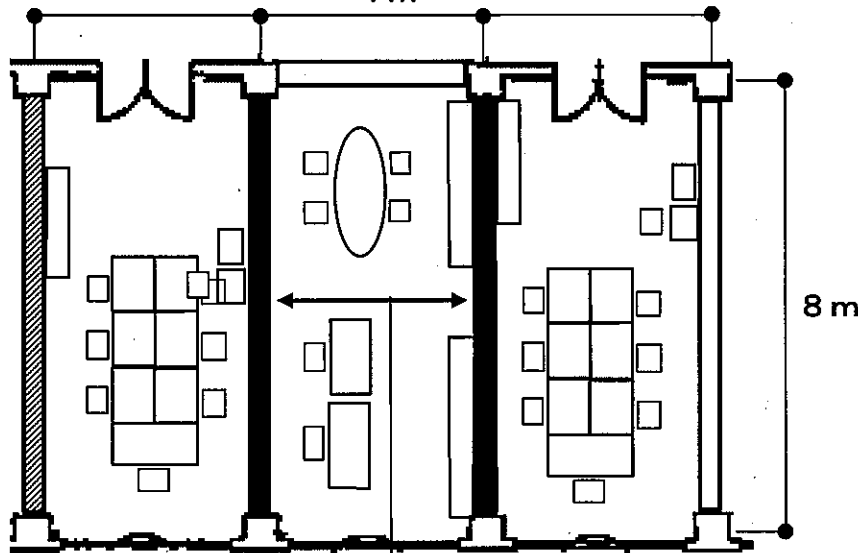


耐震改修後の執務室レイアウト

〔Ⅱ類による耐震改修〕

96㎡の執務室で、16人程度の職員が執務することができます。

-  Ⅱ類による補強ブレス
-  Ⅰ類により追加される補強ブレス
-  既存の耐力壁

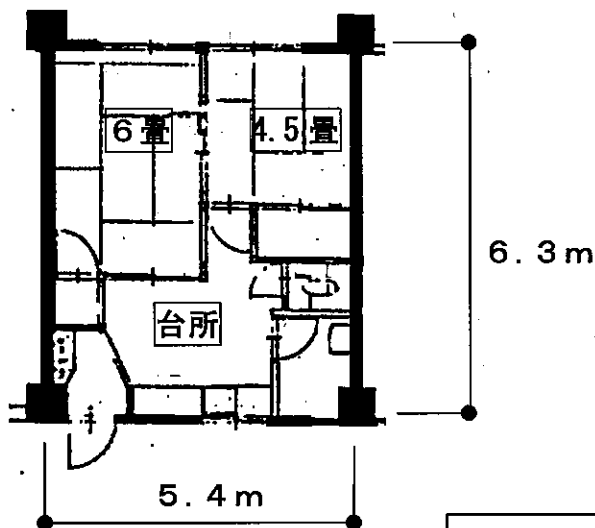


〔Ⅰ類による耐震改修〕

補強ブレスにより執務室が3つに分割され、それぞれの面積は32㎡しかなく、別々の部屋で執務せざるを得なくなります。

また、補強ブレスを避けた小さな出入口しか設置することができないため、倉庫や書庫にしか使用できないスペースができてしまいます。

小さな出入口しか設置できない



32㎡という面積は、6畳、4畳半と小さな台所がついたアパートと同じくらいの面積です。

約34㎡

(I) 事業費の試算

上記の想定で標準的な工事費等の試算を行った結果、改修工事費、仮庁舎借り上げ費等及び特殊システム整備費を合わせて135億円の費用を要します。

ただし、仕上げ材及び建築設備については、現在の庁舎と同程度の機能・仕様で想定しており、官庁施設の総合耐震計画基準で本来求められる「A類」「甲類」（71頁を参照）での改修を行うと、工事費がさらに増加する可能性があります。

◇ 事業費

(単位：億円)

項目	県庁舎	警察本部	計
改修工事費	60	51	111
仮庁舎借上げ費等	8	5	13
特殊システム設置費	—	11	11
合計	68	67	135

注) 特殊システム設置費：警察本部の交通管制システム等改修工事による
休止が許されない設備を、工事に先立って別の場所に設置する費用

② 耐震改修の問題点

これまで述べてきたように、現在の庁舎の機能をできる限り活用し、継続して使用できることを前提に耐震改修を行おうとすると、少なくとも135億円という多額の事業費を要します。しかし、それにもかかわらず、防災拠点として求められる「官庁施設の総合耐震計画基準」の「I類」の目標を満たすことができないなど、以下のように様々な問題点があります。

(7) 防災拠点施設としての機能が確保できない

県庁舎及び警察本庁舎は、各種災害等から県民の生命や財産を守るための活動拠点となる施設であり、災害時には県の災害対策本部が設置され県下全体の災害対策を指揮する防災拠点施設としての機能を確保するため、耐震性の確保が求められています。

今回想定される耐震改修を実施することで、一定の耐震性は確保されますが、地震発生時に既存内部壁、天井等の崩落の危険性があることや、設備機器が機能停止する可能性が依然として残ることなどにより、災害対策業務が継続できなくなり、防災拠点施設としての機能が十分に発揮できない恐れがあります。

仮に構造体が「I類」を満たす耐震改修を行おうとした場合は、さらに多くの費用を要するだけでなく、執務室として使用困難な部分が多く発生する(68～69頁、74～75頁を参照)など、庁舎として使用することは著しく困難と考えられます。また、仕上げ材を「A類」、建築設備を「甲類」として改修すると更に多くの費用を要し、建築設備については現庁舎には新たな設備を設置するスペースがないため、基準を満足できない部分もあると考えられます。

(イ) 狭隘化・分散化等が増大する

耐震改修を行う場合においては、改修困難な部分の解体等に伴う新たな民間庁舎の借上げによる分散化、補強フレームの増設による来客者等の駐車場の不足がより一層増大するなど、従来からの課題を何ら解決することができず、これまで以上に県民サービスの低下を招くことは避けられません。

(a) 狭隘化・分散化の増大

耐震改修が困難とされる県庁舎本館6階部分の解体により約1,300㎡（職員212人分の執務室）、また、耐震改修における耐震壁の新設等に伴い執務室として使用できる床面積が減少することにより約1,500㎡、合わせて約2,800㎡の借上げ庁舎が新たに必要となります。

このように、狭隘化が一層進み、結果として、新たな民間庁舎の借上げが必要となり、庁舎の分散化が増大することになります。

こうしたことで、効率的な事務執行への影響だけでなく、執務室の配置がこれまで以上にわかりにくいものとなるなど、更なる県民サービスの低下は避けられません。

◇ 庁舎の解体及び耐震改修に伴う執務室面積の減少

区 分	県 庁 舎	警 察 本 部	合 計
庁舎の解体	1,262 ㎡	—	1,262 ㎡
耐 震 改 修	720 ㎡	783 ㎡	1,503 ㎡
合 計	1,982 ㎡	783 ㎡	2,765 ㎡

※ 警察本部庁舎（旧館東側）は、解体建替えのため庁舎の解体に伴う床面積の減少はない。

(b) 駐車場不足の増大

県庁舎の耐震改修においては、本館の南・北・東面の外周部に鉄筋コンクリート造補強フレームを増設することとなるため、庁舎の外周部にある駐車場が使用できなくなり、また、警察本部庁舎においても、建物内部に鉄骨造の補強ブレスを増設することになるため、屋内の駐車場の一部が使用できなくなります。

これにより、56台分の駐車場が使用できなくなり、来庁者を含む庁内の駐車場がさらに不足し、県民サービスのより一層の低下を招くことは避けられません。

◇ 耐震改修に伴う駐車場の減少

区 分	県 庁 舎	警 察 本 部	合 計
現 状	222台	144台	366台
対震改修後	183台	127台	310台
合 計	△ 39台	△ 17台	△ 56台

※ 警察本部は、現行の借上駐車場（14台）分を除く。

(ウ) 新たな県民負担が発生する

現庁舎の耐震改修に伴い、庁舎の執務室スペース等が減少することによる新たな民間庁舎の借上げや、駐車場の減少による民間駐車場の借上げに要する費用として、1年あたり約1億3,000万円の新たな経費が生じ、現在の借上げ費用（年間で約2億円）と合わせると、年間で約3億3,000万円（1.7倍）もの多額の経費を要することになります。

◇ 耐震改修に伴い新たに発生する費用（1年あたり）（単位：百万円）

項目	県庁舎	警察本部	計
庁舎借上げ費	77	30	107
駐車場借上げ費	14	7	21
ネットワーク回線料※	—	3	3
合計	91	40	131

※ ネットワーク回線料：新たに発生する借上げ庁舎等と警察本部庁舎間の警察情報ネットワーク回線使用料

(I) 改修後、短期間で建替えの検討が必要になる

耐震改修の問題点として、これまで述べてきた防災拠点施設としての機能確保ができないこと、狭隘化・分散化等の増大、新たな県民負担の発生がありますが、より本質的な問題点として、耐震改修を行ったとしても、その後短期間で建替えの検討が必要になるということがあります。

建築物をいつまで使用することができるか（耐用年数）を正確に推計することは困難ですが、推計の方法については、各種調査・研究の結果をもとに、様々な提案が行われており、これらを総合的に考慮すると、耐震改修を行った後、短期間で建替えの検討が必要となると考えられます。

(a) 耐用年数の考え方

建築物の耐用年数を確定的に示す広く合意された方法はありませんが、推計する方法は様々なものがあります。

建築物の耐用年数は、建築物が構造的にその使用に耐えられなくなり、倒壊・崩壊するまでの期間ではなく、構造耐力のほかに、敷地、規模、機能、経済性、安全性等の耐用限界を総合的に判断して決定されます。

具体的な推計方法は、工学的な方法、統計的な方法など様々なものが提案されていますが、県庁舎及び警察本部庁舎の耐用年数については、複数の方法で推計を行ったうえで、その社会的重要性に十分に配慮して判断する必要があると考えられます。

1) 工学的な推計方法での検討

日本建築学会の建築工事標準仕様書において、コンクリートの設計基準強度ごとの耐用年数（供用限界期間）が定められています。耐震診断における調査の結果、県庁舎・警察本部庁舎のコンクリートの強度は18N/mm²で、これ

に対応する耐用年数は約65年となっています。

2) 統計的な推計方法での検討

工学的な推計方法による耐用年数は、コンクリートの物理的耐用限界に着目したものであり、それ以外の部分の機能低下や修繕費の増加等の経済効率の低下等による社会的耐用限界等については推計が困難であるため、統計的な推計方法を併せて用いることが有効であると思われれます。

例えば、固定資産税の台帳より建築物の現存数と除却数のデータを整理すると、鉄筋コンクリート造事務所の平均寿命は約45年、建築から65年後に現存している割合は約10%、70年後で約5%となっています。(早稲田大学 小松幸夫「建築寿命の推定」より)

◇「耐用限界」

- ・ 材料の劣化に伴う構造耐力の低下等の「物理的耐用限界」
- ・ 経済性、機能の低下等の「社会的耐用限界」
- ・ 陳腐化、視覚的条件等の「意匠的耐用限界」

3) その他

財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による鉄筋コンクリート造事務所の耐用年数は、50年となっています。

(b) 現庁舎の耐用年数

先にも述べたように、耐用年数を確定的に示す広く合意された方法はありませんが、鉄筋コンクリート造の事務所の場合で、日本建築学会が示す耐用限界期間が約65年、財務省の減価償却のための耐用年数が50年であるほか、統計的には、65年経過した建物が残っている割合が約10%であることなどから、県庁舎の社会的役割の重要性などを総合的に勘案すると、現庁舎の耐用年数は、65年程度と推定することが妥当であると考えられます。

また、耐震改修を実施したとしても、既存の柱や梁などの構造体のコンクリート強度が向上するわけではなく、建築設備などを含めた根本的な機能向上は困難なため、建物自体の耐用年数が延びるものではありません。

このため、耐用年数を65年程度とすれば、現在の庁舎は建設後約55年を経過していることから、10～15年後には、再び、建替えの検討が必要となると考えられます。

(2) 現在地での建替え

① 検討の経緯

県庁舎整備については、かねてより、現庁舎の老朽化、狭隘化、分散化等に伴い、整備の必要が指摘される中、これまで県庁舎建設懇談会や県議会県庁舎建設特別委員会等の議論を踏まえ、平成9年に前知事が、「新県庁舎の建設場所は、長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。」旨を表明しましたが、それまでの議論等の中で、新庁舎の建設場所についても検討が行われました。

まず、平成8年5月の県庁舎建設懇談会の提言では、「新庁舎の建設場所については、現在地を基本とするが、魚市跡地や行政区域を越えて新たな発想をすべきとの議論もあり、県民の理解を得るため、警察棟の建設場所や仮庁舎の問題、さらに建設コスト等の問題を含めて、十分なる検討を加えて決定されることを希望する。」とされました。

また、平成9年2月の県議会県庁舎建設特別委員会の委員長報告では、「県庁舎の建設場所としては、長崎市の長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占めた。」、また「一方、県央地域は長崎県全体を考えたときに、県下各地域からの交通の利便性に優れ、土地の余裕があり、将来的に歴史や文化をつくっていくことに適しているのので、諫早市や大村市を建設候補地として推す意見もあった。」とされました。

このような県議会や懇談会での議論の経過等を踏まえて、新庁舎建設に関する県としての基本方針の検討が行われましたが、その中で、建設場所については、現在地をはじめ、長崎魚市跡地、諫早市の総合農林試験場、大村市の運転免許試験場等を候補地として検討されました。

その結果、平成9年9月に、前知事が「新庁舎の建設場所は長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。」と表明しましたが、この検討において、現在地での建替えについては、主に次のような問題点があると整理されました。

- ① 現在地については、庁舎敷地の狭隘さから、仮庁舎が必要となり、この借上げに多額の費用が必要であること。
- ② 現庁舎と同規模程度（延床面積 約37,000㎡）の仮庁舎は、一ヶ所に集約しての確保が難しく、分散した仮庁舎となり、建設期間中に行政サービスが著しく阻害されること。
- ③ 現在地の敷地の狭隘さから、建替え後においても、同一敷地内に行政棟、議会棟、警察棟の建設は形成上無理があること。

② 仮庁舎費用の検討

現在地での建替えの問題点については、平成9年当時、十分に検討されたものであり、また、現在においても状況が変わる要因は考えられませんが、建替え期間中における仮庁舎の確保に要する経費について、平成9年当時は明確な数値が示されていませんでしたので、現時点での試算を行いました。

まず、借上げビルで対応することとした場合は、民間ビルの借上げ費に、LANや

電話等の工事費や警察本部の特殊システム設置費を加えると、県庁舎と警察本部庁舎と合わせて約74億円にのぼります。ただし、現庁舎と同規模を確保するためには、相当に分散化することになります。

また、分散化を抑制する観点から、まとまった敷地にプレハブ庁舎を建設することを想定した場合は、プレハブ庁舎の建設費と特殊システム設置費等の合計で約83億円が見込まれます。(県有地等の活用を想定しており、借地料等は含みません。)

◇ 建替え期間中における仮庁舎の確保に要する経費 (単位：億円)

確保の方法	県庁舎	警察本部	合計
借上げビルで対応	42	32	74
プレハブ庁舎を建設	47	36	83

※ プレハブ庁舎の場合、県有地等の活用を想定しており、借地料等は含みません。

③ 出島復元整備事業の進捗

平成9年の検討以降、現在の県庁舎に隣接する「出島」の復元整備事業が実施されており、現在地での建替えを検討するにあたっては、これまで述べてきた問題点に加え、出島など周辺のまちづくりとの調和を検討する必要が考えられます。

「出島」については、大正11年に「出島和蘭商館跡」として国の史跡に指定され、長崎市において、この出島の復元を市のまちづくりの重要な拠点と位置づけ、平成8年3月に「史跡『出島和蘭商館跡』復元整備計画書」が策定されました。

計画策定後、19世紀初頭の出島の復元を目指して整備事業が進められ、まず、平成12年3月に「ヘトル部屋」をはじめとした5棟が完成し、続いて平成18年3月には出島の代表的な建物であった「カピタン部屋」や「水門」など5棟の建物が復元され、3段階に分けて実施されている短中期計画のうち第1段階が完成しました。また、この建物の復元とあわせて建物周辺の護岸石垣なども江戸時代の状況へと整備が進められており、次第に19世紀初頭の「出島」の姿が現れてきています。そして現在、第2・第3段階の事業着手に向けて、具体的な検討が行われています。

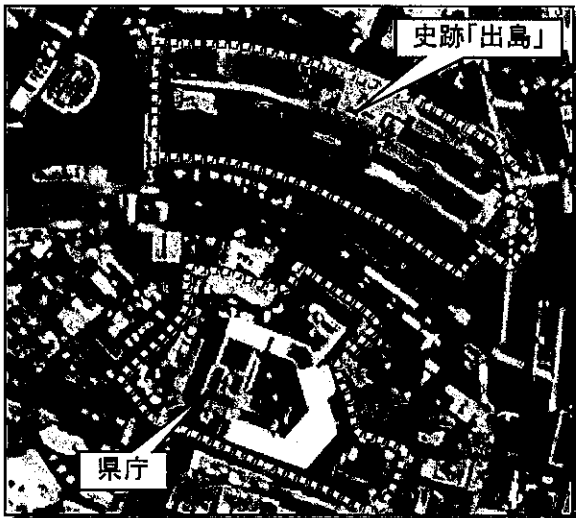
一方、現在の県庁舎は、史跡「出島」に隣接し、これまで、イエズス会本部や長崎奉行所西役所、海軍伝習所等が設けられ、医学伝習所の発祥の地であるなど、歴史的、文化的な価値の高い場所に存在しています。

しかしながら、現在は、県庁舎別館(第一・第二・第三別館)の建物によって、「出島」と幕末の名残を留める石垣や旧長崎奉行所西役所敷地(県庁舎本館敷地)が分離されているため、まちなか活性化や観光振興等を図る観点から、歴史的、文化的な価値の高いこの場所と、復元整備事業が進捗している「出島」との調和を図るべきとの指摘も受けています。

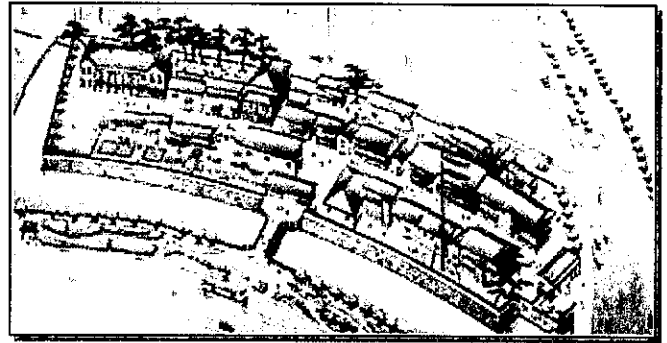
このように、現庁舎の敷地は、中心市街地に存在するたいへん貴重な土地であり、また、長崎市全体のまちづくりにも影響を与えるものです。

現在地での建替えについては、このようなまちづくりの観点も課題の一つと考えられます。

◇ 隣接する県庁と史跡「出島」

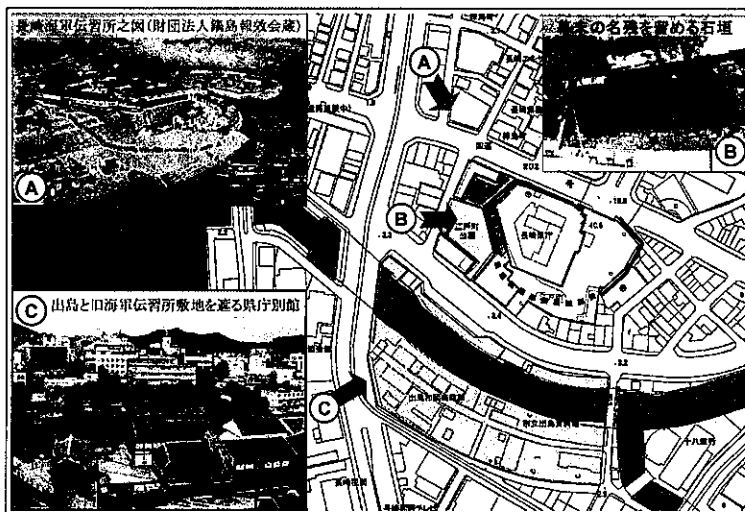


◇ 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画



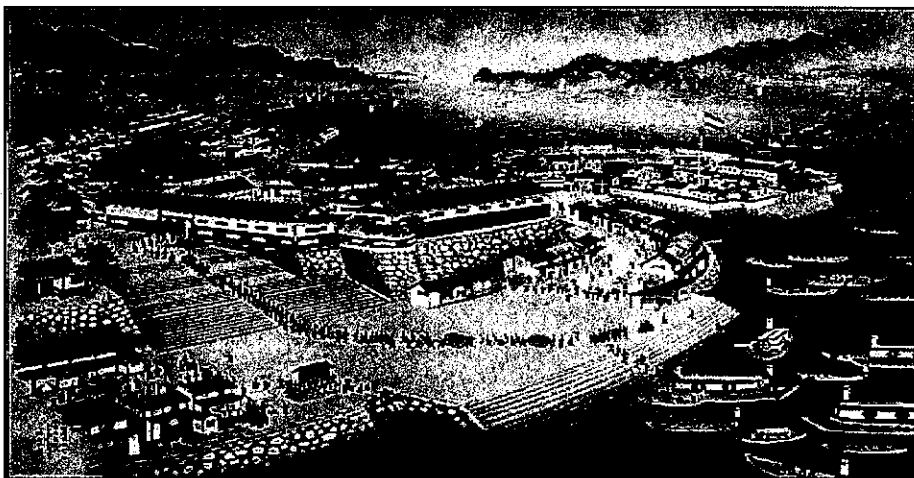
短中期計画完成予想図

◇ 出島周辺の土地利用の課題



県庁舎別館の建物によって、「出島」と幕末の名残を留める石垣や旧長崎奉行所西役所敷地(県庁舎本館敷地)が分離されており、「出島」周辺のまちづくりとの調和を図るべきとの指摘を受けている

◇ 幕府長崎海軍伝習所之図((財)鍋島報効会蔵)



1855年(安政2年)、長崎奉行所西役所内に開設された「海軍伝習所」

④ 県が示した想定案

懇話会からの要請に応じて、議論のたたき台として、県から、仮に現在地で建替える場合の想定案（3案）が示されました。

その概要は、下記のとおりです。

(7) 計画条件

○ 庁舎延べ床面積

・行政部分	約 51,000㎡
・議会部分	約 8,000㎡
・警察部分	約 20,000㎡
計	約 79,000㎡

(駐車場を除く)

※ 詳細は、128～129頁を参照

○ 駐車場

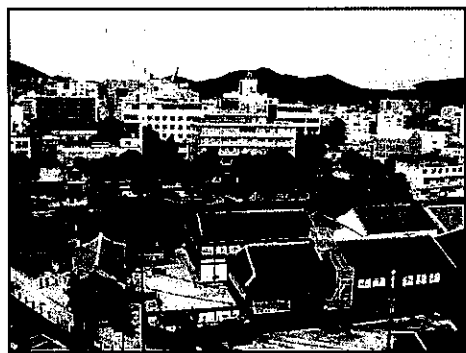
・来客者用	300台	(九州他県平均程度)
・公用車等	270台	(現状程度)
計	570台	

○ 敷地概要

・敷地面積	県庁舎	約 13,000㎡	(江戸町公園は含まない)
	警察本部	約 2,000㎡	
・用途地域	商業地域		
・建ぺい率	80%	(角地のため90%まで可能)	
・容積率	600%		

※ 建築基準法による規制について

- ・ 容積率が基準を超える場合は、総合設計制度等の緩和措置を検討する必要があります。
- ・ 道路斜線等の高さ制限については、別途検討する必要があります。



史跡『出島』から見た現況写真

(1) 建替え案

〔建替え案①〕

○ 計画の趣旨

- ・ 埋蔵文化財調査の範囲を最小限度とするため、現在の庁舎の位置に建設します。
- ・ 警察棟を、現警察本部敷地に容積率の限度まで建設し、不足分を行政・議会棟と一体として建設します。
- ・ 議会は行政棟の中に含みます。
- ・ 仮庁舎が必要となります。

○ 建物の概要

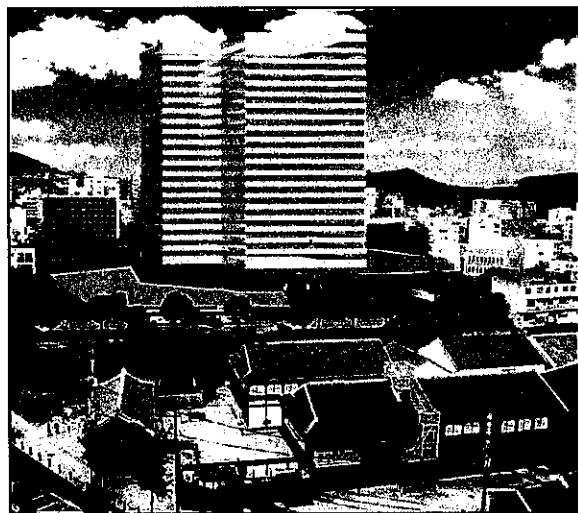
区 分	階 数	延べ床面積	庁舎床面積	駐車場床面積
行政・議会・警察棟	20階建て	81,940㎡	67,000㎡	14,940㎡
警察棟	8階建て	15,160㎡	12,000㎡	3,160㎡
計		97,100㎡	79,000㎡	18,100㎡

○ 駐車場の概要

・行政・議会・警察棟	地下1・2階	160台 (7,740㎡)
	地上1～3階の一部	180台 (7,200㎡)
	平面	170台
・警察棟	地下1・2階	60台 (3,160㎡)
計		570台 (18,100㎡)

○ 課題等

- ・ 仮庁舎が必要で、借り上げ費等として74億～83億円の費用を要します。
- ・ 1カ所に集中して仮庁舎を確保することが困難で、約4年半に渡って、分散した仮庁舎となります。
- ・ 地下・地上駐車場の建設に、約82億円の費用を要します。
- ・ 警察棟が、2棟（2敷地）に分割されます。
- ・ 行政・議会・警察棟は鹿児島県庁（行政棟）に相当する巨大な建物であり、景観上の問題があります。
- ・ 中庭部分は調査が必要であり、極めて重要な遺構が発掘されれば、現地保存等の必要が生じます。（現地保存となった部分については、庁舎としての利用は不可能）
- ・ 幕末の名残を残す石垣を現状に近い形で保存できます。



史跡「出島」から見たイメージ図（建替え案①）

〔建替え案②〕

○ 計画の趣旨

- ・ 現在の江戸町公園を活用して、行政・議会棟、警察棟を建設します。
- ・ 議会は行政棟の中に含みます。
- ・ 警察本部跡地に駐車場棟を建設します。
- ・ 新たな江戸町公園を現在の駐車場につくります。
- ・ 仮庁舎が必要となります。

○ 建物の概要

区 分	階 数	延べ床面積	庁舎床面積	駐車場床面積
行政・議会棟	21階建て	66,740㎡	59,000㎡	7,740㎡
警察棟	9階建て	26,020㎡	20,000㎡	6,020㎡
新江戸町公園 地下駐車場	地下2階	3,760㎡		3,760㎡
駐車場棟	5階建て	7,350㎡		7,350㎡
計		103,870㎡	79,000㎡	24,870㎡

○ 駐車場の概要

・行政・議会棟	地下1・2階	160台 (7,740㎡)
・警察棟	地下1・2階	120台 (6,020㎡)
・新江戸町公園地下		80台 (3,760㎡)
・駐車場棟		210台 (7,350㎡)
計		570台 (24,870㎡)

○ 課題等

- ・ 仮庁舎が必要で、借り上げ費等として74億～83億円の費用を要する。
- ・ 1ヶ所に集中して仮庁舎を確保することが困難で、約4年半に渡って、分散した仮庁舎となります。
- ・ 地下駐車場・駐車場棟の建設に、約90億円の費用を要します。
- ・ 埋蔵文化財調査に期間を要する上、極めて重要な遺構が発掘されれば、現地保存等の必要が生じます。(現地保存となった部分については、庁舎としての利用は不可能)
- ・ 行政・議会棟は建替え案①よりは小さいが、21階建ての建物であり、景観上の問題があります。
- ・ 幕末の名残を残す石垣を一部撤去する必要があります。
- ・ 駐車場棟が別敷地となる。
- ・ 江戸町公園を廃止・移設する必要があります。
- ・ 庁舎の機能を、それぞれ1棟(行政・議会は同一棟)に集約できます。



史跡『出島』から見たイメージ図（建替え案②）

〔建替え案③〕

○ 計画の趣旨

- ・ 仮庁舎を最小限とするため、江戸町公園、第2・第3別館敷地に行政・議会棟の7割を先行して建設し、本館・第1別館を移転・解体後、警察棟を建設し、行政・議会棟を増築します。
- ・ 議会は行政棟の中に含みます。
- ・ 警察本部跡地に駐車場棟を建設します。
- ・ 新たな江戸町公園を現在の駐車場につくります。

○ 建物の概要

区 分	階 数	延べ床面積	庁舎床面積	駐車場床面積
行政・議会棟	22階建て	64,740㎡	59,000㎡	5,700㎡
警察棟	9階建て	28,150㎡	20,000㎡	8,150㎡
新江戸町公園 地下駐車場	地下2階	3,760㎡		3,760㎡
駐車場棟	4階建て	4,900㎡		4,900㎡
計		101,510㎡	79,000㎡	22,510㎡

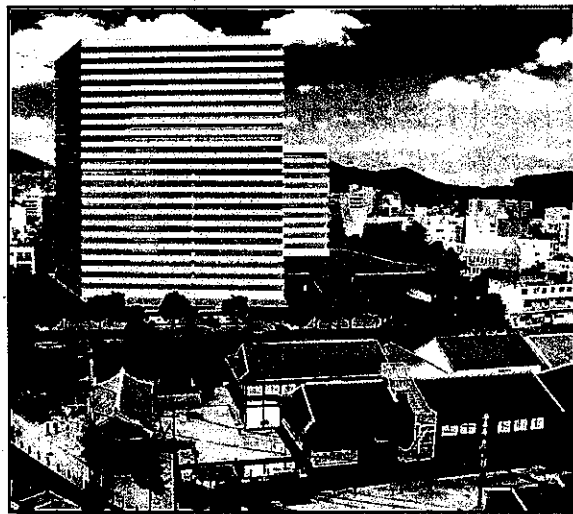
○ 駐車場の概要

- ・ 行政・議会棟 地下1・2階 110台 (5,700㎡)
- ・ 警察棟 地下1・2階 170台 (8,150㎡)
- 平面 70台
- ・ 新江戸町公園地下 80台 (3,760㎡)
- ・ 駐車場棟 140台 (4,900㎡)
- 計 570台 (22,510㎡)

○ 課題等

- ・ 行政・議会棟が、出島と江戸町の間を、大きく壁状に遮り、歴史的・文化的景観への影響が大きくなります。

- ・ 幕末の名残を残す石垣の撤去は免れるものの、大きな建物が塞ぐ形となります。
- ・ 地下駐車場・駐車場棟の建設に、約87億円の費用を要します。
- ・ 埋蔵文化財調査に期間を要する上、極めて重要な遺構が発掘されれば、現地保存等の必要が生じます。(現地保存となった部分については、庁舎としての利用は不可能)
- ・ 工事を3期に分ける必要があり、工期が3～4年程度長くなります。
- ・ 行政・議会棟が細長く、くの字型の平面となり、執務空間を効率的に確保しにくくなります。
- ・ 駐車場棟が別敷地となります。
- ・ 江戸町公園を廃止・移設する必要があります。
- ・ 西側の道路が狭いために、建築基準法上の高さ制限について検討が必要となります。
- ・ 仮庁舎が最小限で、事業費を低減できます。
- ・ 庁舎の機能を、それぞれ1棟(行政・議会は同一棟)に集約できます。



史跡『出島』から見たイメージ図(建替え案③)

(3) 魚市跡地での建設

① 魚市跡地周辺の動き

(7) 埋立工事の進捗

県庁舎の建設については、「(2) 現在地での建替え」(81頁)で述べたように、現庁舎の分散化、狭隘化、老朽化等に伴い、整備の必要性が指摘される中で、県庁舎建設懇談会や県議会県庁舎建設特別委員会等において活発な議論が行われました。このような経過を踏まえ、新庁舎建設に関する県としての基本方針の検討が行われ、平成9年9月に前知事が、新県庁舎の建設場所は長崎魚市跡地が最適であると表明しました。

この方針に沿って、県庁舎建設用地として利用することを前提に、国の補助金を受けた国庫補助事業と県の単独事業による魚市跡地の整備事業を推進し、平成12年度の環境影響評価調査、平成14年度の新たな漁港整備計画への盛り込みを経て、平成15年に長崎魚市跡地の公有水面埋立免許の申請手続を行い、平成17年度からは建設予定地の埋立工事を進めています。

この埋立工事の実施にあたっては、平成15年12月の埋立免許の出願と、工事内容の見直しに伴う平成17年の新たな埋立免許の出願に関して、公有水面埋立法の規定に基づき、県庁舎用地の造成等を目的とする埋立てについて、長崎市議会が支障がない旨の議決をし、これを受けて、長崎市長が埋立同意の回答を行っています。そして、平成18年2月に公有水面埋立免許を取得し、漁港整備計画に併せて庁舎建設予定地の埋立工事を進めてきており、この埋立工事が、平成21年度には完了する見込みとなりました。

なお、この埋立事業にかかる平成11年度から事業完了までの総事業費は、約46億円となる予定であり、平成19年度まで既に約36億円の事業費を投じてきています。

(4) 長崎駅周辺のまちづくり事業の進捗

長崎駅周辺においては、都市計画道路浦上川線、長崎漁港再整備計画、九州新幹線長崎駅部構想、JR長崎本線連続立体交差事業、長崎駅周辺土地区画整理事業など各種の事業が進められています。

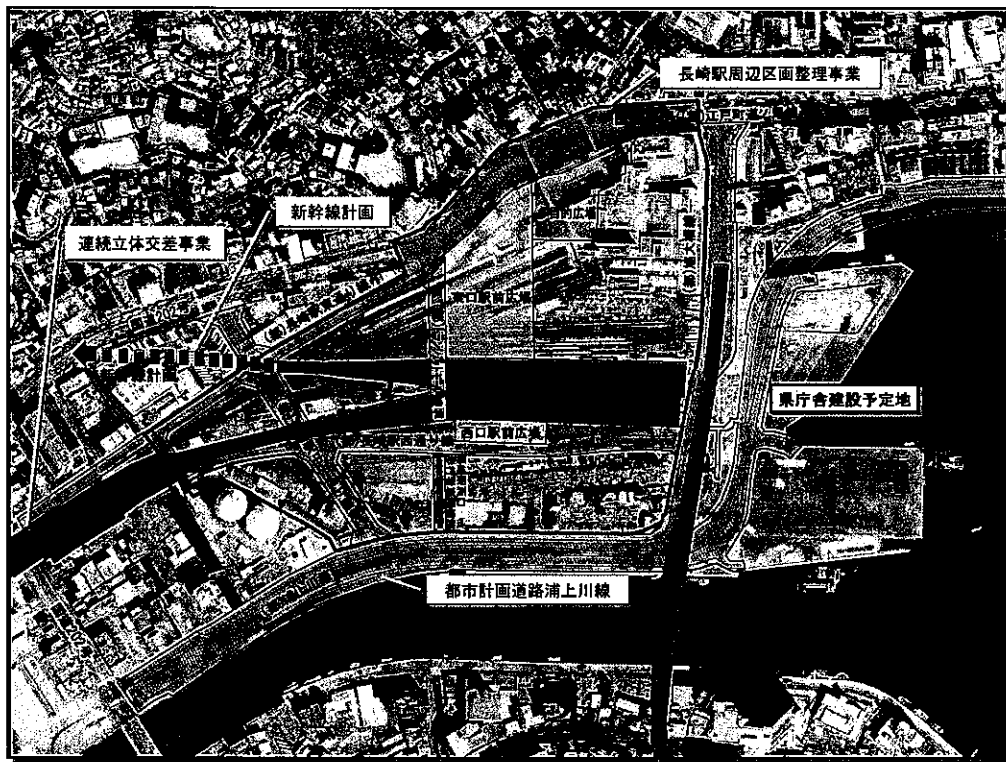
特に、長年の懸案であった九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)が着工し、今後早期完成に向けて積極的な事業推進が図られる状況の中、平成20年3月に幸町から元船町間が暫定供用された都市計画道路浦上川線が、平成22年には松山町から元船町までの全線が供用される予定であり、長崎市中心部における広域的な交通ネットワーク機能が大きく改善されることとなります。

長崎駅部を含めたJR長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業についても、平成20年12月26日に都市計画決定が行われました。これらの事業により、鉄道で分断した市街地の一体化や、平面踏切の解消による自動車交通の円滑化、歩行者の安全性・快適性の確保を図るとともに、県都の玄関口にふさわしい都市機能の集積、都市空間の形成によるにぎわいの創出と交流の促進を目指した、

新しいまちづくりが本格的に動き出したところです。

このような中で、長崎駅に隣接する魚市跡地の土地利用は、長崎駅周辺のまちづくり事業と密接な関わりを持ち、この土地利用が決まらない場合には、駅とその周辺の建物施設計画や歩行者動線計画など、まちづくり全体の推進に影響を及ぼすことも考えられます。

また、平成21年度に魚市跡地の埋立工事が完了することにより、既存の分も含め全体で58,000㎡にも及ぶ用地が造成されることとなりますが、長崎駅周辺の総合的なまちづくりを推進する観点からも、また、長崎市の活性化を図る観点からも、この広大な用地を未利用のまま放置してよいのかといった大きな問題が生じるものと思われま



長崎駅周辺のまちづくり事業

② 魚市跡地の地盤等の状況

平成9年当時の検討にあたっては、魚市跡地は敷地全体が埋立地であり、また、海に面した土地であることから、地質調査の結果等を基にして、地震時の液状化対策や高潮対策などの防災対策についても検討が行われました。

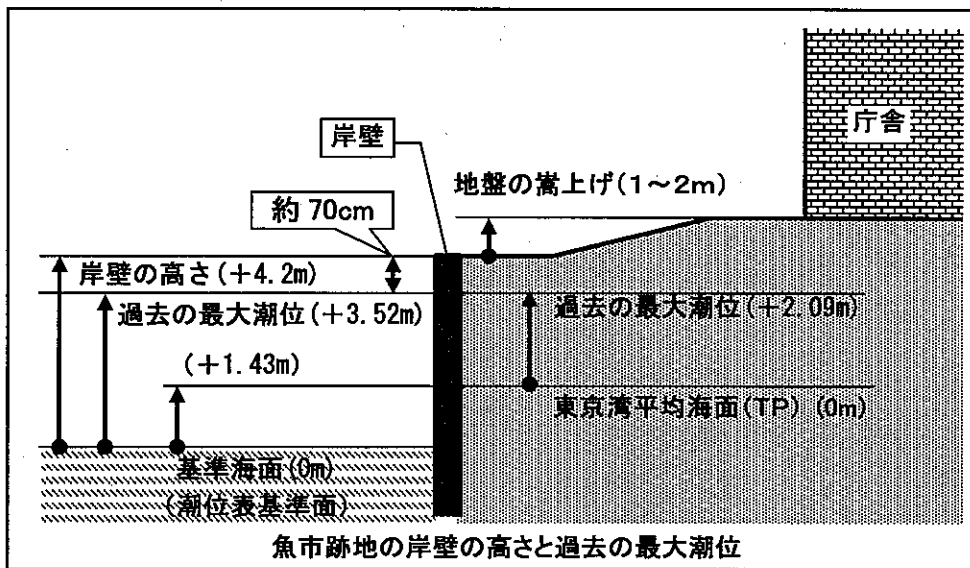
その結果、以下のとおり、必要に応じた地盤改良など適切な措置を講じれば十分な対応が可能であるとの結論となりました。

(ア) 高潮対策等

高潮対策については、魚市跡地の岸壁の高さが基準となる海面から4.2mであり、過去における最大潮位（海面から3.52m）よりも約70cm高くなっています。

地震津波による大きな被害はないと思われませんが、唯一、被害が発生したと記されている1707年紀伊半島沖で発生した宝永地震による津波（波高1m程度）、1960年チリ沖地震（波高1.15m：あびき現象により増幅）を想定し、敷地地盤高を1～2m程度かさ上げをすることとしました。

なお、地球温暖化による海水面の上昇については、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書」（平成19年）によると、シナリオにより予測される2099年までの世界平均海面水位の上昇量の上限は59cmであり、敷地地盤高の嵩上げにより対応できる範囲であると考えられます。



(イ) 魚市跡地の地質調査の結果

平成9年当時、新庁舎建設に関する県としての基本方針を検討するにあたって、建設候補地となっていた魚市跡地の地質調査を行いました。

その結果、建築物の支持地盤となりうる凝灰角礫岩が地表面から-20m付近で確認され、一般的な杭基礎で施工できるものと判断されます。

液状化については、地盤全体として液状化する可能性は小さく、重要構造物を建設する際は、適切な地盤改良を行うことで対応可能というものでした。

なお、現在埋立を行っている区域については、液状化を生じない礫質の土を使用しています。

◇ 魚市跡地の地質調査（基礎地盤と液状化）

① 調査時期

- ・ 平成9年6月 「長崎魚市跡地地質調査委託」（コンサルに委託）
- ・ 平成9年8月 「県庁舎建設候補地地質等事前調査業務」（コンサルに委託）

② 調査結果

〔基礎地盤について〕

- ・ 地表面から－20m付近より凝灰角礫岩が確認されている。
- ・ 凝灰角礫岩はほぼ平坦面をなしており、風化部も1～2m程度と比較的薄いことが明らかになっている。
- ・ 凝灰角礫岩はN値50回以上であり、建築物の支持地盤として適当と考えられ、許容支持力も充分期待できる。
- ・ 基礎形式としては、支持地盤深度が深いことから、杭基礎となるものと判断される。

〔液状化について〕

- ・ 地盤全体の評価としては、液状化が生じる可能性はかなり小さいと考えられる。
- ・ 一部の地層は液状化する可能性があるが、層厚が薄く、地層によっては分布が局部的であったり、連続性に欠けるなど、分布範囲がかなり狭い。
- ・ したがって、地震時に一部で液状化が発生しても、地盤全体としては液状化する可能性は小さいものと判断される。
- ・ 近隣で直下型地震等が発生した場合には想定以上の揺れが生じる可能性があるため、重要構造物では地盤改良を行うことが望ましい。
(調査では地表面水平加速度150galで検討)

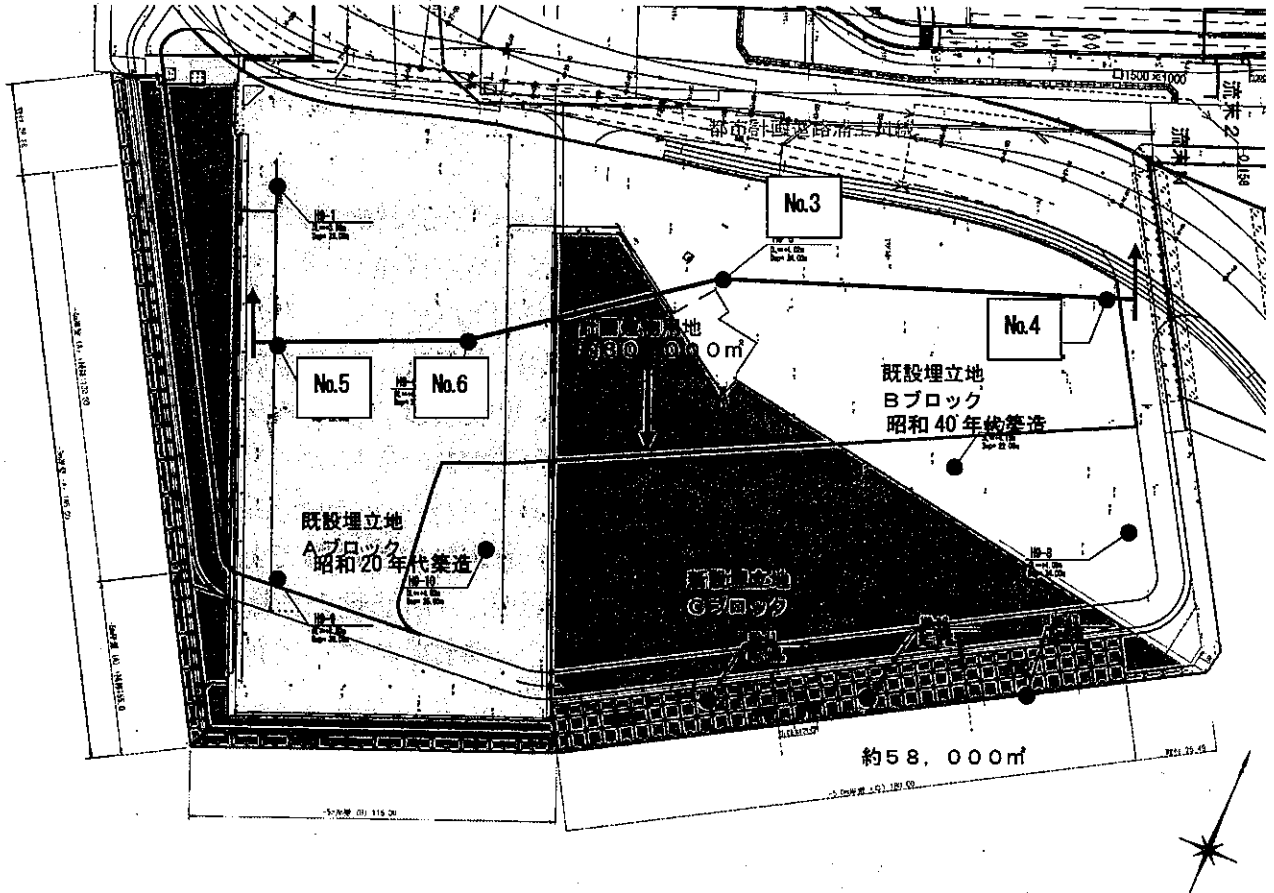
③ 液状化対策（地盤改良）

液状化対策としては下記のような工法が考えられる。

- ・ 締め固め工法 (サトコンパクションパイル工法、バイプロポーション工法等)
- ・ 間隙水圧消散工法 (グラベルドレーン工法等)
- ・ 固結工法 (深層混合処理工法等)

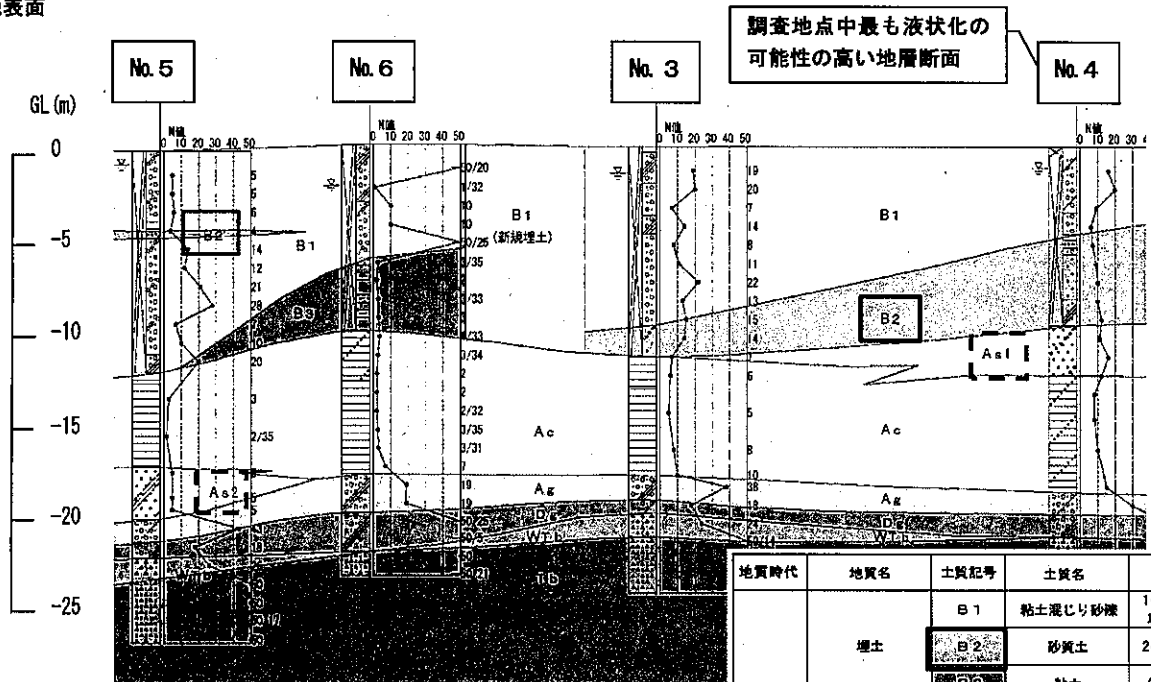
※ N値とは、地質調査時に行われる標準貫入試験において、所定のハンマーを自由落下させて試験用サンプラーを地中に30cm貫入させるのに必要な打撃回数で、地盤の強さの指標として広く用いられているもの。

調査位置平面図



地質推定断面図 (No. 5-6-3-4 断面)

地表面



B₂ 液状化の可能性が高い砂の層

AS₁, AS₂ 液状化の可能性がやや高い砂混じりの地層

地質時代	地質名	土質記号	土質名	N値		
新 生 代	埋土	B1	粘土混じり砂礫	1~50 以上		
		B2	砂質土	2~14		
		B3	粘土	2~5		
	第四紀	砂質土層1	As1	礫混じり砂	11~16	
		粘土層	Ac	粘土	0~15	
		砂質土層2	As2	粘土質砂	3~8	
		砂礫層	Ag	粘土混じり砂礫 粘土質砂礫	8~50 以上	
			D	粘土混じり砂礫 粘土質砂礫	18~50 以上	
		更新世	基盤岩類	W.T.b	風化凝灰角礫岩	13~47
				Tb	凝灰角礫岩	50以上

③ 魚市跡地の液状化対策の検討

平成9年に行った調査では、具体的な地盤改良工事の内容や、工事費の積算を行っていなかったため、今回、県庁舎及び警察本部庁舎が防災拠点施設としての機能を十分に確保することを目標に、液状化対策の検討を行いました。

(7) 想定した地震動

平成9年に行った調査では、当時の「建築基礎構造設計指針」(日本建築学会)に従って、建物の供用期間中に1回～数回遭遇する中規模地震(50年に1回程度、水平加速度150gal)による液状化の検討を行いました。その後、阪神・淡路大震災による被害状況をふまえて、平成13年に「建築基礎構造設計指針」が改訂され、建物が遭遇すると想定される最大級の大規模地震(500年に1回程度、水平加速度350gal)による検討が推奨されています。今回は、このより厳しい基準である水平加速度350galによる検討を、最近の新しい知見を加えて行いました。

なお、概算工事費の算定には、想定される最大級の地震動である水平加速度350gal(阪神・淡路大震災などの際、液状化した地盤上で観測された最大値)を採用していますが、設計段階では、想定する地震動について地域性を考慮したうえで詳細に検討する必要があります。

◇ 想定した地震動

検討時期	想定地震動	再現期間	地表面水平加速度
平成9年検討	中規模	建物の供用期間中に1回～数回遭遇する(50年に1回程度)	150gal
今回検討	大規模	建物が遭遇すると想定される最大級の地震(500年に1回程度)	350gal (阪神・淡路大震災などの際、液状化した地盤上で観測された最大値)

※ 水平加速度：地震により建物が受ける荷重の大きさ

150gal、350galは「建築基礎構造設計指針」(日本建築学会)による推奨値

(i) 想定した工法と工事概要

- 液状化対策工法としての実績が多く、信頼性が高い砂杭による締め固め工法を想定しました。具体的には、工事中の振動による護岸等の既設構造物への影響を考慮し、静的締め固め砂杭工法(SAVEコンポーザー)としました。
- 平成9年に地質調査を行った12地点のうち、最も液状化の危険性が高いボーリングN0.4の地層断面で、水平加速度350galの大規模地震を想定して、地層全体の液状化危険度の指標であるPL値を5以下とするために必要な地盤改良工事の内容を設定しました。その結果、直径70cmの砂杭を改良深さ13m、1.9m間隔で施工することとしました。

これにより、調査地点の中で最も液状化の危険性が高いボーリングN0.4の地層断面でも、改良後は、水平加速度150galの中規模地震に対して液状化の

危険度がかなり低く、水平加速度 350 gal の大規模地震に対しても、液状化の危険度が低いことが確認されました。

- 高度の対策工事を要する部分として、庁舎及びその周辺部（ライフラインの導入部を含む）を想定し、敷地面積の2分の1に当たる約 15,000 m²で上記工事を行うことし、砂杭を 4,155 本施工することとしました。

◇ 現状と改良後の液状化の危険度（ボーリングNo.4の地層断面で検討）

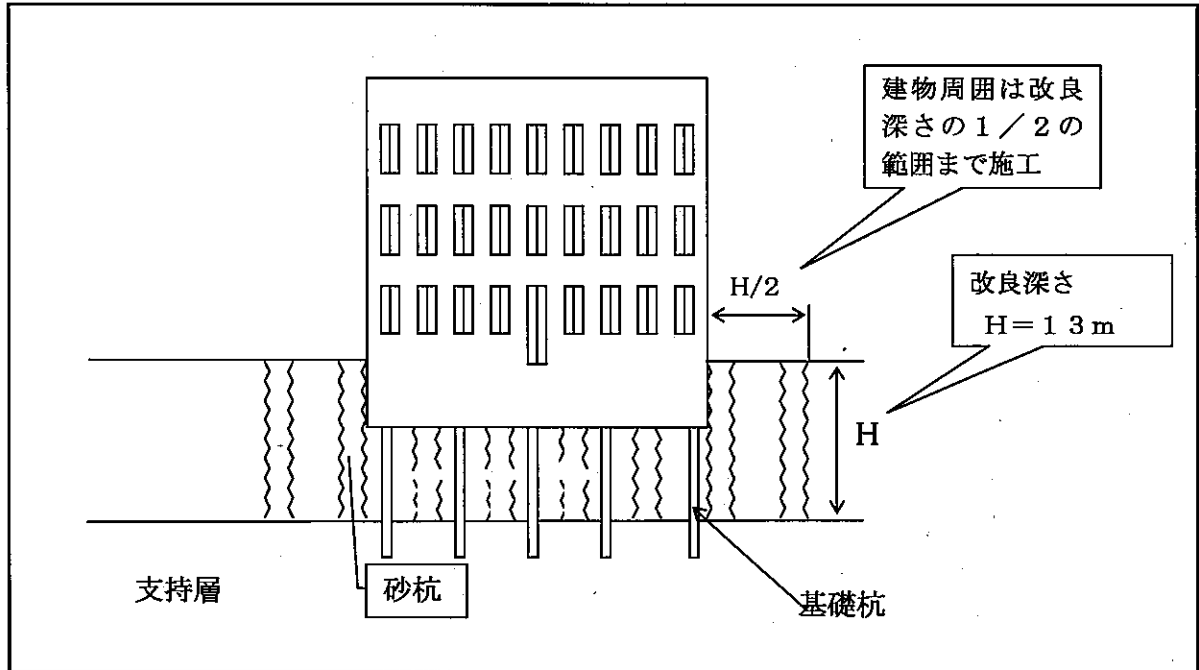
現 状	改 良 後	
50年に一度遭遇する 中規模地震 水平加速度150gal	50年に一度遭遇する 中規模地震 水平加速度150gal	50年に一度遭遇する 大規模地震 水平加速度350gal
PL値	PL値	PL値
1.52	0.00	3.80

調査地点中最も液状化の可能性の高いNo.4の地層断面で検討した結果、現状で、水平加速度 150gal の中規模地震に対して液状化の危険度が低い。
改良後は、水平加速度 150gal の中規模地震に対して液状化の危険度がかなり低く、水平加速度 350gal の大規模地震に対しても、液状化の危険度が低い。

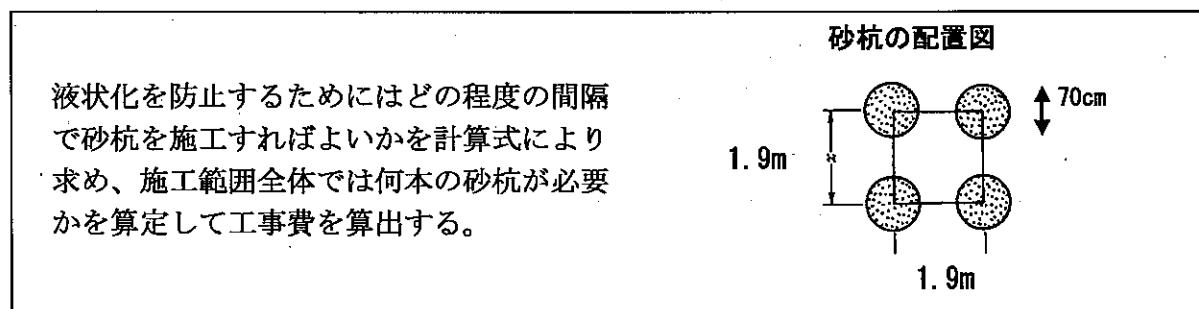
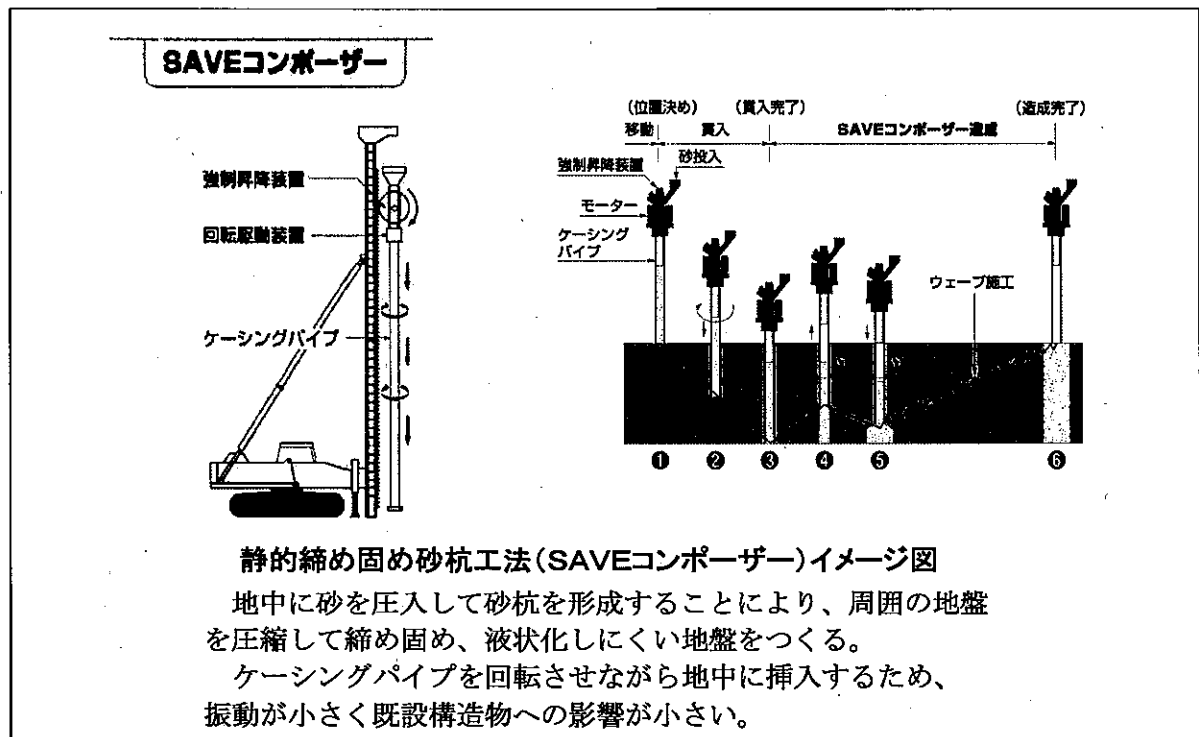
PL値	PL=0	液状化の危険度がかなり低い
	PL≤5	液状化の危険度が低い
	5<PL≤15	液状化の危険度が高い
	PL>15	液状化の危険度が極めて高い

※ P L 値：地層全体の液状化危険度の指標

◇ 液状化対策工事のイメージ図



◇ 想定した液状化対策工法の概要



(ウ) 概算工事費

上記のとおり、平成9年の地質調査結果を基に、想定される一番厳しい条件をクリアする前提で、液状化対策工事を想定した場合、その工事費は約5億円と試算されました。

液状化の可能性のある地層が存在するのは敷地の一部ですが、今回の検討では、最も液状化の可能性が高い地層断面が敷地全体に渡っていると想定しており、極めて過剰な設定となっています。このため、実際に工事を行う場合には、詳細な追加調査・検討を行うことにより、工事費の削減が可能です。また、振動が許容される部分にはより低コストの工法を採用することにより、工事費の削減が可能となります。したがって、この約5億円という工事費は、最大値の想定となっています。

◇ 概算工事費（最大値を想定）

工 種	静的締め固め砂杭工法 SAVEコンポーザー (低振動・低騒音)
砂 杭 径	直径70cm
改 良 間 隔	1.9m×1.9m
改 良 深 さ	13m
改 良 面 積	15,000㎡
本 数 A	4,155本
施 工 単 価 B	85,323円/本
直接工事費 C=A×B	354,517千円
諸経費等(現場管理費等) D	141,807千円
概算工事費 E=C+D	496,324千円

④ 県が示した想定案

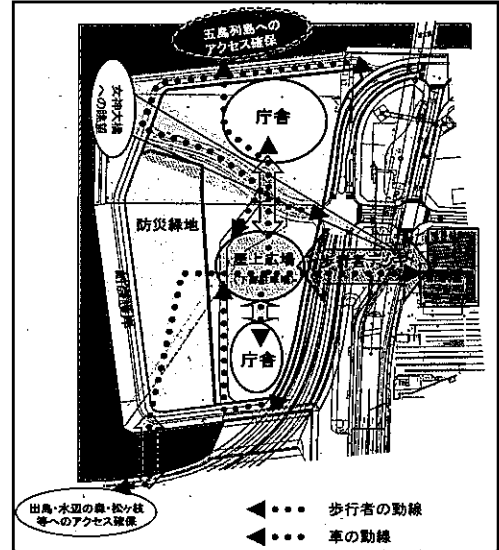
懇話会からの要請に応じて、議論のたたき台として、県から、仮に魚市跡地で建設する場合の想定案（3案）が示されました。

その概要は、下記のとおりです。

(7) 想定案作成にあたっての背景

長崎駅の新駅舎（高架）の建設に合わせて、駅舎と魚市跡地を歩行者デッキで結び一体的に活用するとともに、歩行者の市街地への回遊性を確保することや、旭大橋の低床化により、東西の市街地をより緊密に結びつけることが検討されています。

魚市跡地での建設案は、敷地中央の駐車場棟の屋上を広場として活用して歩行者デッキとつなぎ、その両側に庁舎を配置することを想定して作成しました。



建設案の概念図

(1) 計画条件

○ 庁舎延べ床面積

- ・行政部分 約 51,000 m²
- ・議会部分 約 8,000 m²
- ・警察部分 約 20,000 m²

計 約 79,000 m²

(駐車場を除く)

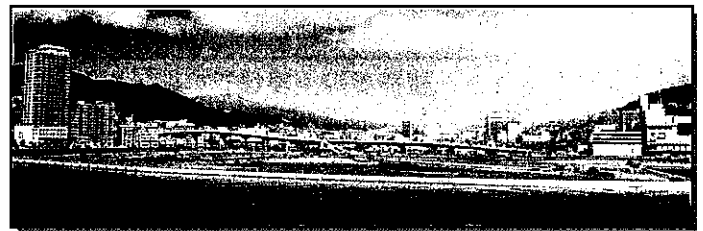
※ 詳細は、128～129頁を参照

○ 駐車場

- ・来客者用 300台 (九州他県平均程度)
 - ・公用車等 270台 (現状程度)
- 計 570台

○ 敷地概要

- ・敷地面積 約 30,000 m²
- ・用途地域 商業地域を想定
- ・建ぺい率 80%
- ・容積率 400～600%



元船町方面から見た現況写真

(2) 敷地の有効活用

- ・ 広い敷地を活用して、柔軟な設計が可能です。
- ・ 新駅舎（高架）から、歩行者デッキと屋上広場を通して庁舎への動線を確保し、

賑わいを創出することが可能です。

- ・ 地下駐車場はつくらず、駐車場棟と平面で駐車場を確保し、工事費を抑制することが可能です。
- ・ 耐震護岸・防災緑地が設置されているため、災害時に海からの物資の運搬が可能です。
- ・ 容積率に余裕があるため、庁舎以外の民間施設等の合築が可能です。

(I) 建設案

〔建設案①〕

○ 計画の趣旨

- ・ 行政棟、議会棟、警察棟の3棟を建設する。
- ・ 敷地中央の駐車場棟の屋上広場を、新駅舎（高架）から通じる歩行者デッキと接続する。
- ・ 女神大橋への眺望を確保する。

○ 建物の概要

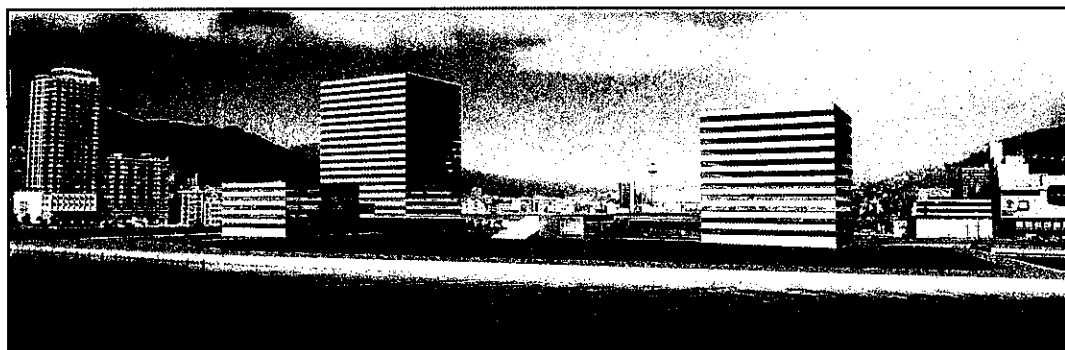
区分	階数	延べ床面積	庁舎床面積	駐車場床面積
行政棟	19階建て	51,000㎡	51,000㎡	
議会棟	5階建て	8,000㎡	8,000㎡	
警察棟	11階建て	20,000㎡	20,000㎡	
駐車場棟	3階建て	7,000㎡		7,000㎡
計		86,000㎡	79,000㎡	7,000㎡

○ 駐車場の概要

- ・ 平面 300台
- ・ 駐車場棟 270台 (7,000㎡)
- 計 570台

○ 摘要

- ・ 平成8年の懇談会提言等、従来からイメージされてきた3棟建設案です。
- ・ 歩行者デッキから女神大橋への眺望を確保できます。
- ・ 地盤改良が必要です。



元船町方面から見たイメージ図（建設案①）

〔建設案②〕

○ 計画の趣旨

- ・ 行政・議会棟と警察棟の2棟を建設します。
- ・ 行政・議会棟の建築面積を小さくして高層化し、海への眺望を確保します。
- ・ 敷地中央の駐車場棟の屋上広場を、新駅舎（高架）から通じる歩行者デッキと接続します。
- ・ 女神大橋への眺望を確保します。

○ 建物の概要

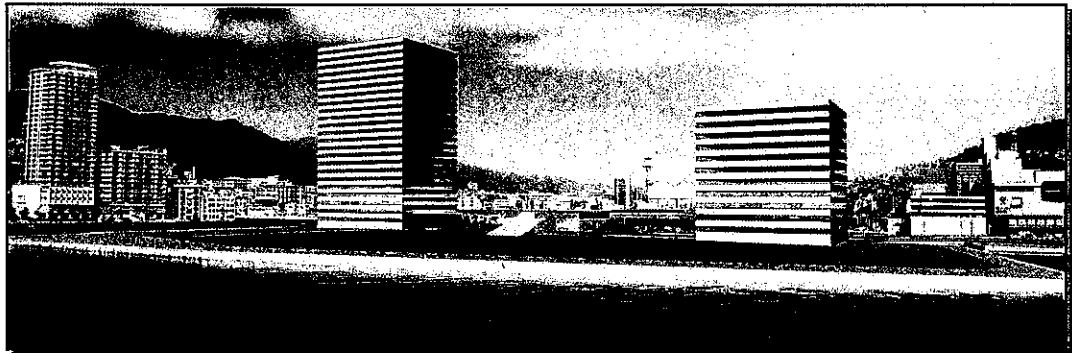
区 分	階数	延べ床面積	庁舎床面積	駐車場床面積
行政・議会棟	23階建て	59,000㎡	59,000㎡	
警察棟	11階建て	20,000㎡	20,000㎡	
駐車場棟	3階建て	7,000㎡		7,000㎡
計		86,000㎡	79,000㎡	7,000㎡

○ 駐車場の概要

- ・ 平面 300台
- ・ 駐車場棟 270台（7,000㎡）
- 計 570台

○ 摘要

- ・ 議会棟を合築し、工事費を抑制することができます。
- ・ 歩行者デッキから女神大橋への眺望を、最も広く確保できます。
- ・ 地盤改良が必要です。



元船町方面から見たイメージ図（建設案②）

【建設案③】

○ 計画の趣旨

- ・ 行政・議会棟と警察棟の2棟を建設します。
- ・ 行政・議会棟の建築面積を大きくして、高さを抑制します。
- ・ 敷地中央の駐車場棟の屋上広場を、新駅舎（高架）から通じる歩行者デッキと接続します。
- ・ 女神大橋への眺望を確保します。

○ 建物の概要

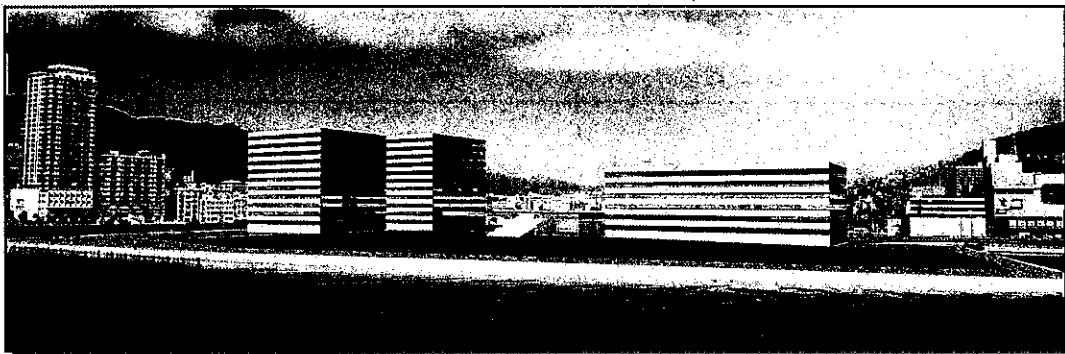
区 分	階数	延べ床面積	庁舎床面積	駐車場床面積
行政・議会棟	11階建て	59,000㎡	59,000㎡	
警察棟	6階建て	20,000㎡	20,000㎡	
駐車場棟	3階建て	7,000㎡		7,000㎡
計		86,000㎡	79,000㎡	7,000㎡

○ 駐車場の概要

- ・ 平面 300台
- ・ 駐車場棟 270台 (7,000㎡)
- 計 570台

○ 摘要

- ・ 議会棟を合築し、工事費を抑制することができます。
- ・ 建物の高さが最も低くなります。
- ・ 歩行者デッキから女神大橋への眺望を確保できます。
- ・ 敷地周辺からの眺望を遮ることとなります。
- ・ 地盤改良が必要です。



元船町方面から見たイメージ図（建設案③）

(4) 県央地域

建設場所の審議を行うにあたっては、県から、平成9年に前知事が県庁舎の建設場所として魚市跡地を選定した主な理由や県央地域と長崎市の状況を比較した資料などの提出がありました。

その内容は、下記のとおりです。

① 県庁舎の建設場所として長崎魚市跡地を選定した理由

- 1) 都市機能、社会基盤が高度に醸成されており、官公庁が周辺に集積していること。
- 2) 人口集積が高いこと。また、公共交通機関（鉄道、航路、バス等）も高度に整備されていること。
- 3) 行政棟、議会棟、警察棟の3棟が同一敷地に建設可能であること。なお、三角水域の一部埋め立てについては、土地の有効利用の為の整形的埋め立てであり、また埋立て相当分の緑地を県民に解放することが可能となること。
- 4) 十分な駐車場が確保できること。
- 5) 敷地の大部分が県有地であること。
- 6) アーバンルネッサンス構想の中での重要地域であり、構想全体の推進にも繋がると考えられること。
- 7) 長崎駅と近い位置にあり、駅部の再開発の推進にも繋がると考えられること。
- 8) 現在地よりの移転となるが、行政区域内での移転で、移転距離約900mと極めて近いこと。
- 9) 海洋県長崎らしい海に面した明るいイメージの県庁舎建設が期待できること。
- 10) 地震等の防災対策としては、必要に応じた地盤改良、構造計算等により十分な対応が可能であること。

② 県央地域と長崎市の状況を比較した資料など

- 1) 県内市町の人口
- 2) 県庁所在地等の人口
- 3) 国の機関、関係団体等の配置状況
- 4) 公共交通機関の状況
- 5) 都市機能の状況
- 6) 県内市町からのアクセス状況
- 7) 新庁舎建設にかかる検討対象地一覧（平成7年6月）

〔参考〕

- ・ 地方自治法（抄）、警察法（抄）

県内市町の人口

(単位：人、%)

	市 町 名	人 口	割 合	備 考
1	長 崎 市	455,206	30.8	
2	佐 世 保 市	258,262	17.5	
3	島 原 市	50,045	3.4	
4	諫 早 市	144,034	9.7	
5	大 村 市	88,040	6.0	
6	平 戸 市	38,389	2.6	
7	松 浦 市	26,993	1.8	
8	対 馬 市	38,481	2.6	
9	壱 岐 市	31,414	2.1	
10	五 島 市	44,765	3.0	
11	西 海 市	33,680	2.3	
12	雲 仙 市	49,998	3.4	
13	南 島 原 市	54,045	3.7	
14	長 与 町	42,655	2.9	
15	時 津 町	29,127	2.0	
16	東 彼 杵 町	9,657	0.7	
17	川 棚 町	15,158	1.0	
18	波 佐 見 町	15,367	1.0	
19	小 値 賀 町	3,268	0.2	
20	江 迎 町	5,922	0.4	
21	鹿 町 町	5,390	0.4	
22	佐 々 町	13,697	0.9	
23	新上五島町	25,039	1.7	
	合 計	1,478,632	100.0	

※平成17年10月1日 国勢調査(総務省統計局)

県庁所在地等の人口

(単位:人)

	都道府県名	人口	県庁所在地		県庁所在地より人口が多い都市		備考
			都市名	人口	都市名	人口	
1	北海道	5,627,737	札幌市	1,880,863			
2	青森県	1,436,657	青森市	311,508			
3	岩手県	1,385,041	盛岡市	300,746			
4	宮城県	2,360,218	仙台市	1,025,098			
5	秋田県	1,145,501	秋田市	333,109			
6	山形県	1,216,181	山形市	256,012			
7	福島県	2,091,319	福島市	290,869	いわき市	354,492	
					郡山市	338,834	
8	茨城県	2,975,167	水戸市	262,603			
9	栃木県	2,016,631	宇都宮市	502,396			
10	群馬県	2,024,135	前橋市	318,584	高崎市	339,932	
11	埼玉県	7,054,243	さいたま市	1,176,314			
12	千葉県	6,056,462	千葉市	924,319			
13	東京都	12,576,601	特別区部	8,489,653			
14	神奈川県	8,791,597	横浜市	3,579,628			
15	新潟県	2,431,459	新潟市	813,847			
16	富山県	1,111,729	富山市	421,239			
17	石川県	1,174,026	金沢市	454,607			
18	福井県	821,592	福井市	269,144			
19	山梨県	884,515	甲府市	200,096			
20	長野県	2,196,114	長野市	378,512			
21	岐阜県	2,107,226	岐阜市	413,367			
22	静岡県	3,792,377	静岡市	713,723	浜松市	804,032	
23	愛知県	7,254,704	名古屋市	2,215,062			
24	三重県	1,866,963	津市	288,538	四日市市	303,845	
25	滋賀県	1,380,361	大津市	323,719			
26	京都府	2,647,660	京都市	1,474,811			
27	大阪府	8,817,166	大阪市	2,628,811			
28	兵庫県	5,590,601	神戸市	1,525,393			
29	奈良県	1,421,310	奈良市	370,102			
30	和歌山県	1,035,969	和歌山市	375,591			
31	鳥取県	607,012	鳥取市	201,740			
32	島根県	742,223	松江市	196,603			
33	岡山県	1,957,264	岡山市	696,172			
34	広島県	2,876,642	広島市	1,154,391			
35	山口県	1,492,606	山口市	191,677	下関市	290,693	
36	徳島県	809,950	徳島市	267,833			
37	香川県	1,012,400	高松市	418,125			
38	愛媛県	1,467,815	松山市	514,937			
39	高知県	796,292	高知市	348,990			
40	福岡県	5,049,908	福岡市	1,401,279			
41	佐賀県	866,369	佐賀市	241,361			
42	長崎県	1,478,632	長崎市	455,206			
43	熊本県	1,842,233	熊本市	669,603			
44	大分県	1,209,571	大分市	462,317			
45	宮崎県	1,153,042	宮崎市	366,897			
46	鹿児島県	1,753,179	鹿児島市	604,367			
47	沖縄県	1,361,594	那覇市	312,393			
	全国計	127,767,994	全国計	41,022,155	-	-	
	全国平均	2,718,468	全国平均	872,812	-	-	

※ 平成17年国勢調査を基に、平成20年4月1日現在の行政区分に組み替えて集計

国の機関、関係団体等の配置状況（集計表）

平成20年10月調

区分 市町名	国の機関		報道機関		関係団体		備考
	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	
長崎市	37	21.0%	16	22.8%	68	59.6%	
諫早市	11	6.2%	7	10.0%	9	7.9%	
大村市	17	9.7%	2	2.9%	10	8.8%	
他市町	111	63.1%	45	64.3%	27	23.7%	
合計	176	100.0%	70	100.0%	114	100.0%	

※ 関係団体 長崎県職員録に掲載されている団体（県庁舎内に事務所を置く団体を除く。）

国の機関、関係団体等の配置状況

区分	長崎市	諫早市	大村市
国の機関	3.7機関	1.1機関	1.7機関
	1 長崎地方裁判所	1 諫早簡易裁判所	1 長崎地方裁判所大村支部
	2 長崎家庭裁判所	2 長崎家庭裁判所諫早出張所	2 長崎家庭裁判所大村支部
	3 長崎簡易裁判所	3 長崎地方法務局 諫早支局	3 大村簡易裁判所
	4 九州管区警察局 長崎県情報通信部	4 長崎刑務所	4 入国者収容所 大村入国管理センター
	5 長崎行政評価事務所	5 諫早税務署	5 長崎地方検察庁大村支部 (大村区検察庁)
	6 長崎地方法務局	6 諫早労働基準監督署	6 長崎税関 長崎空港出張所
	7 長崎保護観察所	7 諫早公共職業安定所	7 福岡検疫所 長崎空港出張所
	8 長崎刑務所 長崎拘留支所	8 諫早社会保険事務所	8 大村公共職業安定所
	9 長崎少年鑑別所	9 九州農政局 長崎農政事務所 地域第二課	9 動物検疫所 門司支所 長崎空港出張所
	10 福岡入国管理局 長崎出張所	10 九州森林管理局 長崎森林管理署	10 九州森林管理局 長崎森林管理署 大村森林事務所
	11 長崎地方検察庁 (長崎区・諫早区検察庁)	11 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 諫早出張所	11 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 大村維持出張所
	12 福岡財務支局 長崎財務事務所		12 大阪航空局 長崎空港事務所
	13 長崎税関		13 福岡管区気象台 福岡航空測候所 長崎空港出張所
	14 税関研修所 長崎支所		14 陸上自衛隊西部方面隊 第4師団第16普通科連隊
	15 長崎税務署		15 陸上自衛隊西部方面隊 第4師団第4施設大隊
	16 福岡検疫所 長崎検疫支所		16 陸上自衛隊西部方面隊 第2高射特科団第7高射特科群
	17 長崎労働局		17 海上自衛隊 自衛艦隊航空集団 第22航空群
	18 長崎労働基準監督署		
	19 長崎公共職業安定所		
	20 長崎社会保険事務局		
	21 長崎社会保険事務局 長崎北事務所		
	22 長崎南社会保険事務所		
	23 九州農政局 長崎農政事務所		
	24 九州農政局 長崎統計・情報センター		
	25 門司植物防疫所 福岡支所長崎出張所		
26 九州森林管理局 長崎森林管理署 長浦森林事務所			

区分	長崎市	諫早市	大村市	
報道機関	27 九州地方整備局 長崎河川国道事務所			
	28 九州地方整備局 長崎営繕事務所			
	29 九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所			
	30 九州運輸局 長崎運輸支局 (海上交通)			
	31 九州運輸局 長崎運輸支局 東長崎庁舎 (陸上交通)			
	32 長崎海洋気象台			
	33 第七管区海上保安本部 長崎海上保安部			
	34 長崎地方海難審判庁			
	35 長崎地方海難審判理事所			
	36 九州防衛局 長崎防衛支局			
	37 自衛隊長崎地方協力本部			
		1 6機関	7機関	2機関
	1 朝日新聞社長崎総局	1 朝日新聞社諫早支局	1 西日本新聞社大村支局	
	2 読売新聞長崎支局	2 読売新聞諫早通信部	2 長崎新聞社大村支局	
	3 毎日新聞社長崎支局	3 毎日新聞諫早通信部		
	4 西日本新聞社長崎総局	4 西日本新聞社諫早支局		
5 日本経済新聞社長崎支局	5 長崎新聞社諫早支局			
6 長崎新聞社	6 NHK長崎放送局諫早報道室			
7 NHK長崎放送局	7 エフエム諫早			
8 NBC長崎放送				
9 NCC長崎文化放送				
10 KTNテレビ長崎				
11 長崎国際テレビ				
12 エフエム長崎				
13 長崎シティFM				
14 長崎市民FM放送				
15 (社)共同通信社長崎支局				
16 時事通信社長崎支局				

区分	長 崎 市	諫 早 市	大 村 市	
関係団体等	6.8機関			
	9機関			
	1 (財)ながさき地域政策研究所	1 (財)長崎県食鳥肉衛生協会	1 (財)長崎県産業振興財団 (大村本部)	
	2 (財)長崎県国際交流協会	2 長崎県南部広域水道企業団	2 (社)発明協会長崎県支部	
	3 (社)長崎県観光連盟	3 (財)長崎県健康事業団	3 長崎空港ビルディング株式会社	
	4 (社)長崎県物産振興協会	4 諫早商工会議所	4 オリエンタル エアブリッジ(株)	
	5 (社)日本べっ甲協会	5 (財)長崎県農業振興公社	5 長崎国際空港貨物ターミナル(株)	
	6 (株)長崎貿易公社	6 (社)長崎県獣医師協会	6 (財)長崎県地域振興航空基金	
	7 (社)長崎貿易協会	7 (財)諫早湾地域振興基金	7 長崎県自治体病院等開設者協議会	
	8 日本貿易振興機構長崎貿易情報センター	8 (社)長崎県公園緑地協会	8 大村商工会議所	
	9 (財)長崎県消防設備協会	9 (財)長崎県学校給食会	9 (社)長崎県園芸種苗供給センター	
	10 (財)消防試験研究センター長崎支部		10 (財)長崎県建設技術研究センター	
	11 (社)長崎県火薬保安協会			
	12 長崎県冷凍設備保安協会			
	13 (社)長崎県エルピーガス安全点検センター			
	14 (社)長崎県LPGガス協会			
	15 長崎県高圧ガス安全協議会			
	16 (財)長崎県私立学校退職金財団			
	17 長崎県離島振興協議会			
	18 長崎県過疎地域自立促進協議会			
	19 (財)長崎ミュージアム振興財団			
	20 長崎県新生活運動協議会			
	21 (社)長崎県計量協会			
	22 (財)長崎県生活衛生営業指導センター			
	23 (社)長崎県水道協会			
	24 日本赤十字長崎県支部			
	25 長崎県社会福祉協議会			
26 長崎県共同募金会				
27 長崎県戦没者慰霊奉賛会				

区分	長 崎 市	諫 早 市	大 村 市
28	長崎県国民健康保険団体連合会		
29	長崎県後期高齢者医療広域連合		
30	長崎県難病相談・支援センター		
31 (財)	長崎県すこやか長寿財団		
32 (財)	長崎県老人クラブ連合会		
33	長崎県視覚障害者情報センター		
34	長崎県聴覚障害者情報センター		
35	長崎県商工会議所連合会		
36	長崎県商工会議所		
37	長崎商工会連合会		
38	長崎県中小企業団体中央会		
39	長崎県信用保証協会		
40 (社)	長崎県雇用支援協会		
41 (社)	長崎県シルバー人材センター連合会		
42	長崎県漁業信用基金協会		
43 (社)	長崎県市場協会		
44 (社)	長崎県漁港漁場協会		
45	長崎県農業信用基金協会		
46	長崎県米消費拡大推進協議会		
47 (社)	長崎県米麦改良協会		
48 (社)	長崎県園芸農業経営安定基金協会		
49 (社)	長崎県種馬鈴薯価格安定基金協会		
50 (社)	長崎県畜産物価格安定基金協会		
51 (社)	長崎県畜産協会		
52 (社)	長崎県配合飼料価格安定基金協会		
53 (社)	長崎県家畜商協会		
54	長崎県土地改良事業団体連合会		
55 (社)	長崎県林業協会		

区分	長崎市	諫早市	大村市
	56 (社)長崎県林業公社		
	57 (社)対馬林業公社		
	58 (社)長崎県林業コンサルタント		
	59 長崎県森林組合連合会		
	60 (社)長崎県木材組合連合会		
	61 長崎県治山林道協会		
	62 長崎県土地開発公社		
	63 長崎県住宅供給公社		
	64 長崎県道路公社		
	65 (財)長崎県住宅・建築総合センター		
	66 (財)長崎県子ども会育成連合会		
	67 (財)長崎県体育協会		
	68 (財)スポーツ安全協会長崎県支部		

公共交通機関の状況

平成20年10月調

	長崎市	諫早市 (総合農林試験場)	大村市 (運転免許試験場)
鉄道	<p>・長崎駅 特急 27本 その他 63本 鉄道計：90本</p>	<p>・西諫早駅 特急 0本 その他 38本 鉄道計：38本 (諫早駅は長崎駅と同等プラス島鉄29本)</p>	<p>・大村駅 特急 0本 その他 33本 鉄道計：33本</p>
航路	<p>・長崎港 伊王島、高島 11便 五島航路 (フェリー) 3便、ジェットホイール4便 海上計：18便</p>		<p>・長崎空港 ハウスステーションバス 6便 長時 14便 時津 17便 海上計：37便</p>
空路			<p>・長崎空港 東京16便、名古屋4便、大阪6便、鹿兒島3便、宮崎1便、沖縄1便、対馬8便、五島4便、奄岐2便 空路計：45便</p>
バス	<p>・空港リムジン 67本 ・高速バス 126本 福岡62本、北九州9本、熊本8本、大分7本、唐津3本、佐世保26本、ハウスステーションバス4本、大分2本、神戸1本、京都1本、名古屋1本、宮崎2本 ・県営バス (長崎駅前) 699本 市外線 (雲仙、諫早、江の浦等) 65本 市内線 634本 ・長崎バス (長崎駅前) 1,652本 バス計：2,544本</p>	<p>・空港リムジン 25本 ・高速バス (諫早インター) 63本 福岡31本、北九州9本、熊本8本、大分5本、唐津3本、大分2本、神戸1本、京都1本、名古屋1本、宮崎2本 ・県営バス (諫早バスターミナル) 477本 市外線 63本 市内線 414本 ・島鉄バス (諫早バスターミナル) 49本 諫早～口之津 41本 島原～空 港 8本 (農林試験場前に停車するバスは37本) バス計：614本</p>	<p>・空港リムジン 123本 長崎67本、佐世保16本、諫早20本、島原4本、ハウスステーションバス16本 ・高速バス (大村インター) 63本 福岡31本、北九州9本、熊本8本、大分5本、唐津3本、大阪2本、神戸1本、京都1本、名古屋1本、宮崎2本 ・県営バス (大村バスターミナル) 136本 市外線 26本 市内線 110本 (試験場に停車するバスは46本) バス計：322本</p>
路面電車	<p>・長崎電鉄 (長崎駅前) 202本 1系統 (赤迫～正覚寺下) 164本 3系統 (赤迫～螢茶屋) 路面電車計：366本</p>		

(注) 路線数は全て1日あたり1往復で1本として算出 (概数)

都市機能の状況

平成20年10月調

区分	長崎市（現在地）	長崎市（魚市跡地）
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・4車線道路（国道202号線）に隣接 	<ul style="list-style-type: none"> ・4車線道路（都市計画道路浦上川線（南々伸））に隣接
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・市上水道本管（径200m/m） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市上水道本管（径200m/m）
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・中部11号幹線（径700m/m） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中部11号幹線（径700m/m）
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・稲佐山公園 92.76ヘクタール ・長崎市総合運動公園 43.8ヘクタール 	等
電気、ガス、電話等	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力、都市ガス、NTT、光ファイバー 	等
文化施設 美術館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県美術館（H16年建築、延床面積 9,876㎡） ・長崎歴史文化博物館（H17年建築、延床面積 13,309㎡） ・長崎市立図書館（H19年建築、延床面積 11,659㎡） 	等
コンベンション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県立総合体育館 メインアリーナ 延床面積 2,424㎡、5,600席 サブアリーナ 延床面積 1,313㎡、1,000席 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎ブリックホール 大ホール 延床面積 5,807㎡、2,002席 国際会議場 延床面積 486㎡、542席
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市宮陸上競技場（S28年建設） ・長崎市総合運動公園（H8年、H10年建設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県営野球場（H9年建設） ・長崎県立総合体育館（H6年建設）
宿泊機能	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル 92施設、収容人数 9,632名 ・ビジネスホテル 31施設、収容人数 2,790名 ・その他 50施設、収容人数 2,483名 	<ul style="list-style-type: none"> 合 計 173施設、収容人数 14,905名

区分	諫早市 (総合農林試験場)	大村市 (運転免許試験場)
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6車線道路 (国道34号線) に近接 (隣接は2車線道 (県農業大学校道路)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4車線道路 (主要地方道長崎空港線) に近接 (隣接は2車線道)
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市上水道本管 (径250m/m) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市上水道本管 (径300m/m)
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は浄化槽 (80人槽を使用) ・ H22年以降に小船越第2号汚水幹線 (径250m/m) を建設予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地横に桜馬場汚水幹線 (径600m/m)
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上山公園 81.8ヘクタール ・ 県立総合運動公園 32.0ヘクタール 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大村公園 21.4ヘクタール ・ 森園公園 (空港入口) 4.8ヘクタール 等
電気、ガス、電話等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 九州電力、都市ガス、NTT、光ファイバー など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 九州電力、都市ガス、NTT、光ファイバー など
文化施設 美術館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諫早文化会館 (S55年建設、延床面積 5,762㎡) ・ 諫早図書館 (H13年建設、延床面積 7,405㎡) ・ たらみ図書館 (H16年建設、延床面積 3,340㎡) ・ 森山図書館 (H8年建設、延床面積 1,893㎡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大村市立図書館 (S48年築、延床面積 1,182㎡) 等
コンベンション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諫早文化会館 大ホール 延床面積 886㎡、1,283席 中ホール 延床面積 314㎡、500席 ・ 小野体育館 メインアリーナ 延床面積 1,512㎡、1,200席 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ シーハット大村 体育棟 延床面積 18,000㎡、5,000席 ホール (音楽・講演会) 延床面積 541㎡、500席 コミュニティセンター 延床面積 1,358㎡、350席 等
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立総合運動公園 (S44年建設、改築予定) ・ 諫早市宮野球場 (S27年建設) ・ 諫早市体育館 (S43年建設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大村市陸上競技場 (S27年建設) ・ 大村市野球場 (S27年建設) ・ 大村市民プール (H8年建設) 50m公認、飛び込み、流水 等
宿泊機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館、ホテル 24施設、収容人数 977名 ・ ビジネスホテル 13施設、収容人数 727名 ・ その他 16施設、収容人数 1,234名 合 計 53施設、収容人数 2,938名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館、ホテル 14施設、収容人数 569名 ・ ビジネスホテル 8施設、収容人数 471名 ・ その他 5施設、収容人数 146名 合 計 27施設、収容人数 1,186名

県内市町からのアクセス状況

平成20年10月調

市町名	比較地		長崎市		諫早市		大村市		備考
	距離(km)	時間	距離(km)	時間	距離(km)	時間	距離(km)	時間	
1	長崎市	-	-	37分	27.6	37分	39.6	47分	
2	佐世保市	92.7	1時間37分	77.3	1時間27分	77.3	64.9	1時間17分	
3	島原市	66.7	2時間05分	40.5	1時間37分	40.5	53.8	2時間03分	
4	諫早市	27.7	37分	-	-	-	13.1	31分	
5	大村市	40.1	47分	13.1	31分	13.1	-	-	
6	平戸市	127.9	3時間00分	112.5	2時間50分	112.5	100.1	2時間40分	
7	松浦市	112.1	2時間31分	96.7	2時間21分	96.7	84.3	2時間11分	
8	対馬市	219.3	1時間55分	203.9	1時間45分	203.9	184.5	1時間21分	空路利用
9	壱岐市	142.6	1時間40分	127.2	1時間30分	127.2	107.8	1時間06分	空路利用
10	五島市(航路)	135.9	1時間36分	161.3	2時間08分	161.3	173.4	2時間18分	
	五島市(空路)	149.7	1時間30分	134.3	1時間20分	134.3	114.9	56分	
11	西海市	42.2	1時間42分	59.4	1時間57分	59.4	71.4	2時間07分	
12	雲仙市	41.6	1時間08分	15.4	40分	15.4	28.8	1時間06分	
13	南島原市	75.7	2時間36分	49.5	2時間08分	49.5	62.8	2時間34分	
14	長与町	10.9	29分	26.2	43分	26.2	38.2	53分	
15	時津町	10.4	23分	26.7	37分	26.7	38.8	47分	
16	東彼杵町	49.0	48分	33.6	38分	33.6	21.2	28分	
17	川棚町	56.3	1時間04分	40.9	54分	40.9	28.4	44分	
18	波佐見町	67.1	1時間25分	51.7	1時間15分	51.7	39.3	1時間05分	
19	小値賀町	152.7	3時間03分	137.3	2時間53分	137.3	124.9	2時間43分	航路利用
20	江迎町	114.7	2時間33分	99.3	2時間23分	99.3	86.9	2時間13分	
21	鹿町町	121.6	2時間51分	106.2	2時間41分	106.2	93.8	2時間31分	
22	佐々町	105.4	2時間5分	90.0	1時間55分	90.0	77.6	1時間45分	
23	新上五島町	87.2	1時間49分	111.6	2時間21分	111.6	123.7	2時間31分	航路利用

※県内各市町の市役所・町役場の距離及び所要時間を記載

※陸路の場合は、自動車を利用して、高速道路・一般国道・県道または市町道を法定速度で走行した場合を想定

※ナビゲーション総合システム(NAVITIME)等を参考として作成

新庁舎建設にかかわる検討対象地一覧（平成7年6月委託調査報告）

番号	検討対象地	敷地面積 (㎡)	建設可能な規模				土地の現状	土地所有者
			容積率 (%)	建ぺい率 (%)	建設可能 延床面積 (㎡)	建設可能 建築面積 (㎡)		
1	現在の敷地	13,062	600	80	78,372	10,450	現県庁舎	県
2	魚市跡地	55,600	200	60	111,200	33,360	更地	県 一部長崎市
3	神ノ島工業用地	231,000	200	50	462,000	115,500	更地	県
4	陸上競技場	53,800	200	60	107,600	32,280	都市公園	長崎市
5	長崎大学経済学部敷地	53,637	200	60	107,274	32,182	大学	国
6	長崎大学本部敷地 除付属小・中学校	187,125	200	60	374,250	112,275	大学、小・中学校	国
7	総合農林試験場	654,816	-	70	-	458,371	農林関連7機関、 農地、山林	県
8	旧長崎刑務所跡地	82,000	200	60	164,000	49,200	刑務所(廃墟)	国
9	自動車運転免許試験場 公舎用地	63,500	200	60	127,000	38,100	試験場、公舎	県

地方自治法（抄）（昭和22年4月17日法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

警察法（抄）（昭和29年6月8日法律第162号）

（警視庁及び道府県警察本部）

第47条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、並びに第38条第4項において準用する第5条第3項の事務について都道府県公安委員会を補佐する。

3 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県庁所在地に置く。

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 県庁舎のあるべき姿、規模、機能

懇話会からの要請に応じて、議論するためのたたき台として、県から、県庁舎のあるべき姿、規模、機能の素案と併せて、現庁舎に備えられていない機能と十分でないと思われる機能に関する資料が示されました。

その内容は、次のとおりです。



効率性・柔軟性のための機能

○ 効率的な事務執行のための執務環境 ～ 庁舎のインテリジェント化

オフィスオートメーション(OA)・ビルディングオートメーション(BA)の導入
情報通信設備の高度化、適切な執務室・会議室 など

長崎県の現状

- 職員の執務室が狭いため、多くのキャビネット等が廊下に配置され、来庁者の通行の妨げとなっているほか、緊急時の避難経路の確保上の問題も生じかねない状況にある。
- 執務室が細かく仕切られているため、将来の行政需要に柔軟な対応ができない。
(執務室の配置、OA機器用配線の増設や変更 など)
- 会議室が十分に備えられていないため、各種会議開催時に庁内での会場確保ができない。
- 庁舎の設備全体を集中制御により管理する機能が備えられていない。



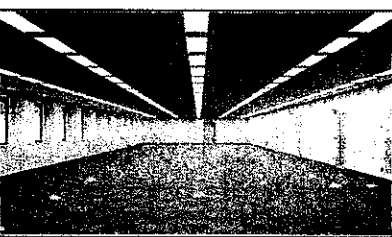
執務室
(十分な通路が確保できない)



執務室前の廊下
(両側にキャビネットが配置)



空調管理室
(空調設備のみの管理)



フリーアクセスフロアー(二重床)
(鹿児島県)



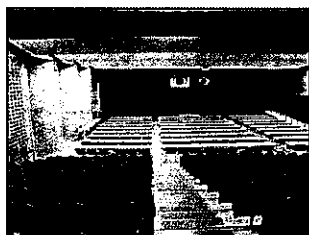
執務室
(栃木県)



廊下
(佐賀県)



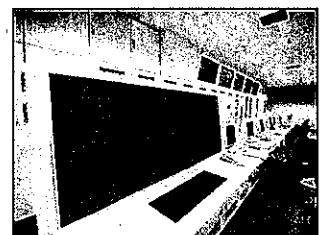
大会議室
(佐賀県)



講堂
(熊本県)



正庁
(佐賀県)



中央管理室
(栃木県)

○ 省資源・省エネルギーの機能

太陽光発電、雨水利用、屋上緑化 など

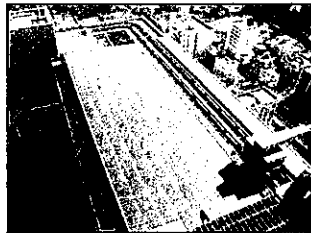
長崎県の現状

○ ISOの推進などの省資源・省エネルギーへの取り組みは行っているが、庁舎の機能としては十分な機能が備えられていない。

他県の例



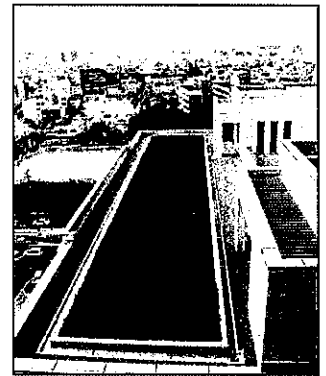
太陽光発電
(佐賀県)



太陽光発電
(栃木県)



雨水利用設備
(鹿児島県)



屋上緑化
(栃木県)

○ 県民の利便性の向上

来庁者駐車場、待合スペース など

長崎県の現状

○ 敷地内の来庁者駐車場や玄関ロビーなど来庁者の待合スペースが十分に確保されていないなど、県民サービス上の問題を抱えている。

※ 駐車場の状況

	[全体]	[うち来庁者用]
長崎県	380台	107台
福岡県	957台	301台
佐賀県	1,053台	304台
熊本県	1,584台	568台
大分県	297台	54台
宮崎県	846台	236台
鹿児島県	2,086台	537台
沖縄県	717台	216台
他県平均	1,077台	317台



県庁舎の来庁者駐車場
(多くの駐車待ちがある状態)



玄関ロビー
(30人分の椅子しかない)

他県の例



屋外立体駐車場
(鹿児島県)



廊下の待合スペース
(栃木県)

素案

➤ 駐車場台数 570台 (来庁者用 300台 (九州他県平均) / 公用車等 270台 (現状を踏まえた必要台数))

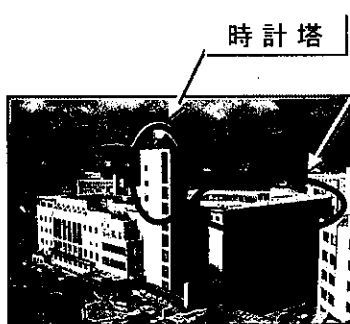
防災・防犯のための機能

○ 防災拠点としての機能

庁舎の耐震性の確保と防災拠点施設としての適切な機能整備
(災害対策本部、災害対策室、屋上ヘリポート、無停電電源装置、非常用発電機 など)

長崎県の現状

○ 耐震診断調査の結果、県庁舎及び警察本部庁舎は、震度6強の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いことが判明した。しかも、県庁舎については本館6階部分と時計塔が、警察本部庁舎についてはその約3分の1にあたる旧館東館が、耐震改修は困難であるとの結果が出された。



県庁舎の耐震改修困難箇所



警察本部庁舎の耐震改修困難箇所

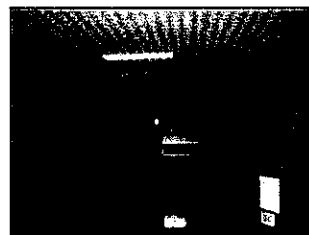
○ 屋外に電気・空調関係の配線や配管が露出し、設備面での機能確保に支障をきたす恐れがあるほか、防火扉等の防火設備が現行基準に適合していない。



屋外に露出した配線

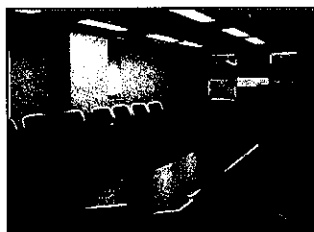


屋外に露出した配管



階段と廊下を区画する防火扉が未設置

○ 災害対策要員の執務スペースや非常用発電機などの非常用設備が十分に備えられていないため、災害発生時の対応に支障をきたす恐れがある。



災害対策室

(十分なスペースが確保されていない災害対策関係施設)



防災室

他県の例



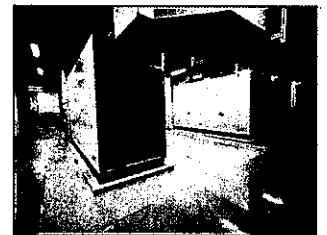
災害対策本部
(鹿児島県)



災害情報連絡室(防災室)
(熊本県)



屋上ヘリポート
(栃木県)



非常用発電装置
(栃木県)

※ 災害対策本部等スペースの状況

長崎県	272m ²
福岡県	518m ²
佐賀県	550m ²
熊本県	453m ²
大分県	532m ²
宮崎県	481m ²
鹿児島県	540m ²
沖縄県	383m ²
他県平均	494m ²

素案

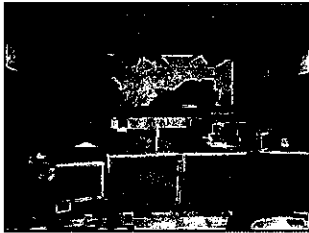
▶ 災害対策本部等 370m² (九州他県等を参考とした必要面積)

○ 防犯・交通安全のための機能

通信指令室、交通管制センター、科学捜査研究所 など

長崎県の現状

○ 通信指令室、交通管制センターのスペースが十分に備えられていない。



通信指令室

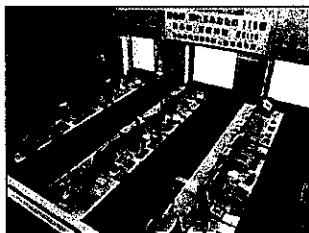


交通管制センター
(十分なスペースが確保されていない各施設)



科学捜査研究所

他県の例



通信指令室
(鹿児島県)



交通管制センター
(熊本県)



科学捜査研究所
(熊本県)

※ 通信指令室、交通管制センター、科学捜査研究所の状況

	〔通信指令室〕	〔交通管制センター〕	〔科学捜査研究所〕
長崎県	192㎡	235㎡	140㎡
福岡県	1,054㎡	1,260㎡	1,059㎡
佐賀県	129㎡	229㎡	836㎡
熊本県	686㎡	799㎡	887㎡
大分県	207㎡	665㎡	473㎡
宮崎県	467㎡	477㎡	562㎡
鹿児島県	387㎡	577㎡	746㎡
沖縄県	321㎡	477㎡	499㎡
他県平均	464㎡	641㎡	723㎡

素案

- 通信指令センター 540㎡ (最近建設他県平均)
- 交通管制センター 598㎡ (")
- 科学捜査研究所 794㎡ (")

交流のための機能

○ 県民交流のための機能

エントランスホール、県民ホール、展望ホール、レストラン など

長崎県の現状

- 玄関ロビーなど来庁者の待合スペースが十分に備えられていない。
- 県民が広く利用できるエントランスホール、県民ホール、展望ホールが備えられていない。



玄関ロビー
(30人分の椅子しかない)

他県の例



エントランスホール
(熊本県)



県民ホール
(佐賀県)



展望ホール
(鹿児島県)



展望レストラン
(栃木県)

素案

- | | | |
|------------------|--------|------------|
| ➤ 展望ホール | 1,060㎡ | (最近建設他県平均) |
| ➤ 県民情報センター・県民ホール | 850㎡ | (") |
| ➤ エントランスホール | 1,030㎡ | (") |

○ 高齢者・身体障害者等に配慮したユニバーサルデザイン

身体障害者用トイレ、オストメイト用トイレ、授乳室、車イス用傍聴席 など

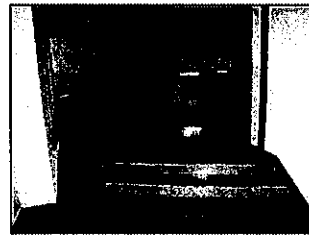
長崎県の現状

○ 身体障害者用トイレ、オストメイト用トイレ、授乳室など、高齢者や身体障害者等に配慮した施設や設備が十分に備えられていない。

○ 執務室や通路(廊下等)に車イスが通行できるスペースが十分に備えられていない。



執務室



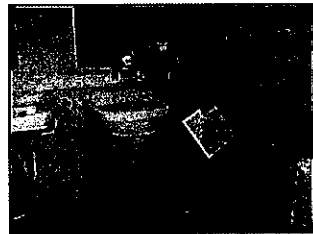
本館と第1別館の接続部分

(車イスが通行できるスペースが確保されていない)

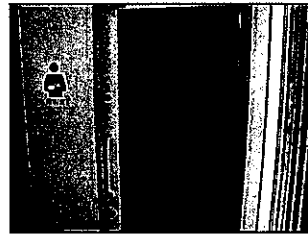
他県の例



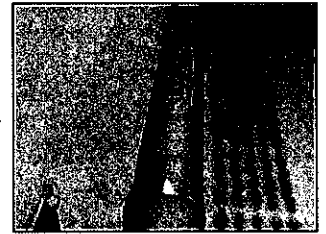
障害者用トイレ
(群馬県)



オストメイト用トイレ
(熊本県)



授乳室
(熊本県)



点字シール付手すり
(鹿児島県)

○ 県民への情報発信機能

県政情報センター、物産観光情報センター、県民相談センター など

長崎県の現状

○ 県政情報や物産・観光情報など県民への情報発信のための機能が十分に備えられていない。



県民情報センター
(十分なスペースが確保されていない)



県政相談室



県産品の陳列棚、広報誌等が
設置されている玄関ロビー

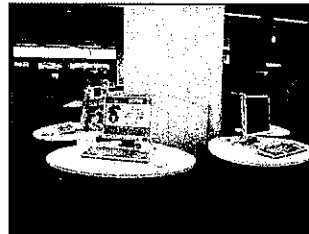
他県の例



県民情報センター
(佐賀県)



県民プラザ
(栃木県)



県政情報検索コーナー
(栃木県)



観光物産展示室
(群馬県)

シンボルとしての機能

○ 「長崎らしさ」を表現する県のシンボルとしての機能

県産材の活用(木材、焼物等)、アート計画(彫刻、焼物等) など

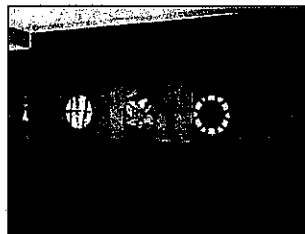
長崎県の現状

○ 現庁舎には、特に備えられていない。

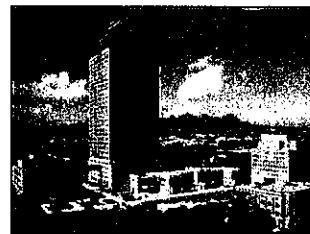
他県の例



屋久杉の壁
(鹿児島県)



益子焼の陶壁
(栃木県)



県庁の全景
(群馬県)

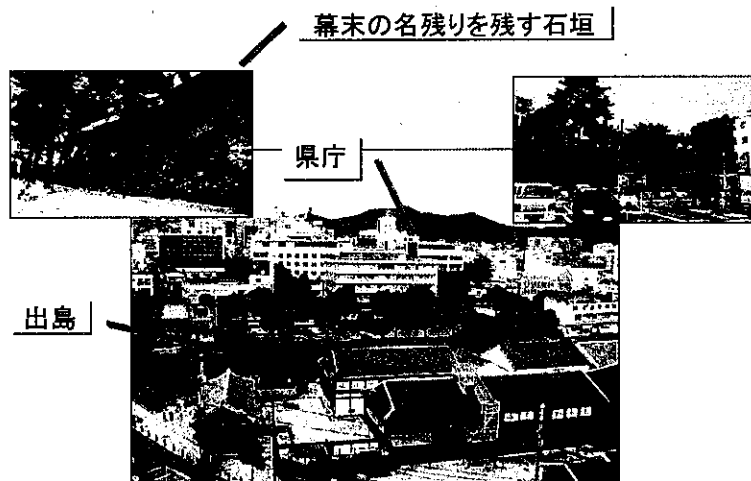
まちづくりのための機能

○ 周辺のまちづくりとの調和・まち全体を活性化するためのきっかけづくり

庁舎周辺のまちづくりと調和、都市のランドデザインの構築など

長崎県の現状

西役所として出島を見下ろしている
風景を県庁舎が遮っている状況



県庁舎の向こうには19世紀初頭の「出島」の姿がある

奉行所としての歴史的輪郭を
県庁舎が遮っている状況



県庁舎の規模（素案）

（単位：㎡）

区 分		行 政		警 察		議 会		合 計
		延床面積	1人 当たり	延床面積	1人 当たり	延床面積	1人 当たり	延床面積
現 況		34,195	16.5	16,309	20.1	3,260	70.9	53,764
試 算 案	基本部分 のみ	45,608	22.8	20,249	25.0	7,544	164.0	73,401
	付加部分 を含む	50,803	25.4	20,884	25.8			79,231
国土交通省 面積算定 基 準	基本部分 のみ	49,532	24.8	23,178	28.6	(7,544)	(164.0)	(80,254)
	付加部分 を含む	54,727	27.4	23,813	29.4			(86,084)
前 回 提 示 (H20.2.20)	駐 車 場 を含まない	56,000	28.6	21,000	25.4	11,000	230.8	88,000
	(駐 車 場 を含む)	(60,000)	—	(25,000)	—	(12,000)	—	(97,000)
平成8年 県庁舎建設懇談会提言		60,000	28.6	20,000	25.4	12,000	230.8	92,000
【参考】								
九州他県平均		61,130	25.3	20,852	25.3	9,289	175.7	91,271
最近建設した他県平均		66,326	28.6	20,108	28.9	11,110	183.5	97,544
佐 賀 県		42,100	22.9	11,156	21.1	6,794	165.7	60,050
熊 本 県		64,317	25.3	25,652	35.4	8,858	180.8	98,827
鹿 児 島 県		76,922	27.7	21,290	27.8	9,736	170.8	107,948

※ 駐車場面積は除く。

※ 国土交通省面積算定基準欄の議会は、試算案の数値を参考として記載。

〔積算内訳〕

○ 基本部分 73,401㎡ 現況 53,764㎡

➤ 行政	45,608㎡						
	■ 執務室	16,527㎡	現況 14,757㎡				
		〔 現状相当分 14,263㎡					
		追加分 2,264㎡	(キャビネット・車いす通路)				
➤ 警察	20,249㎡						
➤ 議会	7,544㎡						

○ 新たな付加部分 5,830㎡

➤ 行政	5,195㎡						
	■ 展望ホール	1,060㎡	}				
	■ 県民情報センター・県民ホール	850㎡					
	■ エントランスホール	1,030㎡					
	■ 物産振興協会	400㎡					
	■ その他(設備・交通部分)	1,855㎡					
➤ 警察	635㎡						
	■ 武道場	408㎡					
	■ その他(設備・交通部分)	227㎡					

○ 合計 79,231㎡ 現況 53,764㎡

➤ 行政	50,803㎡						
➤ 警察	20,884㎡	現況 34,195㎡					
➤ 議会	7,544㎡	16,309㎡					
		3,260㎡					

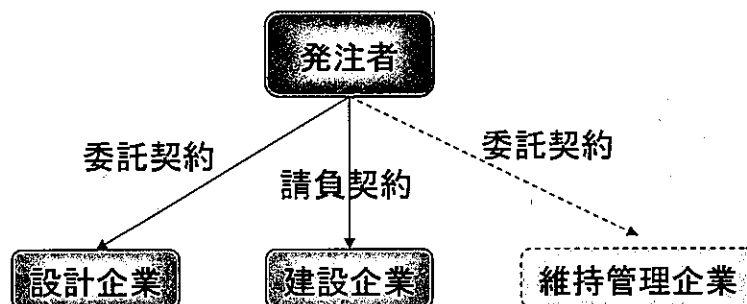
4 事業手法

- 今回、県庁舎の建設における事業手法の検討を行いました。
- 事業手法としては、設計・建設・維持管理を個別に発注する従来の方式の他に、PFI等、民間のノウハウを活かした様々な手法が考えられます。
- 事業手法の選定を行うためには、建設する庁舎の規模や導入する機能（併設する民間施設の有無など）の特性を踏まえた上で、民間のノウハウを活用する余地がどの程度あるかを検討する必要があります。
- 従って、基本構想等を策定して、建設する庁舎の特性を明確にしなければ、適切な事業手法の選定をすることができません。
- このため、ここでは各事業手法の紹介と、今後の検討課題を示すこととします。

従来方式

■ 概要

- 設計者、施工者をそれぞれ個別に選定・発注する最も一般的な手法
- 設計者は委託契約により、基本・実施設計を行い、完成した設計図書及び積算をもとに施工を発注

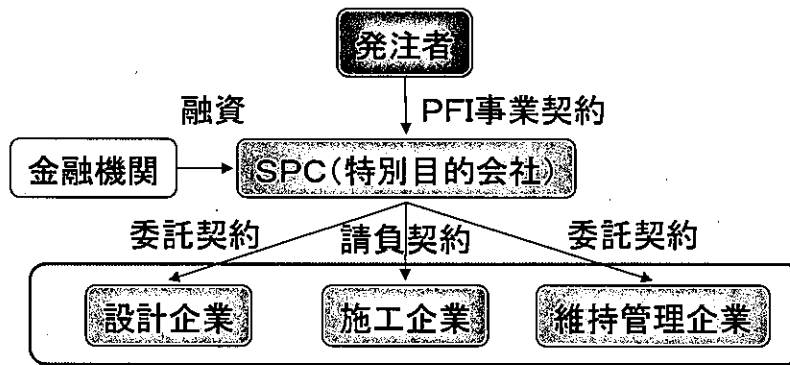


PFI方式

(Private Finance Initiative プライベートファイナンスイニシアチブ)

■ 概要

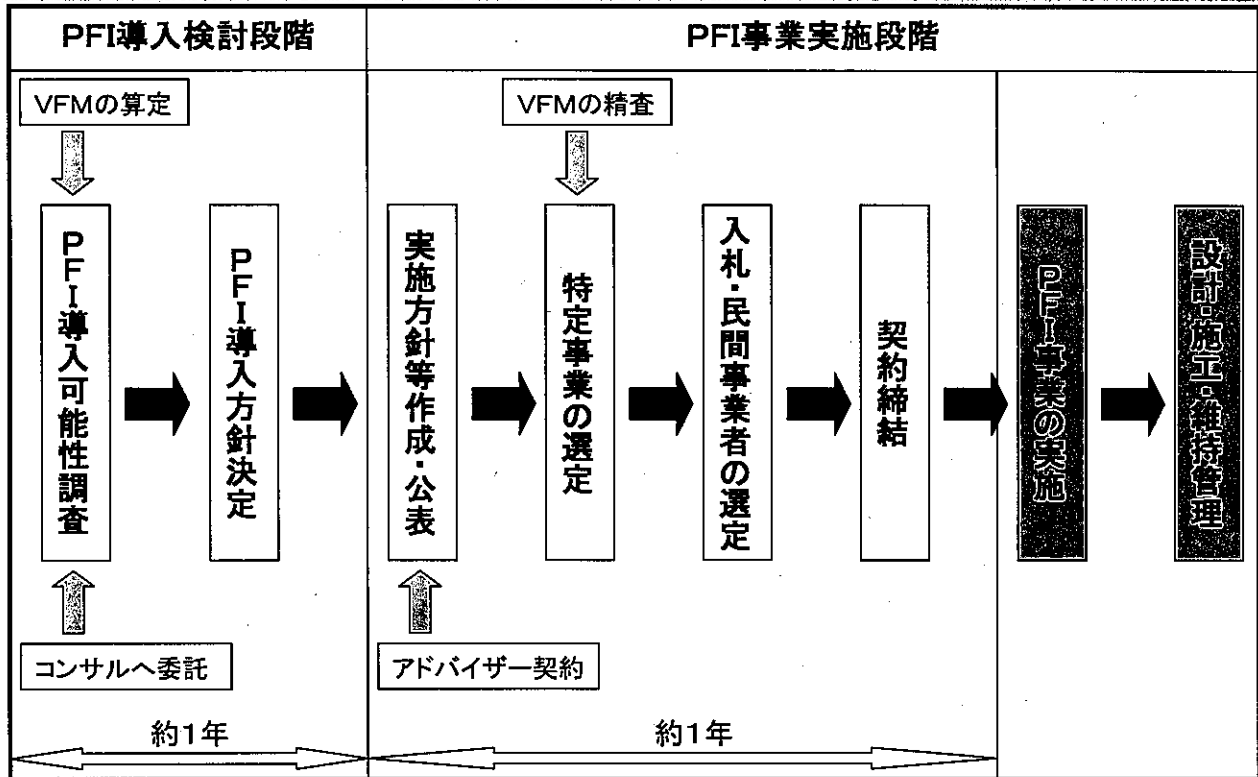
- 設計・施工・維持管理を一括して発注し、資金調達も民間事業者が行う方式
- 資金調達は民間が行い、その対価は契約期間を通じて発注者から支払う
- 県庁舎の建設では、基金、起債を活用できるため、民間による資金調達の必要はない



従来方式とPFIの比較

		従来方式	PFI	備考
発注方式		分離発注	一括発注	設計・施工・維持管理 PFI以外でも、設計・施工の一括発注は可能
建設資金の調達		○ 基金・起債	○ 民間資金	資金調達の方法がないプロジェクトにおいては、PFIの最大のメリットになるが、県庁舎では基金・起債の活用が可能
導入可能性調査等の期間		○ 調査不要	× 長い	導入可能性調査、実施方針の作成等に、約2年程度の期間を要する
発注手続きに係る 事務・費用負担 (発注者、受注者)	当初契約時	○ 少ない	× 多い	発注時において、導入可能性調査や実施方針の作成等に係るコンサルタント費用が必要
	維持管理期間	△ 毎年度更新	○ 更新不要	従来方式では毎年維持管理契約の更新を行うが、PFIでは長期契約を結ぶため、更新の手続きは不要

PFIのプロセス



※ VFM(Value for Money):事業期間全体を通じた公的財政負担を、従来方式とPFI方式で比較を行うこと

WTOの制約について

WTO政府調達協定の制約

WTO対象工事では、工事施工業者について地域要件(長崎県内企業指定等)を付加できない

対象となる建設工事 26億3千万円以上(平成20年4月時点)

※「WTO政府調達協定」とは、1996年1月1日に発効した国際約束(条約)で、WTOの基本原則である無差別原則を政府調達市場にも導入することを目的とし、国、都道府県、政令指定都市等が対象となる

■ PFIの場合

一括発注であり、WTO対象工事となることは不可避

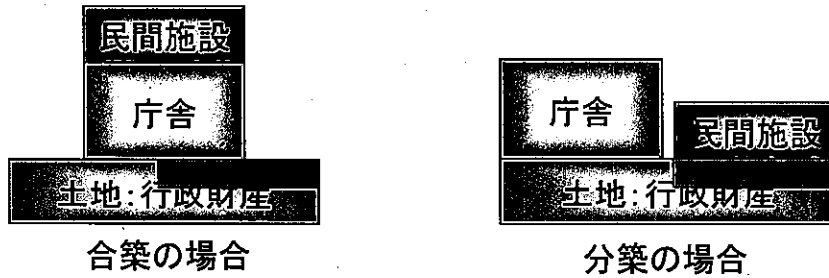
■ 従来方式の場合

通常は、棟ごとに、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事等に分割して発注を行っているが、県庁舎の建設工事の場合、大部分がWTO対象工事となると思われる

※ アメリカ等では、工種ごとに細かく区分をして工事を発注し、コンストラクション・マネージャーが全体のマネジメントを行うCM方式も採用されている
日本では、国土交通省において、CM方式に関する研究会が設置され、検討が行われているが、工事全体の各工種ごとの現場での調整(工程管理、品質管理等)や、将来、不具合が発生した場合の責任の所在などが難しく、大規模工事に採用する段階には至っていない

庁舎と民間施設を合築する場合の検討

- 庁舎と民間施設を合築する場合には、その内容、誘致、維持管理等について、今後検討を要する

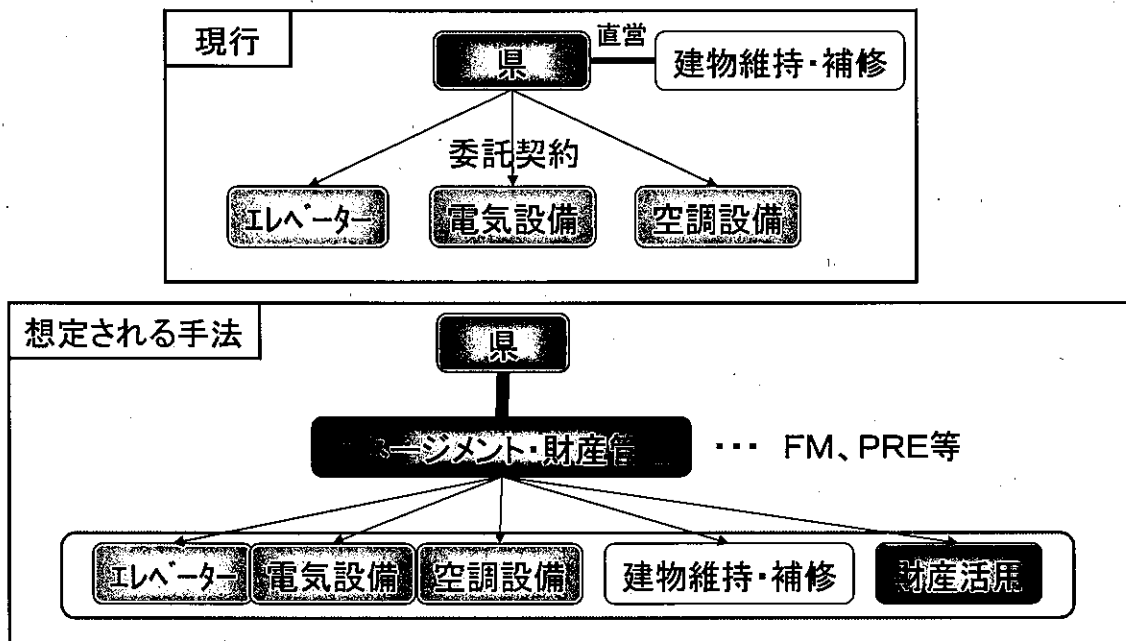


民間施設を合築する場合の検討課題

- まちづくりの中で必要とされる民間施設の整理
- 民間事業者の誘致
- 民間施設部分の所有・維持管理形態等の検討

維持管理手法の検討

- ランニングコストを低減し、施設・財産を最も効率的に活用する維持管理手法を検討する必要がある



5 その他

(1) 本県の財政状況

① 本県の財政構造

本県の財政状況は、歳入面では、産業構造に偏りが見られ、県民所得が低いことなどから、県税など県自らの手で確保できる収入（自主財源）が少なく、地方交付税や国庫支出金など国から交付される財源に依存する脆弱な財政構造となっています。

歳出については、離島・半島が多く、県域が広大であるという地理的特殊性から、学校や警察、その他の行政機関を効率的に配置できないなど行政コストが割高となる傾向にあり、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合が高くなっています。また、人口は減少傾向で推移する中で高齢化が進むなど、今後社会保障経費の増大が見込まれています。

このように、歳入では自主財源が少なく脆弱な構造である一方、歳出では義務的経費など行政需要が大きいという非常に厳しい財政状況にあります。これまで地方交付税や国庫支出金といった国の地方財政制度や県債を有効に活用しながら財政を運営してきました。

その結果、一般会計決算における実質収支は、昭和52年度以降31年連続黒字となっています。

◇ 平成18年度普通会計決算

区 分	本 県	全国順位 (大→小)	全 国
歳入に占める県税の構成比	17.4%	41	29.2%
県民一人当たり県税	78,038円	46	144,390円
歳入に占める交付税の構成比	35.1%	2	23.9%
県民一人当たり交付税（円）	157,810円	11	67,864円
自主財源比率	30.3%	44	45.4%
歳出に占める義務的経費の構成比	50.9%	16	48.7%

② 身の丈にあった、健全な財政運営

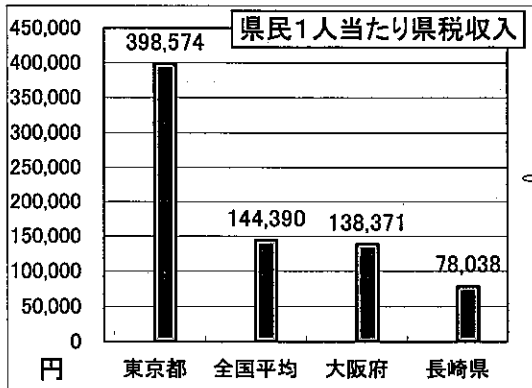
このような状況の中で、借金である県債の活用については、これまで将来負担が過大とならないよう、公共事業の重点化・効率化を図り、その発行を抑制するとともに、県の負担が少しでも小さくなるよう、地方交付税等の財源手当がある有利な県債の活用を努めてきました。

その結果、臨時財政対策債（※）を除く県債残高は減少傾向で推移するとともに、返済する際の元利償還金の約6割は地方交付税等の財源手当があることから、県の実質負担は約4割にとどまっています。

また、公債費による財政負担の度合いを示す客観的指標である「実質公債費比率」は平成19年度10.9%であり、全国5番目、九州ではトップという良好な数値であり、財政規模に対する県債残高の割合も全国平均以下となっています。

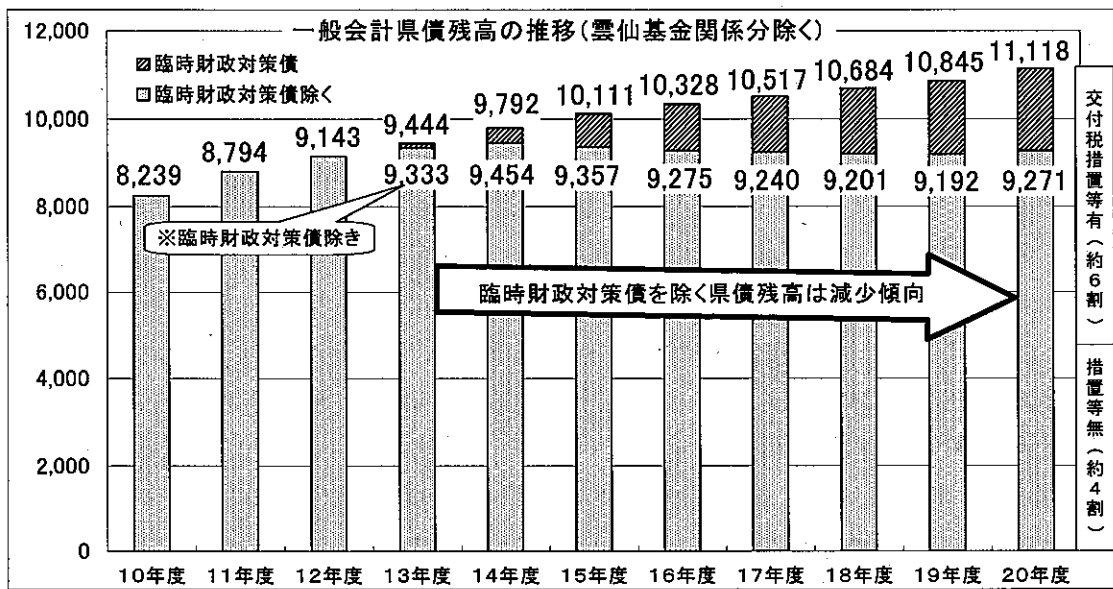
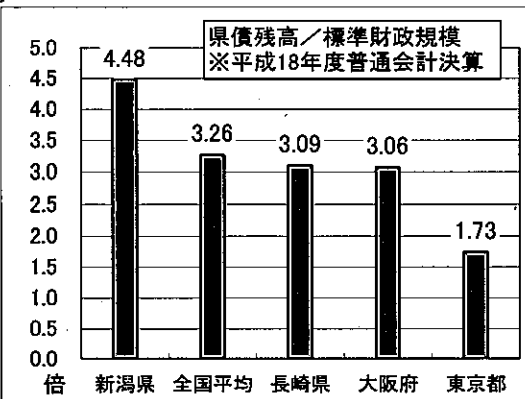
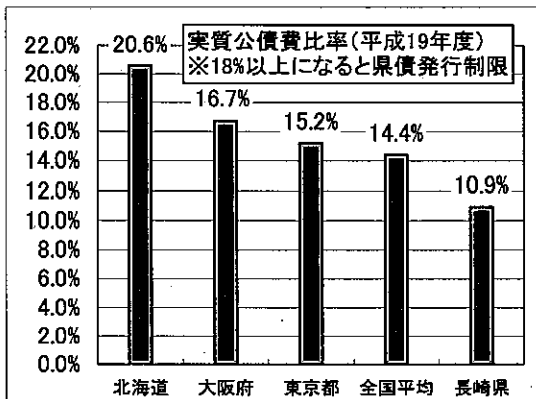
つまり、他県と比べて、自前の収入は少なく脆弱な財政状況にはあるものの、過大な借金は抱えておらず、将来に負担をかけない、身の丈にあった、健全な財政運営を行ってきたと言えます。

(※)臨時財政対策債 …… 国から地方公共団体に配分する地方交付税について、配分に必要な国の原資不足に対応するため、不足する金額の一部を一端、地方公共団体に借金して賄うための県債。元利償還金の全額が後年度に地方交付税で措置されます。



他県と比べて収入が少ない

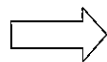
収入に比べて過大な借金はしていない (実負担は小さい)



(注)20年度は当初予算、その他の年度は決算(又は決算見込)

単位:億円

事業重点化による県債発行抑制
財源手当のある県債活用



身の丈にあった健全な財政運営

③ 三位一体改革による本県への影響

一方、国の財政が危機的な状況に直面する中、平成15年度から平成18年度にかけて、「三位一体の改革」と呼ばれる①「国庫補助金の削減」、②「国から地方への税源移譲」、③「地方交付税の見直し（総額の抑制）」が進められた結果、地方交付税等は大幅に削減され、特に本県のように、県税など自主財源の割合が低く、地方交付税などの依存財源の割合が高い地方自治体の財政状況は厳しさを増すこととなりました。

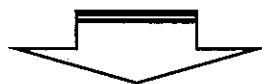
三位一体の改革（平成15～18年度）により、地方交付税等は大幅に削減

（H15：23.9兆円→H18：18.8兆円 △5.1兆円）

【本県への影響】

① 国庫補助負担金 △342億円 ←→ ② 税源移譲155億円

③ 地方交付税等 △306億円



県税など自主財源の割合が低く、地方交付税などの依存財源の割合が高い本県のような地方自治体の財政を直撃

④ 健全な財政運営への取組

このような厳しい財政状況の中、県では、将来にわたり、持続可能な財政の健全性を維持するために、これまでの「収支改善対策」「行財政改革プラン」といった行財政改革に加えて、新たに「収支構造改革」を策定し、約165億円の収支改善対策に取り組んでいます。

あわせて、国に対しては、地方交付税の復元をはじめ、地方税財政の充実・強化を要望してきました。

その結果、地方交付税の特別枠として「地方再生対策費」が創設され、地方が自主的・主体的に取り組む施策に必要な財源が措置されるとともに、法人事業税の一部を国に移し、その分を人口、従業者数に応じて都道府県に譲与する「地方法人特別譲与税」が創設されました。これにより地方交付税の削減の流れに一定の歯止めがかかることとなりました。

このように、県独自の行財政改革への取り組みや国の制度改正により収支改善を図り、財源調整のための基金を一定額確保し、将来にわたって持続可能な財政の健全性を維持できるよう努めています。

【県の行財政改革の取組】

【収支改善対策】（平成17～21年度）

○約469億円の収支改善

- ・組織体制の見直しによる職員の削減や管理職手当の削減 等

【行財政改革プラン】（平成18～22年度）

○約155億円の歳出削減

- ・給与構造の改革による人件費の見直し等
※給与表水準4.8%引き下げ

【収支構造改革】（平成20～22年度）

○約165億円の収支改善

- ・職員数のさらなる見直しや内部管理経費の削減、事務事業の見直し 等

平成17年度～22年度までに約789億円の収支改善



財源調整のための基金を一定額確保し、持続可能な財政の健全性を維持

国に対する要望
地方税財政の充実



【国による地方財政対策】

- ・都市と地方の税収偏在の是正に向け、財政力の弱い地域に重点配分する地方交付税の特別枠「地方再生対策費」の創設
- ・法人事業税の一部を国に移し、その分を人口、従業者数に応じて都道府県に譲与する「地方法人特別譲与税」の創設

⑤ 県庁舎建設整備基金の活用

県庁舎建設整備基金は、長年の課題である県庁舎整備に必要な財源を確保することを目的に、平成元年度から積立を開始し、これまでに、約368億円が確保されています。

この基金は、地方自治法第241条の規定によって、「長崎県県庁舎建設整備基金条例」を制定し設置されたものですが、同法の規定により、条例第1条の基金設置の目的である「県庁舎の建設整備に要する経費の財源に充てるため」でなければ処分できないものとされています。

基金の設置にあたっては、昭和63年当時、県議会において県庁舎建設のための基金創設を求める意見が相次いで出され、これを受けて、平成元年第1回県議会において、条例が議決されて以来、厳しい財政状況の中で積み立てを重ねてきているものです。

今後の社会経済情勢の変化や道州制の動向等を考慮する時、実際の庁舎建設に当たっては、行政コストの削減や組織のスリム化を前提とすべきであり、さらなる事業費の圧縮に努めるべきであると考えております。

このような基本的考え方に立って、事業規模・事業費の圧縮に努めるとともに、これまで積み立てられた基金を有効に活用することにより、県庁舎の整備は、今後の財政運営に過度の負担をかけることなく、可能であると考えられます。

(2) 道州制の動向

① 道州制とは

(7) 定義

道州制とは、現行の都道府県制を見直し、10前後のブロック（「道」、「州」など）に再編しようとするもので、現在主に議論されている道州制は、概ね次のようなものです。

- ・ 全国47都道府県制を見直し、全国10前後のブロックごとに広域自治体の「道」や「州」に再編
- ・ 国の役割は外交、防衛など国でなければ行えないものに重点化し、その他の事務・権限やそれに要する財源はできるだけ地方（道州・市町村）に移譲
- ・ 都道府県の事務は、その大半を住民に最も身近な基礎自治体である市町村に移譲
- ・ 国の役割の重点化と地方分権の推進により、国が担うべき機能の強化と地方の活性化を図り、国・地方を通じた力強く効率的な政府の実現を目指す

(4) 道州制と都道府県合併との違い

	道州制	都道府県合併
基本的考え方	・ 現行の都道府県を廃止し、全国をいくつかのブロックに分けて、より自主性、自立性の高い広域自治体（道又は州）を設置	・ 現行制度のまま、複数の都道府県が合併
権限・事務等	・ 国から地方（道州・市町村）へ、都道府県から市町村へ、権限や財源を大幅に移譲	・ 国と地方の権限、事務等は原則として現行どおり
備考	・ 国の役割の重点化と地方分権の推進により、国・地方を通じた力強く効率的な政府の実現と各地域の自主性を生かした自立的な発展を目指す。 ・ 国と地方の役割分担の大幅な見直し、中央省庁の解体再編や国の出先機関の廃止を含めた見直し、大規模な税財政制度の改革など、国全体のあり方の抜本的な見直しを伴う。	・ 都道府県の区域が広がるため、合理化や広域的な観点からの仕事が行いやすくなるなどのメリットがある。 ・ 国と地方の役割分担の見直しにはつながらない。

② 道州制に関する議論の状況

(7) 国

(a) 第28次地方制度調査会（内閣総理大臣の諮問機関）

○ H18.2 「道州制のあり方に関する答申」

- ・ 「道州制の導入が適当と考えられる」
- ・ 「国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政は広く地方公共団体が

担うことを基本とする」

(b) 道州制ビジョン懇談会（道州制担当大臣の私的懇談会）

○ H20.3 「道州制ビジョン懇談会中間報告」

- ・ 「国の役割を限定し、地域が『主権』を持つ」
- ・ 「2018年(平成30年)までに道州制に完全に移行すべき」

○ H21年度中の最終報告を予定

(c) 「経済財政改革の基本方針（骨太の方針）2008」での記述

- 「道州制の前提となる地方分権改革を進め、『道州制ビジョン』の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに『道州制ビジョン懇談会』において引き続き検討を行う。」

(イ) 九州地域戦略会議（※1）

(a) 道州制検討委員会（第1次）

○ H18.10 「道州制に関する答申」

- ・ 「わが国の将来のために道州制の導入が必要である」
- ・ 「地方のことは地方が決める地方分権型社会の実現」

(b) 第2次道州制検討委員会

○ H20.10 「道州制の『九州モデル』答申」

- ・ 国、道州、基礎自治体の具体的役割分担とそれに相応しい税財政制度について、その仕組みとメリットを分かりやすく示した地方分権の具対像を提示

（※1）「九州地域戦略会議」

九州地方知事会と九州の主要経済団体とが共同で設置。

「九州はひとつ」の理念のもと、官民一体となって九州独自の発展戦略の研究や具体的施策の推進に取り組んでおり、道州制については、「道州制検討委員会」（第1次）、「第2次道州制検討委員会」を設置して議論を進めている。

※ 上記のほか、政党や経済界、全国知事会などでも様々な議論や提言がなされています。

③ 道州制の実現に向けて

道州制は、国・道州・市町村の役割や税財政制度の見直し、中央省庁の解体再編といった点を含め、日本という国のあり方全体を抜本的に見直そうとするもので、国のかたちを定める重大な問題です。

そのため、今後、多岐にわたる課題（※2）について、十分な議論を重ね、具体的な制度設計を進めていく必要があります。

（※2）道州制に関して今後具体的な検討が必要と考えられる課題例

① 国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担

- ・ 国と地方の役割分担の明確化
- ・ 国会のあり方、中央省庁の解体再編、地方支分部局の廃止を含めた国の組織・機構

の具体的なあり方

② 税財政制度のあり方

- ・ 自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような税財政制度のあり方
- ・ 道州間の財政調整制度のあり方

③ 大都市圏との関係

④ 市町村との関係

- ・ 市町村の役割のあり方
- ・ 市町村の行財政基盤の充実強化の方策
- ・ その役割を担いきれない小規模町村の事務の補完のあり方

⑤ 住民自治のあり方

⑥ 首長・議会議員の選出方法

- ・ 道州の首長の選出方法（住民の直接選挙、議会において選出等）
- ・ 道州の議会議員の選出方法（道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等）

⑦ 条例制定権（自治立法権）の拡充・強化

⑧ 道州の組織・機構のあり方

- ・ 道州の内部組織のあり方、行政委員会制度及び議会制度のあり方

など

また、道州制の実現に向けては、国からの権限、財源の移譲や、道州制を実現するための法制度など、政府や国会がリーダーシップを発揮しながら、地方と一体となって主体的に取り組んでいく必要があります。

さらに、道州制は、現在の都道府県の区域や国と地方の役割、様々な仕組みの見直しなどによって、住民生活の幅広い事柄について大きな影響を及ぼすと考えられます。そのため、道州制の実現に向けて、十分な国民的議論を積み重ねていくとともに、国民の合意形成を図っていくことが必要です。

④ 道州制と庁舎整備との関係

(7) 道州制実現の時期と現庁舎が抱える問題の緊急性

(a) 道州制については、各界で様々な議論がなされており、これまでの提言や報告の中には、導入の目標時期を具体的に提示したものもあります。しかし、道州制は、国と地方のあり方を抜本的に見直すという国家的な問題であることから考えると、道州制の導入のために必要な多岐にわたる課題の解決や国民的議論の十分な積み重ねには、なお相当の期間が必要だと考えられます。

また、道州制の下における具体的な行政組織のあり方については、道州がどのような行政事務を担うのかの議論を抜きにして検討することはできず、道州制の基本的な制度設計が進んだ後に、これを踏まえて検討されることになると考えられるため、仮に道州制の議論が順調に進んだとしても、道州政府の庁舎配置まで

含めて定まるのは、なお先になるものとも予想されます。

- (b) 他方で、現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、耐震強度や分散化、狭隘化、老朽化等の課題を有しています。

特に、我が国においては、地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、現在の庁舎は、震度6強の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いと診断されていることから、これらが防災拠点として果たさなければならない重要な役割を考えれば、県民の安全・安心の観点から、耐震性の確保と防災拠点施設としての機能整備の問題は喫緊に解決が求められています。

- (c) これらを考え合わせると、道州制の基本的な制度設計についての整理を待ってから、庁舎の問題について検討するということが適当であるとは考えられません。

(イ) 道州制の下で権能等が増大する地方行政の拠点確保の必要性

- (a) 道州制の下では、国から道州への権限・財源の移譲のみならず、より住民に身近な基礎自治体である市町村に対しても、国や都道府県の権限・財源が大幅に移譲されることとなります。

その結果、国の権能や組織が小さくなる一方で、道州と市町村とを合わせた「地方」の権能や組織は、現在よりも大きくなります（※3）。

（※3）国からの権限移譲が想定される主な事務の例

（第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」）

・国道の管理	・水質汚濁防止対策	・自動車運送、内航海運業等の許可
・一級河川の管理	・中小企業対策	・自動車登録検査
・第二種空港の管理	・地域産業政策	・旅行業、ホテル・旅館の登録
・砂防設備の管理	・観光振興政策	・職業紹介
・保安林の指定	・農業振興政策	・職業訓練
・有害化学物質対策	・農地転用の許可	・労働相談
・大気汚染防止対策	・指定漁業の許可	・危険物規制

※ 上記のほか、福祉、介護、医療、教育など、住民に直接かかわるサービスの大部分は市町村が担うことになると考えられます。

- (b) その際、現在の都道府県が有する様々な機能のすべてが州都に集約される、ということは考えづらく、むしろ、長崎県域に係る事務のうち必要なものについては、道州の出先機関が担うにせよ、基礎自治体が担うにせよ、道州制の導入後においても長崎県内の拠点で処理されることになると考えることが自然です。

また、現在でも長崎県内には多くの国の出先機関がありますが、道州制の下でも、それぞれの性格に応じこれらの機関の相当程度は引き続き長崎県内に置く必要があるとも考えられ、その場合には近隣にある機関は統合して1か所にまとめることになる状況も想定されます。

- (c) さらに、道州制の導入により現在の「県」という組織がなくなっても、例えば警察など148万県民の安心・安全や暮らしに直結する分野やこの地域の活性化

策を扱う拠点は、引き続き県内に置かれるべきと考えられます。

(d) これらのことを考え合わせると、拠点となる施設には、引き続き一定の規模が必要となる可能性が高いものと考えられます。

(e) もちろん、道州制の制度が固まっていない段階で、道州制下における庁舎の役割について確定的なことは不明ではありますが、将来において、柔軟に対応できる形で施設の整備を図ることは可能であり、こうした点を予め想定した設計とすることが大切であると考えられます。

(ウ) 「多極型九州」形成の必要性

(a) 道州制が議論されるようになった背景の一つに、東京への過度の一極集中と地方間の格差拡大があります。すなわち、道州制の導入は、各地方がそれぞれの特性を活かし、活力ある地方の発展を目指すものです。

(b) 道州内でも、同様に、道州内の各地域がそれぞれの産業・文化等を活かし、多極的に発展する「多極型九州」の形成を目指すべきだと考えます。道州制への移行に伴い、道州内で州都や大都市への新たな一極集中が生じ、かえって地域間格差が拡大するという事態が発生することは、何としても避けなければなりません。

(c) 道州制において目指すべき姿を先取りし、長崎を「極」の一つとしていくためにも、地域の中核となる公的な機関の受け皿として十分な耐震性や機能性を持った施設を長崎地域に配置することが必要であると考えます。

(3) 県内公立学校の耐震化

① 現状と課題

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、そのほとんどが地震等の非常災害時には、地域の皆さんの応急避難場所にもなることから、学校は、安全で安心できる施設でなければなりません。

特に、いつ、どこでも発生する可能性がある地震に対しては、早期の耐震化が求められていますが、学校施設の耐震化工事には多額の費用や時間を要することから、計画的に整備を進めていくことが重要です。

◇ 学校別耐震化率

平成20年4月1日現在

設置者	校種	学校数 (校)	対象棟数 (棟)	耐震性確認 済棟数(棟)	耐震化率	全国順位
県	高等学校	60	563	308	54.7%	32位
	特別支援学校	15	114	110	96.5%	11位
	県立計	75	677	418	61.7%	27位
市町	小中学校	583	2,589	1,006	38.9%	47位

② 県立学校（高等学校・特別支援学校）の取り組み

平成7年に発生した阪神・淡路大地震を教訓に、県内で震度6程度の被害が予想される島原半島内の高等学校や児童・生徒の避難が難しい特別支援学校（県内全校）について、学校施設の耐震化を進めてきました。

また、平成17年に発生した福岡西方沖地震では、これまで大規模な地震が少ないとされてきた地域で地震が発生したことから、平成18年度から、すべての県立学校施設を耐震化することを目標として「県立学校耐震化推進事業」を実施し、現在までに特別支援学校の耐震化を、ほぼ完了してきています。

しかし、平成20年5月に発生した中国四川省大地震では、学校施設で多くの死傷者が出たことから、学校施設の耐震化を急ぐため、平成27年度の耐震化完了予定の事業を前倒し、平成24年度までの完了を目指しています。

具体的には、県立学校の全施設677棟のうち、耐震性が確保されていない施設は、平成20年4月現在、259棟となっていますが、これらについて、平成24年までに耐震診断、設計、補強工事を行い、耐震化を完了する予定です。

③ 市町立学校（小中学校）の取り組み

本県では大規模な地震の発生が少なく、地震に対する危機意識が低かったことや、財政的な問題などにより、平成20年4月1日現在、市町立小中学校の耐震化率は、38.9%（全国平均62.3%、全国順位47位）で、大変遅れている状況です。

しかし、厳しい財政事情はあるものの、平成19年度には、すべての市町で学校耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進めているところです。既に耐震化の推進を最重要課題として取組んで、耐震化率90%を達成している町もあります。

なお、市町では、主に国の補助を受けて耐震化を進めていますが、国では、中国四川大地震、岩手・宮城内陸地震と立て続けに大規模な地震が発生したこともあり、耐震化を加速するために、補助制度が拡充されました。

これにより、大規模な地震で倒壊する可能性の高い施設の耐震改修工事をする場合、市町の負担は、これまでの約31%から、約13%に軽減されることになりました。

④ 今後の対応（小中学校の耐震化の加速）

県では、小中学校施設の耐震化について、各市町長に直接お願いをしたほか、市町教育委員会、防災担当部局や、財政担当部局に説明や要請を行うなど、あらゆる機会を通じて、耐震化の促進をお願いしています。

また、耐震診断や耐震補強工事の設計を行う、地元設計事務所を対象とした講習会を開催するなど、増加する業務に対応する実施体制の強化を図り、市町が行う耐震化への支援を行います。

これらの要請等の結果、各市町では、現在策定している耐震化計画を前倒しして実施し、平成22年度までに、施設の耐震性を調査、確認する「耐震2次診断」をほぼ完了するとともに、文部科学省の推計では336棟とされている、震度6強で倒壊する可能性が高い施設（Is値0.3未満）を含む566棟の耐震化を完了するよう、計画的な整備に取り組むこととされております。

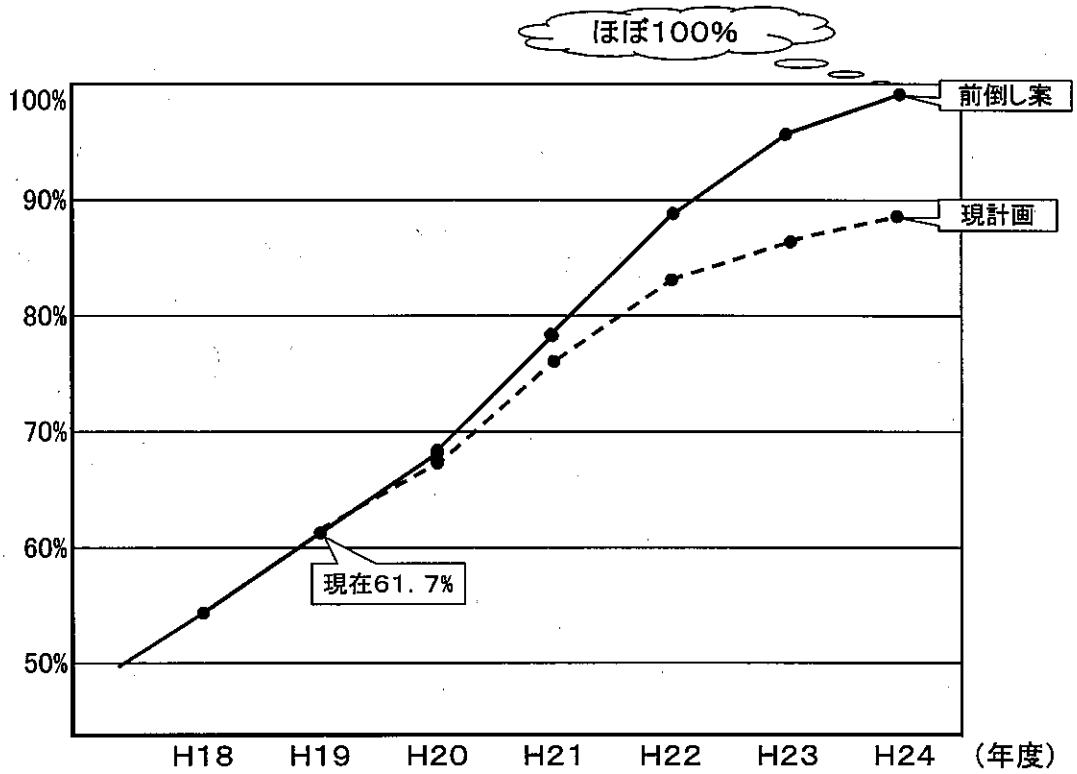
◇ 平成20～22年度市町立学校耐震化計画

(平成20年9月16日現在)

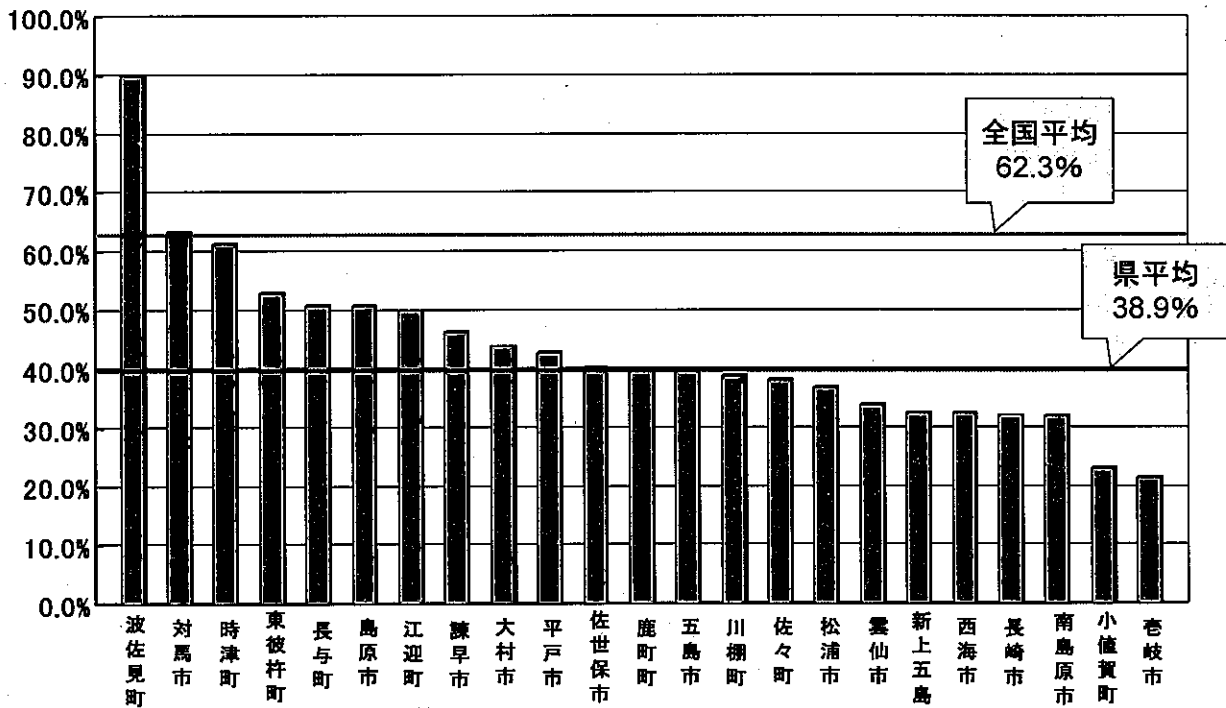
計画棟数	569棟
うち Is 値 0.3 未満	336棟 ※
平成22年度末耐震化率見込み	60.4%

※ 文部科学省の推計値

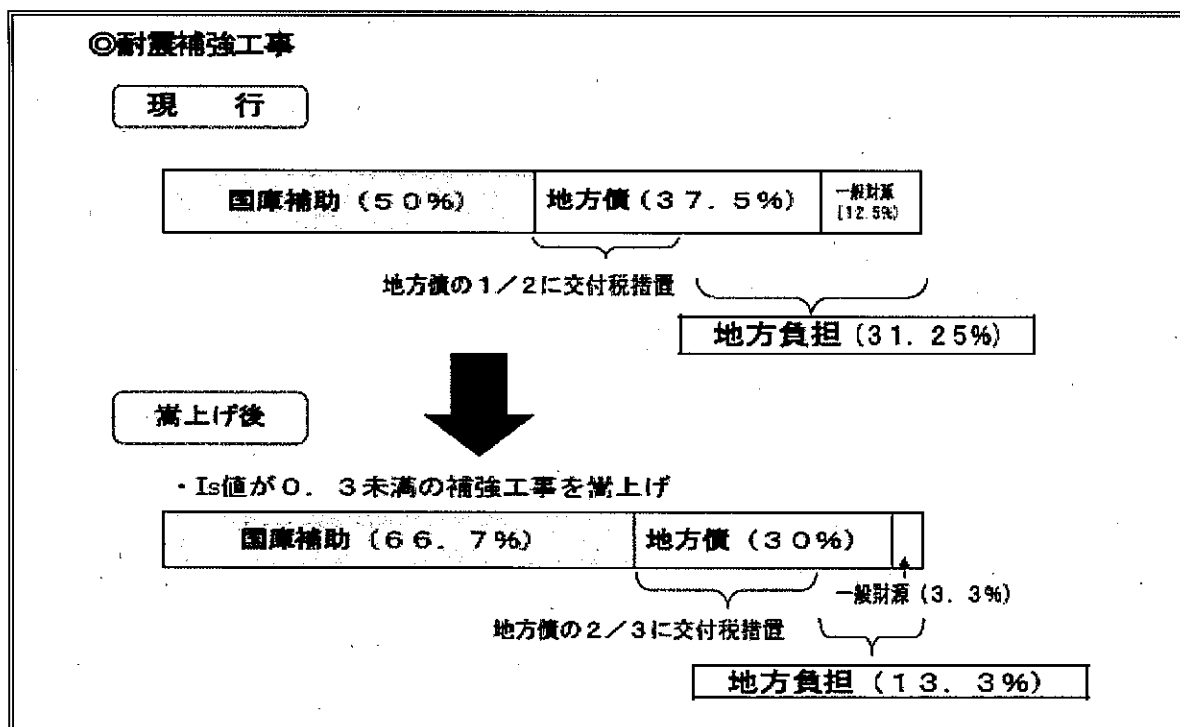
県立学校耐震化計画(耐震化率推計値)



県内小中学校市町別耐震化率



国庫補助制度の拡充



県教育委員会の要請・支援(平成20年度)

- ・耐震化促進について文書発出 4回
- ・市町が出席する会議等での要請 6回
- ・県内23市町長に直接耐震化の促進を要請

- 土木部と連携して市町の耐震化を支援
- ・設計者への講習会を実施するなど、2次診断を実施する体制の強化を図る。
 - ・耐震診断判定委員会の機能充実を依頼し、判定件数の増大に対応する。

小中学校耐震化推進のために(県教育委員会)

◎市町への要請内容

- 1 耐震2次診断を平成21年度を目途に完了すること。
- 2 Is値0.3未満の施設について、今後3年を目途に耐震化を完了すること。
- 3 現在の耐震化計画を前倒しするとともに、耐震化が完了する年次を明らかにすること。
- 4 学校毎、施設毎の耐震化の状況を公表すること。

(4) 江戸町の歴史

現庁舎敷地の変遷

- 1571年(元龜2年) イエズス会「サンパウロ教会(岬の教会)」を建設
- 1614年(慶長19年) キリシタン禁教令により破壊
- 1663年(寛文3年) 「長崎奉行所(東屋敷、西屋敷)」を現在地に再築
- 1673年(延宝元年) 東屋敷を立山に移設し、西役所を「長崎奉行所西役所」と称す
- 1855年(安政2年) 西役所内に「海軍伝習所」を開設
- 1857年(安政4年) 西役所内「医学伝習所」において講義を開始
- 1868年(明治元年) 「長崎会議所」→「長崎裁判所」→「長崎府」に改称
長崎府が立山役所跡へ移転
- 1869年(明治2年) 「長崎県庁」に改称

- 1874年(明治7年) 西役所跡に県庁舎が開庁(7月)
台風のため倒壊(8月)
- 1876年(明治9年) 新県庁舎を建設
- 1911年(明治44年) 新県庁舎を建設
- 1945年(昭和20年) 原爆により焼失
- 1953年(昭和28年) 新県庁舎を建設

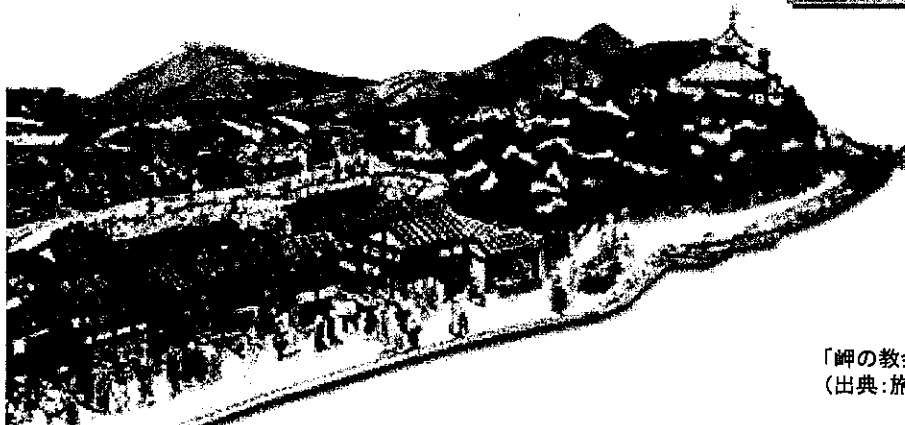


明治44年に建設された県庁舎

江戸町周辺の変遷(室町時代～江戸時代)

◆「岬の教会」

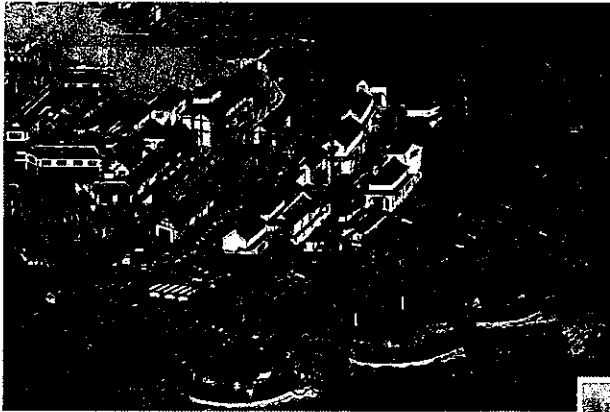
- 1571年(元龜2年)
大村純忠が「森崎」の地に町づくりを開始。6町が成立
(島原町・分地町・大村町・外浦町・平戸町・横瀬浦町)
新しい町がつけられた時、フィゲイレド神父(イエズス会:
キリスト教の宣教師)は町の突端の波止場の傍らに小さな
聖堂を建設
- 1614年(慶長19年)
岬の教会が破壊される(慶長・元和の大破却)



「岬の教会」イメージ図
(出典:旅する長崎学1 キリシタン文化1)

江戸町周辺の変遷（江戸時代）

寛文長崎図屏風(長崎市立博物館蔵)



1673年頃の「長崎奉行所西役所」と「出島」

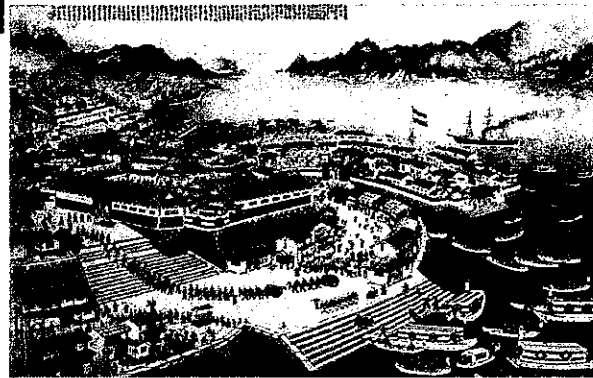
◆「海軍伝習所」

- 1855年(安政2年)
江戸幕府が、海軍士官養成のため、長崎奉行所西役所内に設立した教育機関
幕臣や雄藩藩士から選抜して、オランダ人教師によって西洋技術・航海術・蘭学・諸科学などを学ばせる
- 1857年(安政4年)
西役所「医学伝習所」において講義を開始

◆「長崎奉行所西役所」

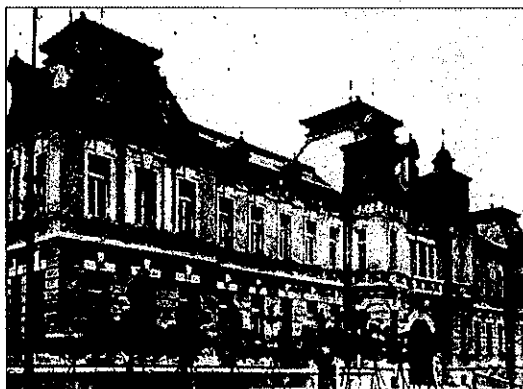
- 1592年(文禄元年)
安土・桃山時代、豊臣秀吉が後の長崎奉行所を開設場所は本博多町(現在の万才町)
- 1633年(寛永10年)
長崎奉行が2人制となり、奉行所を東西二つの屋敷(東屋敷、西屋敷)に分割
- 1663年(寛文3年)
寛文の大火により焼失後、外浦町(現在の江戸町)に奉行所(東屋敷、西屋敷)を再築
- 1673年(延宝元年)
立山屋敷(立山役所)を設置し、東屋敷を移設以降、旧役所を「西役所」と称す

幕府長崎海軍伝習所之図((財)鍋島報効会蔵)



1858年頃の「海軍伝習所」と「出島」

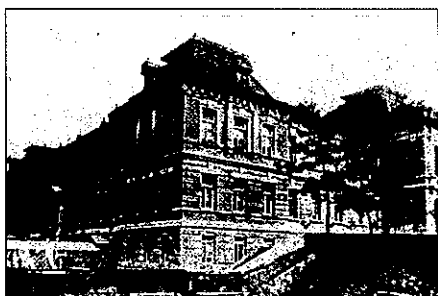
江戸町周辺の変遷（明治～昭和）



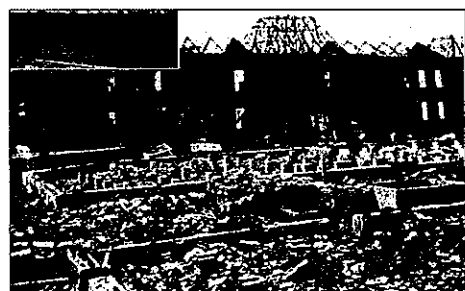
明治44年に建設された県庁舎

◆県庁舎の変遷

- 1874年(明治7年)7月
西役所跡に県庁舎開庁(洋風木造2階建て)
- 1874年8月20日
暴風のため新庁舎が倒壊
勝山小学校の一部に仮庁舎を設置
- 1876年(明治9年)
新庁舎の再建に着手して同年12月完成
- 1910年(明治43年)
県会議事院が完成
- 1911年(明治44年)
県庁舎が完成
- 1945年(昭和20年)8月9日
原爆のため県庁舎と県会議事院が焼失
仮事務所を県立高等学校(旧長崎東高校)と勝山国民学校等に分散して設置



長崎港から見た県庁舎



原爆で焼失した県庁舎(昭和20年8月)

江戸町周辺の変遷（現在の県庁舎）

①



第三別館(大正12年建設)

②



本館(昭和28年建設)

⑤

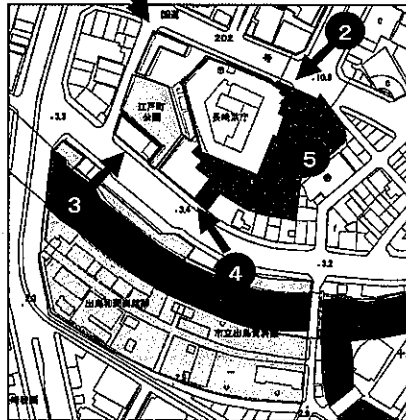


公用車庫(昭和55年建設)

③



第二別館(昭和34年建設)



④



第一別館(昭和42年建設)

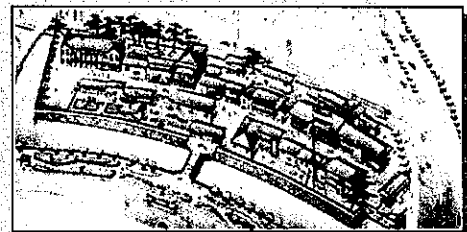
史跡「出島和蘭商館跡」復元整備事業

〔経過〕

- 明治37年 第2期港湾改良工事の完成により海に浮かぶ出島の扇形の原形が失われる。
- 大正11年 国の史跡に指定
- 昭和26年 長崎市が史跡内民有地の公有化への取り組みを開始
- 昭和57年 長崎市出島史跡整備審議会が史跡の長期的かつ総合的な復元整備構想を答申
- 平成8年 長崎市が「史跡『出島和蘭商館跡』復元整備計画」を策定
本格的な復元整備事業を開始
- 平成12年 「ヘトル部屋」など5棟復元
- 平成13年 史跡内民有地の完全公有化完了
- 平成18年 「カピタン部屋」、「水門」など5棟復元。短中期計画の第一段階完成

〔史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画〕

- 短中期復元整備計画(平成8年度～概ね15ヶ年で実施予定)
 - ・19世紀初頭の建造物25棟の復元
 - ・出島周辺の護岸石垣などの復元・整備
 - ・史跡内の建物(明治期に建設)の整備活用
 ※表門橋及び第2・第3段階の建物の整備時期は未定



短中期計画完成予想図

- 長期復元整備計画(実施期間は未定)
 - ・四方に水面を確保し、19世紀初頭の扇形の島の完全復元を目指す。
 - ・計画実現には、中島川の振り替え、国道499号線の線形変更など大規模な市街地改造が必要となるため、相当長期間を要する。

幕末の名残り



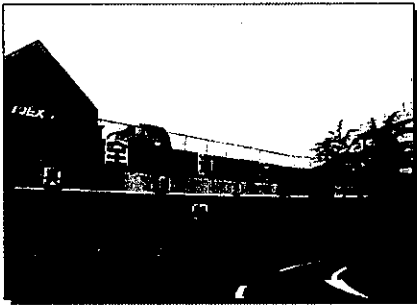
出島周辺のまちづくりとの調和

奉行所としての歴史的輪郭を県庁舎が遮っている



出島周辺のまちづくりとの調和

西役所として出島を見下ろしていた風景を県庁舎が遮っている



公用車車庫(第一車庫)



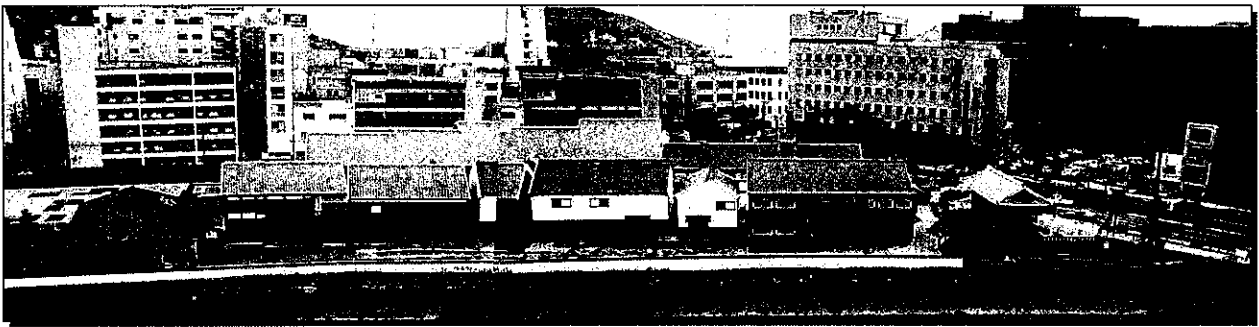
第一別館



第一別館と第二別館車庫



県庁舎の向こうには19世紀初頭の「出島」の姿がある



出島の観光客数

〔出島〕 観光客数 年間約39万人



〔小樽運河〕

○ 運河周辺と調和した街並みの整備

観光客数 年間約500万人

※ 小樽市観光客数

昭和61年 191万人 → 平成19年 740万人
(549万人増加 3.9倍)

(整備後)

(整備前)



(5) まちづくり

長崎県の未来につながる魅力ある総合的なまちづくりを推進していくにあたっては、新幹線や魚市跡地を含めた駅周辺整備事業、さらには、松ヶ枝地域の国際観光埠頭の整備など、長崎中心部における各種事業をまちの活性化につなげ、長崎の都市間競争力を高めていくことが重要です。

長崎駅周辺においては、県都長崎の玄関口にふさわしい都市機能の集積と都市空間の形成による賑わいの創出と、交流の促進を目指した新しいまちづくりが本格的に動き出したところです。

また、長崎駅に隣接する魚市跡地の土地利用は、まちづくりの全体の推進に大きな影響を及ぼすことから、長崎駅周辺における新しいまちづくりという視点から、周辺計画と一体となって整備を図っていく必要があります。新幹線を契機として、港町長崎の特性を活かしたまちづくりを推進するため、新幹線終着駅と港、街を結ぶ位置にある魚市跡地は、県外からの観光客を含めた人々の交流によって、まちの活性化に積極的な役割を果たすべきと考えています。

長崎市には、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」と「九州・山口の近代化産業遺産群（端島・高島等）」の二つの世界遺産候補をはじめ、世界恒久平和を願う被爆地長崎市のシンボルゾーンである平和公園、江戸時代にわが国で唯一世界との窓口であった史跡「出島」など、世界的にも価値の高い文化・観光資源が数多く存在しており、これらを活用した交流人口の拡大を目指していかなければなりません。

今後、さらに、国内外の人々と活発に交流することができ、世界に開かれた地域として発展するためには、現在進展しつつある九州新幹線西九州ルートを中心とした陸の玄関口や旅客船ターミナル等の海の玄関口といった広域交通拠点の整備により、大正から昭和初期の上海航路時代に長崎が果たしていた国際ゲートウェイ（玄関口）機能の再生と、多様な歴史文化・観光資源の保全と再生、歴史文化・観光資源と各拠点的地域を有機的に結ぶための回遊性の向上が必要となります。

このため、今後、長崎市中心部の総合的なまちづくりを推進するにあたって、地元長崎市と一緒に、都市のグランドデザインをつくり上げていくこととしています。

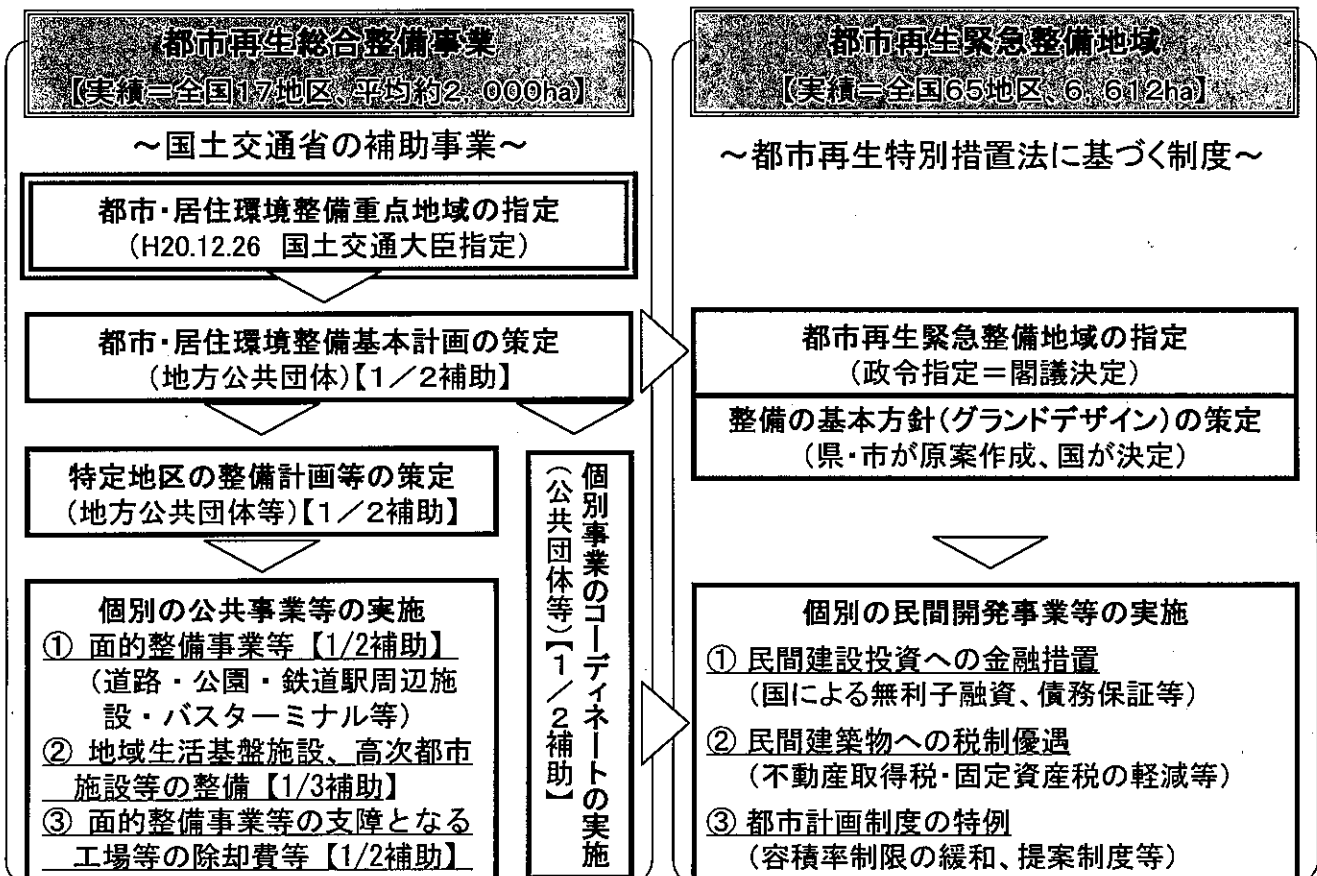
なお、都市のグランドデザインを描くにあたっては、国土交通省の補助事業である都市再生総合整備事業を活用したいと考えておりましたが、平成20年12月26日に、同事業の実施区域である都市・居住環境整備重点地域として国土交通大臣の指定を受けることができました。今後、県と長崎市が一体となって、同地域のまちづくりの基本計画を策定し、平成21年度中の都市再生緊急整備地域の指定を目指していきます。

また、同日、JR長崎本線立体交差事業と長崎駅周辺土地区画整理事業の都市計画決定が行われ、本格的に事業が進められることになりました。

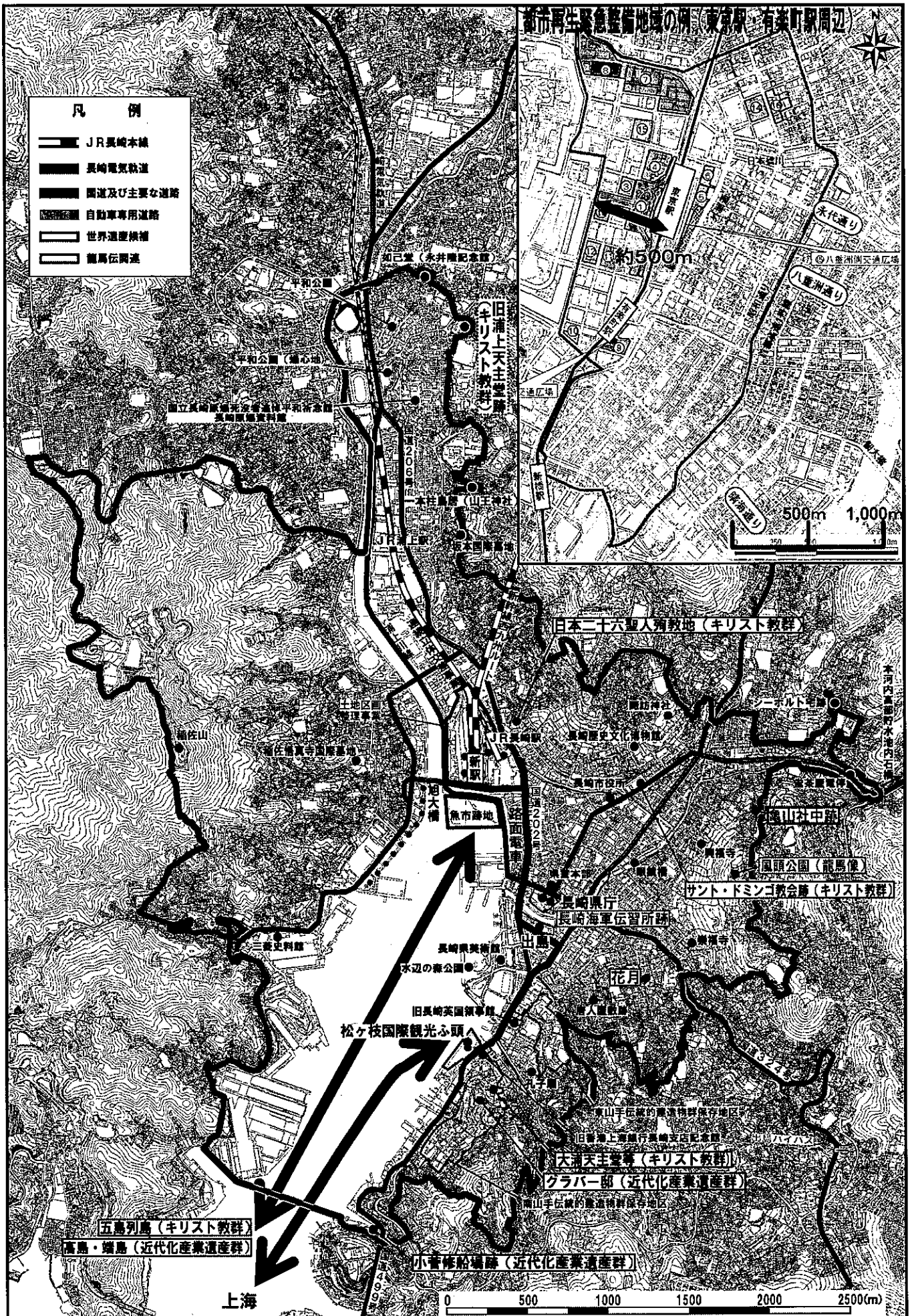
国際観光文化都市・長崎の再生について

- 二つの世界遺産候補(キリスト教関連遺産群・近代化産業遺産群)、平和公園、史跡「出島」などの世界的にも価値の高い歴史・文化・観光資源を活用した交流人口の増加を目指し、『国際観光文化都市・長崎の再生』を図る。
- このため、①上海航路時代に長崎が果たしていた国際ゲートウェイ(玄関口)機能の再生と、②多様な歴史・文化・観光資源の保全・再生を目指すとともに、③歴史・文化・観光資源と各拠点的地域を有機的に結ぶための回遊性の向上を目指す。
- 具体的には、次のような開発と保全、ハード施策とソフト施策を、バランスよく総合的・一体的に進めることが重要。
 - ① 新幹線と国際航路・離島航路の接続
 - ② 長崎駅周辺・松ヶ枝国際観光ふ頭・中心商業地域・稲佐地域(長崎港西側地域)などの拠点的地域における官民一体となった開発整備
 - ③ 歴史・文化・観光資源の保全・再生整備とその周辺等での景観保全
 - ④ 道路・公共交通・歩行者動線などのネットワーク整備
 - ⑤ 回遊コースの開発、国際クルーズなどのソフト施策
- このため、長崎県と長崎市が一体となって、各種公共事業、民間開発事業の誘導方針、ソフト施策の展開方針などについて、都市のグランドデザインを描くこととする。

都市のグランドデザイン構築のための手法



国際観光文化都市・長崎の再生



国際観光文化都市・長崎のゲートウェイ(玄関口)の機能強化

